

明治学院史資料集

第10集

明治学院大学図書館

明治学院史資料集
(10)

明治学院大学図書館



和田英作 (20歳代)



和田英作の手紙 (資料(1)に解説あり) 青山四郎氏所蔵

明治学院史資料集第十集発刊に際して

「明治学院百年史」および「明治学院百年史資料集」全七巻の刊行に引き続き「明治学院史資料集」の編纂を開始した本学が、そこに収録する最初の資料として、三浦徹牧師の手記「恥か記」をとり上げたのは、明治学院百年史編纂のためにたまたま閲読の機会を得たこの手記が、日本プロテスタント史研究上きわめて貴重な史実や逸話に富み、単に学院百年史編纂の資料として独占するに余りにも貴重なものであることを知ったからであった（資料集第八集所収工藤英一教授による解題参照）。

かくて、資料集第八集において「恥か記」全六巻一三三章（昭和五三・一二・一三）を、同第九集において「統恥か記」全五巻九五章を掲載し、これを紹介した（昭和五七・七・二五）。これに引き続き、この第一〇集以後三集にわたり「統統恥か記」を掲載、紹介の予定である。今回は、そのうち一巻一章から四巻六七章までの分を刊行し閲読の用に供するものである（但し、目次に関しては今回全巻にわたり公開する）。

本資料集が広く日本プロテスタント史および日本近代史の研究のために役立つものであることを

祈念しつつ、今後共本資料集の一層の充実発展のための学院内外関係者各位の御支援を乞うものである。

なお、本資料集の刊行にあたって、本学兼任講師岡崎一氏の御指導と御協力を得たことを付記し、深く感謝の意を表する次第である。

昭和五十九年三月一日

明治学院大学図書館長

高 田 章

目次

明治学院史資料集第十集発刊に際して……………高田 章

凡 例

三浦徹手記続統恥か記

第一卷 (第一章～第十三章) ……………	5
第二卷 (第十四章～第三十二章) ……………	43
第三卷 (第三十三章～第四十九章) ……………	73
第四卷 (第四十九章～第六十七章) ……………	105
資料 (1) 和田英作の訳詩と明治学院……………	平林 武雄……………137
資料 (2) ある日の沖野岩三郎——新資料紹介——……………	岡崎 一……………144

凡 例

一、翻刻に際しては忠実を期し、単に文字を翻刻するだけでなく、できる限り原型に近い形で翻刻した。従って、「引用聖語」の各書の行間の不統一や、「故に故に」^{「もと」}という一見誤植と思える箇所も、全て原稿通りである。

二、漢字は原則として新字体を用いたが、「當」と「当」のように書き分けている場合、また「摸」のように当時慣用されていた文字は、そのまま残した。

三、仮名づかい、平仮名、片仮名は原稿通りとしたが、変体仮名は通行の文字に改めた。

四、誤字、脱字、また当時の用法から見ても一般的でないと思われる文字は、「」で補訂したが、補訂したい場合は「ママ」とした。なお、筆者は「己」と「巳」を共に「巳」と表記しているが、これは筆者の癖でもあり、また一々補訂すると読みづらくもなるので、この文字については文意により「巳」か「巳」とした。

五、抹消文字は「」で示し、抹消文字の横に記されている訂正文字は、そのまま「」の横に示した。

統統恥か記 自第一章 第一卷
至第十三章

統統恥か記のはしかき

統恥か記の成りし頃はもはやかくこともあらざるべしと思ひしに又思ひいつることあり、見聞することあり、此のこと、彼の事と手帳に記して備忘としたり、卅一年の五月までは聖經課程発行の為に寸暇なく、いつ筆とることゝなるべきか知るよしもなかりしが同月中より課程のことは他にまかせ、少しは餘暇を得へ「ん」と思ひしは空頼にて六月よりは病にかゝり、病院に入り、七、八、九月は休養し、「十月」頃よりやゝ筆とる時のあるにまかせ、さてとて手帳に記したるを種とし、暇さへあれば筆をとりて遂に又第一章より第三百三十四章に至りぬ、然し此の分にてはまだかくこともあらんかとして第九卷には白紙をさへ附しおきたり、第百卅四章にて筆を擱したるは卅二年二月六日にありけり、

盛岡下の橋の寓居に

明治卅二年二月八日

二州楼主人識

統統恥か記 第一卷

統統恥か記

目録

第一卷

- 第一章 金さんの為だよ 上総魚売女
- 第二章 幸福の死とは分らん 尾野重俊氏
- 第三章 慣れゝば何ともありません 電気見せ物師のこと
- 第四章 然ら鯖を読まれてたまるものか 天ぶら屋の爺
- 第五章 隠れし財宝 日光拝殿の床及び中村中佐の海事的眼
- 第六章 何だコンナ馬鹿 大会議員某氏の言
- 第七章 役人を止めれば信者になります 青森の官吏
- 第八章 平生はおちがひなざる 某教師の妻女
- 第九章 高慢は無い時がない 金田米蔵氏

- 第十章 忘物があります コルネス氏の下婢
- 第十一章 自分を先の位地にお置きなさい 某氏の妻女
- 第十二章 彼等は十五六世期の古物です 某退教者の言
- 第十三章 返答に困つて居ます 蒲生某氏のこと

第二巻

- 第十四章 私には関係がありません 下婢の無口
- 第十五章 手本が無くては…… 夏雄翁の彫刻
- 第十六章 今日だけは内分に…… 内村鑑三氏と勸語礼拝
- 第十七章 話しませうか 大海嘯にあひし人海嘯を語る
- 第十八章 決して妨げません 師範学校長の食言及び罪知事の言
- 第十九章 伍を為なすを屑としません 某退教者の遁辞
- 第二十章 我は神より出でたり モールス氏の辯説
- 第二十一章 あゝ、夫れなら…… 渡辺某氏と安息日
- 第二十二章 一錠は全錠を破る 某氏一の律法を破りて他をも共に破る
- 第二十三章 其の日の利潤を皆献げます 手前勝手に安息日を守る

- 第二十四章 説教場は「座」眠の好場所 伊藤金次郎氏のこと
- 第二十五章 地震を知つたので助かつた 山柳柳蔵氏のこと
- 第二十六章 目塗土がなかつた 麴町教会々堂のこと
- 第二十七章 斯ういふ時は宗教 国司仙吉氏のこと
- 第二十八章 あの教理を説いてください 長友氏妻女のこと
- 第二十九章 祈禱の聴かれ方 戸締りと盗賊
- 第三十章 偶像教徒の名聞 金比羅の献金
- 第三十一章 近くても矢張遠し 気のもちやう
- 第三十二章 不孝者は無事でした 海嘯に助かりし人のこと

第三巻

- 第三十三章 信用がならん 二分金の贖物
- 第三十四章 断然信者とはならん 教師の飲酒生徒を躓かす
- 第三十五章 祈らなければ論じません 阪本長老のこと
- 第三十六章 不義の交際はしませんが 飯田良作氏と中村正亮氏のこと
- 第三十七章 あの語は何にありますか 金比羅神官と僧侶のこと

第三十八章 已に汽車出来致居候 金比羅の鉄道

第三十九章 恐入りますが少々でも御話してください 宇都宮近在の求道者

第四十章 迷妄 村井某氏の強敵

第四十一章 分業として基督を研究す 越後某氏の旅行

第四十二章 考へちがひです 海嘯に對する心得ちがひと和歌の浦丸の破船

第四十三章 山田氏は信じました 喜の音酒客を救ふ

第四十四章 とう／＼本の猫だ 勝氣の老人

第四十五章 東京の鰻は甘い 岩倉公の逸事

第四十六章 聖言に救はれました 佐倉の信者騙術を免る

第四十七章 首とつりがへの印は押せません 神官の失敗

第四十八章 手拭の捻切り 尚村栄左エ門氏の逸事

第四十九章 バイブルウーマン難 某バイブルウーマンのこと

第四卷

第五十章 どうぞ返してくらッし 盛岡の人掬見より金をもらふ

第五十一章 神でないから罪を赦しません 阿弥陀のこと

第五十二章 打明けんのは苦しいもの 期せずして小野少佐を訪ふ

第五十三章 放すからいけません 亀の夫婦と津波

第五十四章 ステ、コ羅は道德の先生 村夫子の言行不一致

第五十五章 孔子は更に大なり 山田某の癡説

第五十六章 人間は馬鹿なものだ 鴉の話

第五十七章 恩を忘るな 森林乱伐の寓言

第五十八章 人足は何方でも同じもの ゴブル氏のこと

第五十九章 決して無益でありません 千葉二教問答の結果

第六十章 信者になると儲けることができません 大竹某の誤解

第六十一章 全権者がないから 和船難破

第六十二章 頓慮ですが正直 島津恂堂氏の逸事

第六十三章 却つて馬鹿にせられたるを知らざらんや 木塚代五郎氏のこと

第六十四章 早く言へばよいものを 某博士の夫人と某氏の禁酒

第六十五章 翌日も亦箱根山 二日統けて箱根山を越す

第六十六章 内事は相談もできん 九戸郡の不開

第六十七章 彼等は印度語を解せり 明教新誌の無字

第五巻

第六十八章 實に言語道斷 佐田介石の愚

第六十九章 私より餘計儲けます 上前をはねる

第七十章 イヤ仏教でも乱暴せよとはいひませぬ 盛岡の豊屋余の家に闖入す

第七十一章 壮士役者に旅費を造らせてやつた 花巻演説会の失敗

第七十二章 貴君は何國民なりや 伊藤退蔵と古事記

第七十三章 實に御話になりませぬ 九戸郡の無学

第七十四章 甥が居るよ 酒井と杉浦、金沢と松崎

第七十五章 かゝる時に剝きますもの 池田鐘三氏の頓智

第七十六章 山のことは知りませぬ 戸田の船頭の海事専門

第七十七章 だから気をおつけ 某氏の猾智

第七十八章 己の袴の裏は木綿だよ 原田粟生翁の逸事

第七十九章 知とは何のことだらう 祖父の頓智

第八十章 早く支度せよ 愚恭公の逸事

第八十一章 あれは折衷ができない 江川先生の卓見

第八十二章 法の寛嚴は民度と并行す 悪人は勝手手の制裁を恐る

第六巻

第八十三章 日本の道徳は奇妙です 加害者責まる

第八十四章 不許葷酒入山門 寺院の自家用料酒

第八十五章 私は御供ができません 金森通倫の吉原ゆき

第八十六章 集ると悪人になる 中村先生の言

第八十七章 實に社会の聖潔に驚いたね 木村氏米国の所見

第八十八章 飴を子供に遣つても善うございませるか 村木乙治の猾智

第八十九章 火の番でござい 幕末官吏の収賄

第九十章 切捨を許す 葦山の士狐憑に馬鹿にせらる

第九十一章 天狗に攫はれました 大場澤三郎氏の欺騙

第九十二章 献金はできません 水川氏の献金法

第九十三章 天にまします鉄拳 小阪啓之助氏の奇行

第九十四章 つい癖になつて 父上の言

第九十五章 馬術を学ばるので 大岡甚助氏の逸事

第九十六章 娘には洗礼を受けさせません 仙台の信者 某の誤信

第九十七章 浮雲ければ掃除を止めなければなりません 水野閨老の言質

第九十八章 祈祷と観音には失望しました 原川徹平氏の逸事

第九十九章 五厘でも買へませんか 物もらひの強情

第一百章 宣教師等と怪庭はない 福沢翁のこと

第七卷

第一百一章 馬を御する術 堀江氏の馬術

第一百二章 廃娼の善後策は如何です 僧侶吉川某の存唱

続統恥か記 第一卷

第一百三章 囚徒の擗破り 各々其の道に賢し

第一百四章 名誉を思ふのです 魚川岸の蕎麦

第一百五章 名は同じく大砲です 基仏の真偽

第一百六章 不具の自由 鵜飼某の閉口

第一百七章 資格がない 菊地氏英照公に対へまつる能はず

第一百八章 いとなく夫婦に…… 某氏の奇婚

第一百九章 礼服でなければ…… 父上鹿鳴館に入るを得ず

第一百十章 神の大能 磐梯山の破裂を人力にして見る

第一百十一章 火事は向ふでした 大阪屋主人の狼狽

第一百十二章 夫婦無言 山田某氏妻と隔離す

第一百十三章 此れは甘くいつた方ばかり 悪少年の自助論観

第一百十四章 家で祈れば同じことです 某氏の祈祷観

第八卷

第一百十五章 幸福に死ぬとは精神錯乱でせう 北海道に於る某の死

第一百十六章 礼拝しません 高等中学校長の偽善

第一百十七章 目が逸れるから 里計器試験の結果

第一百十八章 何故今、いふか 石川舞台の似而非論

第一百十九章 大工が祟る 樺山重次郎の逸事

第一百二十章 基督教も亦利己主義なり

第一百二十一章 入智慧は失敗です 高橋氏の説を高橋氏に語らんとす

第一百二十二章 罪は火のやうです 鳥打のいたづら

第一百二十三章 其の死て栄光を顯す 野上球平氏の死

第一百二十四章 四銭で八丈絹一反 横井元峰の猾智

第一百二十五章 社会の為に妻を娶りません グリーン氏〔抱〕のこゝ

第一百二十六章 宗近はグニヤリ 奈良の刺身鮑丁

第一百二十七章 道徳の大本が破れた 封建制度の廃止

第一百二十八章 優柔不断は事を成さん 両国教会某氏のこと

第一百二十九章 人を頼むは教会の呪詛 米沢教会の松平子爵

第一百三十章 教会には種々の人がある筈 上野氏の言

第九巻

第一百三十一章 天皇陛下の謙卑、仁慈 岩倉邸行幸

第一百三十二章 遂に靴を脱ぎました 武部氏三条公に謁す

第一百三十三章 我知らず洒落てしまふ 詫間氏のこと

第一百三十四章 善きも悪きも神の摂理 某氏の言

第一百三十五章 狐四頭サ 本多保氏狐を得

第一百三十六章 賈札は見ません 善き側のみ示して教養す

第一百三十七章 忘れてくれんなや 海嘯の時家に敷かれし人の頼み

第一百三十八章 耶穌も近頃は流行りません 退却信者の責任

第一百三十九章 拝領だから用ひます 村瀬氏の目貫

第一百四十章 積極の教 基督教の特色

第一百四十一章 謙遜は偽とちがひます 孔子の謙は不健全なり

第一百四十二章 献金は習慣にするがよい 奄地氏兄弟の水死

第一百四十三章 祈禱せざるは大胆に過ぐ 余が父の犬襖

第一百四十四章 摸範が必要 飯阪と上の山信徒の歌

第一百四十五章 手続があるので無暗には乗せません 福島米沢

間の土草

第十卷

第百四十六章 人造七不思議 福島米沢線の特徴

第百四十七章 人を頼む教会は栄えません 米沢教会

第百四十八章 同情の力 和戸教会ノ兄弟

第百四十九章 釜石の大鑛爐 基督教は西洋の古物にあらず

第百五十章 内顧の憂 牧師を思はざるは會員の損

第百五十一章 孔子の自覚 罪なしと思ふは大胆に過ぐ

第百五十二章 其の忍耐には感じました 浦上天主教徒のこと

第百五十三章 主の十字架は苦痛の緩和剤 石井勲太郎氏の死状

第百五十四章 悟道と信仰 大洲鉄然と佐久間嘉七氏の相違

第百五十五章 フルベッキ博士の謙徳

第百五十六章 日本人だと思つたんだ フルベッキ氏の和語

第百五十八章 祈祷は釣の如し 余と釣

第百五十九章 魯國守兵の交代 悪者の攻撃

第百六十章 妾を諫めて不首尾となつた 金森通倫と高崎五六

第百六十一章 基督教徒の光明 真山良氏

第百六十二章 僻み根生があるから…… 因人氣質

第百六十三章 信者風 飯坂にて信者と知らる

第百六十四章 神經です 雨宮、村上二氏の Faith-Curing

第百六十五章 盛世祈祷にて救はる

第百六十六章 希望は人を動かす 盛世の看護

第百六十七章 同情は實驗よりす

第百六十八章 罪は次第に恐れざるに至る 余の赤痢病々者に於る経験

第百六十九章 鳥尾得庵の無責任

第百七十章 下等動物に道徳がありますか 仏教演説と浅川廣湖氏

第十一卷

第百五十七章 教は嫌だが伊藤さんは善い 三島に於る伊藤々吉氏

引用聖語

約書亞書 一。十七、十八（二五〇）

廿三。八（六四）

旧約の部

士師記

創世記 一。廿七（三〇）

路得記

出埃及記 十七。十一||十三（二四八）

撒母耳上

廿。廿（二三）

利未記 十九。廿六（二六四）

撒母耳下

廿七。三十（二四二）

列王紀略上 十八。廿一（六四）

民数紀略

十九。十一（二一〇） 廿。廿三（九二）

申命記 四。二（五五） 四。卅六（二二二）

六。四、五（七六） 廿八。一（八七）

列王紀略下

歴代志略上

歴代志略下 廿五。十五(三三)

詩篇 一。一〇三(三六) 四。四(三三)

九。九(三七) 九。十七(三三) 廿。七(二四七)

廿二。三十、三十一(五九) 廿四。三、四(一〇七)

廿六。十(八九) 廿七。四(七六)

廿九。三〇九(二一〇) 三十二。三(七八)

三十二。七(三七) 三十二。八(二二)

三十三。十、十一(一三四)

三十三。十六〇十八(二四七) 三十五。廿(二二六)

三十七。十一(二五五) 三十七。廿二(二一九)

三十七。三十七(二〇〇) 四十。四(三三)

四十六。一(二五三) 五十五。廿三(二二六)

六十二。九(二四七) 七十八。卅六(三七)

九十一。二(二七七) 九十二。十四、十五(二〇)

百一。五(七四) 百十九。八十六(五)

百十九。九十六(五) 百十九。九十七(五)

百十九。百五(四六) 百十九。百十八(五)

尼希米^{ネヘミヤ}壺

以士帖^{イスタ}

約百記^{ヨウヒキ} 四。八() 二。十三、十四(三)

十一。十二(七三) 十一。十二、十三(九四)

十五。四(一四三) 廿一。十五(一四三)

廿三。十三(一三四) 三十三。十(七一)

百十九。百廿九(五) 百十九。百卅(五)
百十九。百四十(五) 百十九。百四十(五)
百十九。百七十二(五) 百三十九。六(六八)

箴言

一。五(七二) 一。七(六七)
一。十六(八八) 二。十三||十五(八三)
三。廿一、廿二(七五) 三。七(六三)
三。十三(七五) 三。卅三(二九) 四。七(七九)
四。十四、十五(八五) 四。十九(六七)
五。廿二、廿三(二三) 六。四(二二)
六。十二||十四(二四) 六。十六、十七(九)
六。廿三||廿六(二〇) 九。八(五六)
九。九(七三) 九。十三(四九) 十。五(四八)
十。卅(八八) 十。卅四(八八)
十一。十二(六三) 十二。四(三八)
十二。十三(二〇六) 十二。十五(六三)
十二。十九(二八) 十二。廿三(九七)

十三。三(九七) 十三。十一(六九)
十三。十四(四八) 十三。十六(四七)
十四。十七(五八) 十四。廿九(五八)
十四。卅二(八三) 十四。卅四(八七)
十五。一(五八) 一五。五(二三)
十五。廿一(六六) 十五。三十三(九五)
十六。一(三四) 十六。九(三三)
十六。十八(二五五) 十七。四(七七)
十八。二(四七) 十八。六、七(四七)
十九。二、三(六八) 十九。五(二八)
十九。十三(二三) 十九。十四(三八)
十九。廿一(三四) 廿。十四(二八)
廿。廿三(六九) 廿。廿八(八〇)
廿一。九(二二三) 廿一。十九(二二三)
廿二。一(二〇四) 廿二。廿九(四)
廿三。九(八一) 廿四。十二(二二七)
廿五。十一(六六) 廿五。廿三(七四)
廿六。四||六(四七) 廿七。九(二四六)
廿七。十四(八六) 廿七。十五(二二三)

廿七。十七、十九(二六三) 廿七。廿一(七七)
廿八。一(五〇) 廿九。三(一〇二)
廿九。五(七七) 三十。六(二三六)
三十一。十、十一(二八) 三十一。三十二(二八)

三十一。三(一二九) 卅三。十五、十六(三三)
四十六。十(三四) 五十四。十三(二二)
五十五。一、二(二〇) 五十九。七(一〇三)
四十九。十五(二七七)

伝道之書 四。九、十(二四六)

五。十九(五七) 七。十七(八八)
七。廿三(三八) 八。六、十四(三三)
八。十一(二六八) 八。十七(七三)

耶利米書 二。廿八(三三) 五。七(二二五)

十。二(二六四) 十四。十四(一〇五)
十七。五(二二九) 十七。七(二六六)
十七。十(二二七) 卅二。十八(二二五)

雅歌

哀歌 三。廿一、廿五、廿六(二六六)

以賽亞書 一。二(五七) 一。三(一二)

十四。廿六、廿七(三三四) 廿九。十四(四八)

以西結書 十八。廿(二二七)

但以理書 十二、十三(四四)

何西阿書

哈巴谷書

西番雅書

約耳書

哈基書

亞摩士書

五、十二(八九)

八、七(一三七)

撒加利亞書

阿巴底亞書

三、十四、十六(一三四)

馬拉基書

一、十四(一七〇)

約拿書

一、七、八(九一)

新約の部

米迦書

馬太伝

五、八(二〇七)

五、十六(二六二)

拿翁書

五、四十八(二〇〇)

六、一―四(三〇)

六。九、十、十二(二四) 六。廿四(九八)
 六。廿六(二三五) 七。六(一一五)
 七。七(三九) 七。十二(二四〇)
 七。十五(四三) 七。廿一(三七七)
 十。廿二(四四) 十。廿六(一八)
 十。卅二(六四) 十。卅七、卅八(九六)
 十一。十七(二三) 十一。廿九(二四一)
 十二。十九、廿(二六三) 十三。卅(二四)
 十三。四十四(五) 十四。三、四(二六〇)
 十六。三(二五) 十八。十九(二四)
 十八。廿(八六) 廿。廿一、廿二(三三)
 廿二。十一、十二(二〇九) 廿二。廿九(四五)
 廿三。三(八) 廿三。四(十六)
 廿三。五(二六) 廿三。廿八(五三)
 廿四。四、五(四三) 廿四。十二(二六)
 廿四。十三(一五三) 廿四。卅二(三五)
 廿四。四十三、四十四(三六) 廿五。十三(三六)

廿六。廿四(五三) 廿六。卅九(二五九)
 廿六。四十一(三九) 廿八。十三(七八)
 廿八。十八(六二) 廿八。十九(二四九)

馬可伝マカデン 二。七(五二) 九。卅九、四十(三七)

路加伝ロカデン 六。卅九(五六) 九。廿六(六四)

九。六十一、六十二(六〇) 十四。十六||廿(二九)
 十六。八(七八) 十六。廿五(三三)
 十六。卅、卅一(七) 十八。七(二三四)
 廿一。四(九二)

約翰伝ヨハネデン 三。十(二八) 五。十四(二五四)
 五。卅九(五) 六。卅七(二三四)

続統聡か記 第一卷

九。二(四〇) 十。十二、十三(一三七)

十三。十五(一四四) 十四。十三、十四(一六五)

十六。卅二、卅三(一五三) 十七。十五(一五四)

哥林多前書 六。廿(一) 八。十三(三四)

九。十六(二七) 九。十七||廿三(一六二)

九。廿五(二三三) 九。十二||廿八(六一)

十三。四(九三) 十三。四、五(一一)

十五。五十五(二) 十六。一(一四二)

使徒行伝 四。廿(二七) 十七。十一(三九)

十九。卅二(七〇) 廿。卅五(九二)

哥林多後書 九。七(二四三) 十三。八(九〇)

羅馬書 二。十五(一〇四) 二。十八||廿二(五四)

三。八(一四一) 三。十四(四一)

四。四、五(二〇) 七。廿四(一五二)

八。廿四(六五) 十一。六(九九)

十二。三(二四二) 十二。十二(六五)

十二。十五(二四八) 十二。十六(一一)

十三。十四(四二) 十四。廿一(三四)

加拉太書 六。二(二四八) 六。十(七一)

以弗所書 四。十四(四四)

四。十七||十九(二六九) 四。廿四(三〇)

五。廿八(一一)

六。十六 (三五)

六。十八 (二五九)

六。三、五 (二三六)

腓立比書

一。三 (二四一)

一。五—七 (二三二)

二。十三 (二三九)

二。廿一 (三一)

三。十四 (二一七)

提摩太後書

一。十三 (二三六)

三。十六 (五)

提多書

二。七、八 (五六)

二。十一 (三七)

哥羅西書

三。二 (五三)

三。十 (三〇)

腓利門書

帖撒羅尼迦前書

五。十七 (二五八)

希伯來書

二。十五 (二六七)

二。十八 (二六七)

帖撒羅尼迦後書

三。十六 (五)

六。四、六 (二三八)

十。四、五 (四三)

十二。二、三 (三一七)

十二。四 (二六〇)

十二。十五 (二六八)

十三。四 (二〇八)

十三。十八 (六二)

提摩太前書

二。十二 (二四)

四。十二 (五六)

統統恥か記 第一卷

雅各書

一。六〇八(九八) 一。十二(五三)

一。廿六(八四) 二。十(三四)

三。二、三(一〇一) 三。五(一二三)

猶太書

默示錄 二。十(四四)

三。十五、十六(二八)

廿二。十八、十九(五五)

三。十一(四四)

廿一。六(二五六)

彼得前書

二。十五(二五七) 二。廿一(二五)

四。八(九三) 四。十五(六一) 五。八(二五九)

五。五(二四一)

彼得後書

二。一(一〇五) 二。三(三七)

約翰第一書

二。六(二五) 二。十五(五三)

三。廿二(二六五)

約翰第二書

約翰第三書

第一章 金さんの為だよ

○保羅コリント人に教へて曰はく「爾曹は価を以て買はれたるものなればなり是故に神のものなる爾曹……神の榮を顯すべし」(哥前六、廿)。

茲に一人の武士あり、武士道として武芸を修むべし、其武芸を修むるや善し、然れども武芸を修むる者必ずしも其志同じからず、試に甲者に問はば彼云はん、武芸の上達は我が一身の利なり、我が一身の榮養なり、刻苦精勵して其糧輿を極めたらんには富貴、利禄思ひの俚ならん、然れども亦乙者は云はん、余は君恩に浴すること數代、今や事なくして高禄に飽けり、余不敏なりといへども争でか君恩の深きを思はざらんや、日夜切瑗琢摩して武芸に汲々たるものは後日有事の日君の御馬前にありて力を致し、君を泰山の安に置きまつりて以て山海の恩に報いんが為なり、視よ、武芸を修むるは甲乙一なり、然れども其動機の相反すること天淵も啻ならざるなり、蓋し甲は自己一身の為に乙は其主の為にせるが故なり、夫れ吾人々類の此世にあるや皆神の御榮の為なるは勿論なれども特に基督の救拯に與りたるものは何事を為すも主の為にせるの動機あらざるべからず、

否、救拯を得たるものゝ至情たるなり、吾人は主の為に活き主の為に死すべし、吾人主を信じて主の為に徳を修めんか、其得る所吾人の徳たりといへども亦主の為たるべし、吾人の修徳、堅信、行為皆主の為たるべきなり、

明治初年の頃余が父母と偕に上総菊間村にありし時八幡町より来る女の魚売あり、屢々余が家にも出入せしを以て彼が女の身にして何故に魚売たりしやを問ひしに彼女は快濶に、諧謔の口調を以て答へて曰はく「金さんの為だよ」、其仔細を問へば彼女の夫久しく病に臥して自ら其職を為す能はず、自ら代りて此職を為すなりと、彼は魚を買ひて魚を売り、利を得て以て自ら養へり、然れども彼は自己一身の為にせるにあらず、其動機は高尚なり、殊勝なり、優美なりしにあらずや、吾人信徒たる者若し自己の為に生活したらんには患難に遭ひて之に堪ゆる能はず、不義に逢ひて之を避くる能はず、不義を蒙りて忍ぶ能はず、不親切、不実意を以てする者あるも之に善を為すの勇を失ひ、又わが為す所に成功なしと見たる時失望せざるを得んや、之に反して我が動機主にあらんか、凡て皆他人の為、自己の為にあらざるが故に失望せず、反つて成功を必ずすべきなり、あゝ、動機の神にあるものは福なるかな。

第二章 幸福な死とは分らん

哥林多前書に曰はく「死よ爾の刺は安に在るや、陰府よ爾の勝は安にあるや」(十五)。(十五)。

世に死ほど恐しく嫌はしきものなし、世人が千辛、万苦を忍び、汲々として世務に齟齬せるもの富貴、名譽、生命の為にあらざるはなし、世に恐怖すべきもの少からずといへども其恐怖すべき理由を問はゞ其重なるものは生命の危きを思へばなり、試に視よ、火事恐るべしといへども其身無関係の地にありたらんには反つて愉快なるべし、地震恐るべしといへども其身地震に關係なき位地にあらんには或は快哉を叫ばんも知るべからず、然らば若し世より死の一事を除去らんか、世の恐怖すべきもの十中の八九は其跡を見ざるに至らん、然れども基督の教へたまふ所によれば吾人罪を赦されて救拯を得たるものは「我を信する者死するとも活くべし」、縦し此世の生命は終ることありとも其終ると同時に永遠にして且つ真正の生命を得るものなり、然れば信者の為には死は死にあらずして生命に入るの門なり、死は萬事の終局にあらずして反つて成功の初期なり、然らば基督の徒にとりては死は恐怖すべきものにあらずして反つて歓迎す

べきなり、基督信徒が泰然自若として死の刺を蔑視するもの宜ならずや、然れども是れ信仰なきものゝ決して理解する能はざる所なり、

余が友尾野重俊氏は播州龍野の人室田経徳氏の第二子なり、明治八年の頃英国宣教師ダビッドソン氏の和語教師たり、氏は何か思ふ所ありて其業を余に譲る、是れ余が氏を知るの始なり、氏は其性言語に巧なるを以てダ氏は若し氏をして英語を学はしめたらんには国家の用を為すこと多からんと旅費を給してスコットランドの父の許に送らんとす、氏はダ氏より久しく教を聞きしが未だ決する所あらず、然れどもダ氏の懇勸によりて遂に八年九月廿六日ダ氏より洗礼を領したり、然し今より思へば氏は當時真正の信仰はあらざりしが如し、翌十月氏は横濱を發して蘇國に航したりしが是れぞ此世に氏を見るの最後にてありき、氏はダ氏が父の家にありて勉学に餘念あらざりしが蘇國の氣候は大に氏の健康を害し、翌十九年七八月の頃肺患に罹り、医師の勧誘によりて九月蘇國を發して帰途に就けり、然れども不幸病勢は次第に増し、地中海を航する頃は其死の二三日に迫るの状況となりき、船中知る人とてもあらざりしが清國に航する一宣教師あり、親しく氏を看護せり、氏は其生命の且夕に迫れる

を知り、一日宣教師に請ひ、氏が父、即ち室田氏への書信を口授代書せしめたり、氏は期せるが如く其翌日、即ち九月廿「六」日^九を以て船中に死し、モルタ島近傍に水葬せられき、氏が代書せしめし書信は後、室田氏の手落ちしが氏は固より英文を解せず、又尾野氏の実兄某氏は仏文を解したれども英文を解せず、茲を以て室田氏は其書の解釈をダビッドソン氏に乞へり、氏は之を解きしが室田氏は書中の一句「余は喜びて幸に死しまうし候」に至りて解せざるものゝ如し、死は人の好まざる所、殊に彼春秋に富み、異域の鬼となるに尚ほ幸福なりとは分らざる所なりと、之より教義の徒となりて其日は去りしが後屢々ダ氏を訪ひて問ふ所あり、遂にワデル氏の和語教師となり、氏より道を学び、初めて幸福の死を味ひ、旧来の漢学主義を棄て、信徒となり、尚ほ葺手町教会に長老となりて熱心教の爲に尽くす所ありき、あゝ、基督教徒にあらざれば眞に死を解釈すること能はず、教外の人は之を恐れて已を得ず之を迎へ、信徒は之を見ること榮譽の冠冕の如し、死よ爾の刺は安にあるや。パイロント

パウロノ言比較

第三章 慣れゝば何ともありません

約百曰はく「彼悪を口に甘しとし、舌の底に蔵め、愛しみて捨てず、之を口の中に含み居る」(廿。十二)、

箴言に曰はく「彼等は直き途をはなれて幽暗き路に行み、悪を行ふを楽しみ、悪者のいつはりを悦ぶ」(一。十三)、

とは悪者の状態にあらずや、悪を為すもの其初期を見れば極めて小なり、又其初期に於ては小罪あるも大に驚き、大に怒る、然れども不幸罪を犯して厳しく之を自責し、強ひて之を棄るにあらざれば遂には一の習慣となりて決して棄る能はざるなり、彼の酒に溺るゝ者初より溺るゝにあらず、初めて之を味ふや、其味の甘からざるのみならず、酔多ば其苦痛甚し、然れども其習慣となるや、音に其味の美なるのみならず其酔心地いふべからず、罪又之と同じからざらんや、吾人は罪あるを見れば直に悔ゆべし、一時間たりとも放「棄」すべからず、放任すること屢なれば遂に習慣となりて之を棄てんこと手足を切断するの苦に優るものあり、

余曾て浅草に遊ぶ、蔵前に電氣の見世物あり、余は余の奇好心に促されて其場に入りしに諸種の電氣器を陳列しありて年の頃

三十前後の壮漢一々之を説明せり、遂に一個の真鍮製金盞かなざらに水を盛り、中に二十銭の銀貨二三個を投じたるものあり、説明者辨じ来りて曰はく「何方様にても此水中に御手を入れられて銀貨をお取り遊ばせば一個なり、二個なり御景物として進上いたします」と、是く聞くや、見物の一人水中に手を入れしが其指頭のいまだ銀貨に達せざるに堪、ざるものあるかの如く手を引きたり、他の者又試みたれども亦同じ、又種々工夫を凝らして四五回試みし者ありしが同じく奏功せず、是れ盞中の水に電氣を通じたるが故に其水に触るゝ者は皆電氣の伝通によりて之を為し得ざるなり、余は極めて神速に摘去りたらんには電氣の伝はること少く必ず奏功すべしと思へり、余は廿錢貨を欲しとはせざるも説明者を驚かしくれんと急激に手を入れたり、去れど能はざりき、又試みたり、其結果は同じ、三回、四回、余は七八回試みたれども遂に失敗し、唯得たるは全身を浸せる流汗のみなりき、此時説明者は余が側に来り、是くせば取り得べしと落附払つて水中の銀貨を摘めり、初め余は彼が其時電流の道を断つならんと思ひしが遂に彼と同時に水中に手を投じたり、彼は平然知らざるものゝ如くなりしが余は全身に感じて遂に得る能はざりき、余は彼に問へり「如何にして摘得るや」と、彼曰

はく「慣れゝば何ともありません、あゝ、罪惡に慣るゝ者彼の電と同じからざらんや、恐れても慎むべきは罪なり、悪なり。

第四章 然う鯖を読まれてたまるものか

箴言に曰はく「汝其業に巧なる人を見るか斯かる人は王の前に立たん、かならず賤しき者の前にたゞじ」(廿二。)

人自己の業に巧ならんとせば励まざるべからず、励むもの自ら巧になりて必ず王の前に立つ(成功)に至らん、

明治三年余は藩命によりて藩士廿人許と上京し、浜町の藩邸にあり、日々大手前の第一大隊の營所に通ひて仏式の操練を学ぶ、演習は日々午前のみにして午後は敢て為すべきことなし、小人は閑居して不善を為すと聞きしが廿余人の壮者何等の制裁なくして閑居せるが故に毎日午後より夜にかけ人形町若くは兩國辺散歩せざるなく、寄席に入り、揚弓店をひやかし、酢、天麩羅の立食、悪事の外何事にても為さぶることなかりき、当時余董の多く立食せる天麩羅店は人形町より芳町に入らんとせる角にあるものなり、何故に此店に多く食ひしやは知らざれども其飯の茶飯なると面白き主人とありしによりたるならん、主人は年の頃六十歳以上にして常に鼻下に手拭の鉢巻を為せり、其故を

問へば鼻水の鍋中に落つるを防ぐなり、其言語によりて考ふれば若き頃は消防夫など爲したるものならん、蓋し江戸兎の粹なるものなりしなり、然るに彼が「長く」其職業に巧なる長く勉勵したる功の見るべきものあり、何ぞや、時としては吾人六七人、六尺の屋台店にはみださんまでに列し、右より左より或は銀鮑、或は貝の柱、或は鰻、ソラ茶なり、ソラ飯なり、其忙しきこと目の回らなばかりなり、而して食終りて「我は何を何個、飯何碗価何程なりや」と問へば老人口中に九句を繰返して何程と答へ曾て一文を誤ちたることなし、然し余の驚きたるは其のみならず、時としては自ら食ひて而して其何個なりしかを知らざることあり、其知らざるよしを述べて「余は何程食ひしや」と問へば何程多数の人食ひ居りても誰は何程と即答して又誤ちたることなし、茲に於て余は後に自ら食ふ所を教へず、其初より數へざるよしを告げて後に其価を問ふを常とせり、余は彼の巧妙なる伎倆に感じて彼に問ひたることあり、數人立ちて右より左より、時としては箸の十字火をさえ見ることあるによく鯖を讀まるゝことなきを得るやと、彼は曰ふ「數十年間此商売を爲して數人一時に食はるゝは毎日毎夜のことなり、毎日毎夜然う鯖を讀まれてたまるものか」、余は然もあらんとて感服せり、然

るに其後余の大に疑念を懷きたるものあり、余が同学中に○○○といふ人あり、性、悪戯に長し、吾人の彼の天獄羅店に共に食する時戯に屢々鯖を讀めり、彼人は「我食ひしものは何程」と問へば老人の何程と即答するを知るが故に鯖を讀まんとする時は「己の食つたのは何が何個、何が何個」と數に於て實際よりも減じ、又価貴きものゝ代りに賤しきものを挙げて以て老人を欺けるなり、余は○○○氏より此事実を聞きて老人の高言敢て信するに足らず、彼巧なりといへども氏に欺かるゝ所ありと、然れども老人は常に欺かれざるを誇れり、茲に於て余は此店に食ふ毎に○○○氏の食ひし物質と數と価とを記憶し、又余の物質と數と価とを記憶しおき、後に氏の価と対照して考ふれば其割合の同じからざるものあるを見たり、よつて氏が鯖続みの實際と価とを精考すれば氏は老人を欺くと思ひ居たれど却つて氏は老人に欺かれ居りしなり、譬へば氏が五厘の品四個を食ひて之を三個といへば老人は疾既に其四個なるを知るが故に彼が胸算には二銭と算せられ、又七厘の品一個、五厘の品五個と告ぐるも其実○○○氏が七厘の品二個を食ひたる時は氏の言には頓着せずして三銭二厘とは云はず三銭九厘と答ふ、斯くて○○○氏は老人を欺き得たりとして得々たるも何ぞ知らん、老人の伎倆

に載せられて価は食ひし程払ひ、勞力損を為し「を」居らんとは、彼はよく其職に励みて此巧妙の手腕を有するに至りしなり。

第五章 隠れし財宝

基督曰はく「爾曹聖書に永生ありと意ひて之を探索ぶこの聖書は我について証する者なり」(約五)。(三十九)。

保羅曰はく「聖書はみな神の黙示にして教誨と督責また人をして道に帰せしめ又義きを学ばしむるに益あり」(後提三)。(十六)。

基督曰はく「天国は畑に蔵れたる宝の如し人見いださば之を秘し喜び帰り其所有を尽く売りて其畑を買ふなり」(太十三)。(四十四)。

聖詩に曰はく「汝の誠命は皆真実なり」(百十九)。(八十六)。

はく「我もろくの純全に限あるをみたりされど汝のいましめはいと広し」(全九)。(十六)。

の一切のさとしを正しとおもふ」(全百)。(廿八)。

を愛す」(全百)。(廿九)。

のいましめは義なればなり」(全百七)。(十二)。

光をはなちて愚なるものをさからしむ」(全百)。(三十)。

ぢの法をいつくしむこといかばかりぞやわれ終日これを深くおもふ」(全九)。(十七)。

白銀にもまされり」(全七)。(十二)。

今日まで世人の最も貴みたる書物を何ぞと問はば聖書と答へん、最もよく人を慰め、人に氣力を与ふる書物を何ぞと問はば聖書と答へん、人を化するに最も能力ある書物を何ぞと問はば聖書と答へん、人の最も深く愛読する書物を何ぞと問はば聖書と答へん、世界に於て最も多く読まるゝ書物を何ぞと問はば聖書と答へん、世界に於て最も広く流布せる書物は何ぞと問はば聖書と答へん(今日已に三百余程の語に訳さる)。

然れば凡そ其眞価値を味ひたるものは古今と、貴賤とを論ぜず聖書を敬はざるものあることなし、若し聖書につける諸大家の言を集め来りしならば蓋し際限あらざるべし、然れば聖書は僅に六十六卷なれども読むものは其初巻に復る毎に新書の読むの感あり、是れ読過する毎に隠れたる財宝を発見するが故なり、然れば古より大人、学士輩の聖書に就きて賛辭を呈したるもの枚挙するに遑あらざるなり、実に聖書は財宝中の財宝たるなり、

余は明治十五年より毎年日光に遊ぶを余が習慣の如くせり、同所に遊ぶことの多きが故に自ら日光廟の建築、及び附近の山川

は殊に余の興味を多しとする所にして弥々乗難き念あり、遂に自ら日光を称して第二の故郷といふに至れり、余が同所の建築物中にて其規模の小なるに拘らず其費を惜まず善美を尽くせるに驚きたるもの二個あり、一は東照宮の拝殿にして一は大猷廟の本殿なり、而して此二個は普通此両所に参拝する者の容易く見る能はざる所なり、東照宮の拝殿は本殿を除きて最も美しき所ならんが総坪数は四十八坪あり、中央三十二坪は人の入りて礼拝する所にして常に高麗縁の畳六十四枚を敷き、殿中にあるものは幣束、神鏡等の二三種に過ぎず、正面は一基八万両を費したりといふ堆朱の柱四基を列し、其間は簾を垂れたるのみ、一見したる所陽明門の日暮し見飽かずといふに比して美なりといふべからず、然れども余が初めて十五年に見物したる時畳の表替に際したるものと見え側のもの二三枚を除きてありしが余は此時床板の臘色塗なりしを見たり、普通の建築物なりしならんには人目に触れざる所は縦し塗りたりとも是くまで心を用ゐしことあらざるべし、然れども是れ日光の日光たる所にして五十六万八千両（当時の小判にて此高なれば今の相場にして五百万円ならん、此金高を要したるよしは旧幕府（雜誌）に見えた

り）を費したる所以なり、余は日光案内三十五頁に左の言を附記したり、
皇居四百万円、赤坂皇室御殿五百万円といへば日光は今日一千万円ニテハ残ラザルベシ
余明治十五年の夏見物したる時畳の修繕に際し皆（此字誤入なるべし）除きて其床板をあらはしたり三十坪の拝殿皆研出しの臘色にして恰も一枚の板の如く其後毎歳見物したれども常に畳を敷きたるを以て却つて余輩の目には格別の感想を与へざりき余は敢て当局者に望む一隅の二三畳を除き置きて見物人に床の一部を示されんことを、
研出し塗板を以て床とするさへ他に類なかるべきに恰も一板の板の如く塗上げたるは実に珍しきことなり、其他の一個は大猷殿の本殿なり、是は平生人の入らざる所なるを以て多くは人の見ざる所、余は十九年に津田仙氏に日光に会し、氏が保晃会員たるの因によりて之に入るの特典を得たり、其結構、善美筆も言も其十一を尽くす能はず、唯其費用を惜まざりし大胆なるに驚かんのみ、思ふに東照宮の本殿は一層善美なるものあらん、余はいまだ之を見ざるを遺憾とせり、視よ畳の下の床板、密閉したる戸扉中の本殿其美見るもの驚かざるはなからん、然れども唯普通の参拝人として畳の上に座し、拝殿に座せるのみにては其善、其美を見る能はざるなり、聖書を見るもの豈之に似た

る所なからざらんや、若し深く之を研究したらんには他の発見し得ざる所に至貴至重の財宝を見出だし得べし、聖書は無尽の鉱穴の如し、入ること深ければ深きに従ひて其価値を知るを得べきなり、探索すべきは聖書なるかな。

又ある人聖書を読み解し難しといひ、或る人幾分を解するも無味、淡泊更に興味なしといふ、是れ明白に研究の足らざるに座せざるべからず、誰か心なく日月星辰の天に羅列するを見て天学者たるを得んや、之を研究して興味を有する者天学者たるなり、誰か物體の上より下に落つるを知らざらんや、独りニュートン之が為に引力を発見せり、誰か空中に垂下したるものゝ振るゝを見ざらんや、独りガリレオ之が為に懸錘を発見せり、誰かクロストンヤアの搾乳婦の天然痘に罹らざるを知らざらんや、独り「ドクトル」ジエネル之が為に牛痘を発見せり、誰か蜘蛛の糸の空中に懸るを見ざらんや、独りブラオン之が為に釣橋を発見せり、誰か船板の虫食穴を見ざらんや、独りブルーネル之が為に隧道を発見せり、誰か鉄瓶の蓋の湯氣の為に吹上げられて屢々灰神楽を為すに驚かざらんや、独りヒロのみ之が為に蒸汽の力を発見せり、あゝ、彼等は皆之を研究したるなり、ニュートンが来客と共に食卓につきて食ふを忘れたるもの豈重

力の理を沈思、熟考せるにあらざらんや、若し人心を用ゐて聖書を研究したらんには其隠れたる宝を発見せざらんや、

海軍少佐中村正亮氏余に語りて曰はく学問の力は実に驚くべきものあり、余筑波艦に乗りて遠洋航海を為したることあり、余が職務は航海中常に艦橋にありて艦の向ふ所を指示するにあり、而して遠洋航海には必ず兵学校生徒若干名を伴ひて練習せしむるにあり、彼等の一部測量を為すものは艦橋の下の室にありて艦の速力、艦の所在等を測定せり、余艦橋にあり、望遠鏡をとりにて水平線を見、一個の新星の頭來るを認むることあり、之を認むると同時に橋下の室より伝話管を通じて何の何度に何光色の新星見ゆるやと問ふものあるを常とせり、彼等は望遠鏡を有するにあらず、否、彼等の室には前面を見るの窓さへにあらず、然るに彼等が見ずして新星の現るゝを知るものは彼等が諸種の事情を考査して、其算面に現れたるものなり、彼等は見ざれども研究せるが故に之を知るなり、学問の力は驚くべきものなりと、是れ中村氏が余に語りし所なり、余思へり、若し聖書を読まんもの深く其記事に心を注ぎ、善く研究する所ありたらんには其隠れたる大真理を悟らざるものあらんや、吾人は生命の為に研究せんとするなり。

第六章 何だコンナ馬鹿

聖詩に曰はく「かれらは年老いてなほ果をむすび豊にうるはひ緑の色みち／＼てエホバの直きものなることを示すべし」

(九十二。十)
(四十五)

老者の短所は旧功に誇りて保守に過ぐるにあり、壯者の短所は新功を追ひて輕拳に流るゝにあり、老少ともに其中庸を得ば大人物と稱するに妨なし、唯之を得ること難きのみ、果して之を難しとせば大人物ならざる吾人は老ゆるも旧功に誇らず、少きも輕拳を慎むべし、要するに老の少に対する、少の老に対する若し同情、同感の念ありたらんには互に過誤、失措ありといへども衝突を免るべし、

明治廿七年七月東京に開かれたる我が日本基督教会の大会は比較的に大事件ありし大会なり、彼の田村直臣氏の「日本の花姫」米国に出板せられ、教会中の議論よりは俗界新聞紙一殊に「日本」の類への攻撃甚しく、遂に教会中に攻撃する者あるに至り、東京第一中会は事實を調査して田村氏は外国に本邦人を譏誣したる者なれば之を謹責し、将来を戒め、且つ委員の手に成りたる正誤文を内外の重なる新聞紙に廣告して謝罪の意を表

すべしと判決し、田村氏は之に服せずして大会に上告し、大会は田村氏及び第一中会告訴委員井深氏及び熊野氏の辨論を聞き、遂に大会は第一中会の判決を破毀し、中会の決議よりも一層厳しく

田村直臣氏の教職を免すべし

と決議せり、已に是の如くなるが故に是とし、非とする二者の間は頗る激昂せるものあるが如く、旅宿にありても三々五々彼方此方に小集を開き是非を戦はすあり、中々に賑なりき、然れども本邦の同胞を譏誣したりといふ主意なるが故か外国人は多く田村氏の同情を有したるが如くなりしが本邦議員に於ては田村氏の著書を読得ざるものすら其非なるを喋々して五分時間意見を述べよとの決議あるに乗じて田村氏を攻撃する連中もありたり、同月四日の夕刻なるが余は議員の多く止宿したる厚生館に往きたり、明日原彼の辨論あるべしとのことなりしを以て知るも知らぬも売国奴、反逆人等の称呼を以て田村氏を呼び、氏が平生の不人望より、感情一片、道理を思はず、事情を考へず、甚太しきに至りては罵詈するものあり、其時第一中会の一員は我が国に長く伝道せる老忠僕某氏が送來りし一書簡を手にし、其場に居りたる浪華中会の一員某氏に示せり、某氏は書を手に

取りしが「誰より何を言送りしや」と問ひしに某氏は田村氏のことにつき大会の餘り激烈なる決議を為さざらんことを求むるなりと答ふ、某氏は其誰より来りしものなりやを知ると同時に其書を座側に投して「何だ、コンナ馬鹿」、彼は其後を云はず、勿論書中の意見を問はず、其俚にして止みぬ、あゝ、余は傍聴して不快の念察する能はざりき、彼の老僕は某氏に比して学問も少かるべし、勿論日本語も名人ならざるべし、其の説教の「伝道上の」伎倆或は優る所あらざりしならん、然れども其最も必要なる信仰に於て、最も必要なる聖書の知識に於て、最も必要なる人を漁るの術に於て、其功勞の量に於て、其熱心の度に於て、其精神の神聖なるに於て何人の眼にも某氏の達し得ざるものあるを知らん、尚ほ加之彼の老僕其智に於て足らざる所あるも、我が國の事情に通ぜざる所あるも彼は主の為に父母の國を去りたるものなり、未見の異邦に來りて困苦、辛酸を忍び、我が同胞の為に献身したるものなり、譬ひ其論ずる所取るに足らざるべしとするも一読の勞を取るの同情を惜むべけんや、若し其論ずる所論ずるに足らずと見ば取らずして可なり、彼の老僕は大会の議員にあらず、議員にあらざるが故に論ずるの權利なし、權利なきが故に私書を送りて其所思を述ぶるなり、他人の所説に雷同

「^じ」じて、器械的に蘇言器たるものに比すれば、景氣を考へて人の前に同意せるが如くして密に田村氏に同情を表する偽善者に比すれば彼の老僕の率直にして所飾なきは寧ろ憐むべきにあらずや、某氏は唯々少壯、氣鋭の士、旧功も思はず、老功も顧みず、何事をも考ふる所なくして輕率にかゝる言を為すなり、是の如くなれば老少、新旧の間決して円滑なる合同を為す能はず、かゝる議員あり、田村氏の判決果して神旨に應ぜりや否や、疑はざるを得ざるなり、余も亦田村氏に同情を表せず、同氏の為に辨護するの語を有せずといへども是かる挙作を為して反對するは大に取らざる所なり、此挙作は基督の愛の道にあらざるなり。

第七章 役人を止めれば信者になります

路加福音書に曰はく「答へけるは然らず、もし死より彼等に往く者あらば悔改むべし、アブラハム曰ひけるは若しモーセと預言者に聴かずば縦ひ死より甦る者ありとも其勸を受けざるべし」(十六。三十一)及(三十一)。

基督教を聞きて之を信ぜざるもの唯單に「我信せず」といはず、信ぜざるに相當の理由あるが如くに装へり、曰はく其証拠明確ならず、或は薄弱なりと、然れども是れたゞ遁辭なり、時とし

ては眞実に然く信ずるものあるべしといへども其多数は我酒を飲みたぎが故に嫌なりとは云ひ得ざるなり、我女色を好めるが故に好まざるなりとは云ひ得ざるなり、我罪を好むが故に教を悪むなりとは云ひ得ざるなり、彼等我が教の証拠を不明確なりとし、薄弱なりといふ、然らば彼等は如何なるものを明確なりとし、強硬なりとせるか、彼等は云はん「死より甦るものあらば我信ぜん」と、然り、然れども是れ遁辭なり、彼等の云へるが如く一回天に入り、或は地獄に下りしものにして再び此世に來りしものなからん、然れども縦し其種類に於て異なる所ありといへども其明確なると強硬なるとは死より甦るに優れるもの少しとせず、是れ彼等は信ぜざらんとするが故に故に難きを求めて而して遁れんとは為せるなり、信ぜんとの念なきものは其証の足らざるが故にあらざりして信じたく思はざるなり、若し電燈の光明を斥けんとする不信仰は他より同様の光明を受くるもの之を斥くべし、彼のバリサイ等は主のラザロを甦らせたまひしを

知りたれども信ぜず、祭司の長、学者、長老は主の十字架の前に立ちて「人を救ひて己が身を救ひあたはず、若しイスラエルの王たらば今十字架より下るべし然らば我儕彼を信ぜん」(太廿七、四十二)、彼等は活ける者の十字架より下るを見れば信ぜんと

誓へり、然れども此時より三日の後主は死より生命に甦りたまへり、然るに彼等の一人も此大々の事件を知りて信じたるを聞かず、証拠を注文する者は其証拠を望むものにあらざり、得べからざるを期して求むるなり、

明治廿五年七月余は所用ありて青森に往きたり、同県に職を奉ずる高等官某氏は其息を余が家に托して学校に通はしめ、其妻女は久しく前より教に入り、我が教を^{喜び居}賛成せしものなり、余は此時初対面なれば幾分か遠慮して我假に談話も為さざりしが某氏は自己の信せざるを善きこととは為さず、常に本心に責めらるゝ所ありしが如く「官吏にて道を信ずるは頗る困難なり、私も役人を止めれば信者になります」と問はざるに答へき、余は斯かる信仰の豫約を受けしこと一再にして足らず、余は此言を聞きて同是他の類ならんと思ひ、餘りに重きをおかず、此時より大約二年の後某氏は非職となれり、非職となりて後は某会社に入りて盛岡を通行すること毎歳二三回なり、初めは其都度訪ひもし、訪はれもせしが氏は彼の豫約につきて一言もする所なく、今日に至りては啻に近かざるのみならず、弥々遠かるの状況なり、視よ、彼の人が其時信ぜざりしは信じたくあらざりしなり、彼の人が官吏にては困難なりと思ひしは官吏ならざるも

困難なりしなり、人或は自ら思はん、我今の位地、境遇にては信ずること難し、後には信ぜんと、固より真実に然く思ふものあらん、然れども思へ、若し基督の教真実なりと思はゞ何故に信する能はざるや、真実なりと思ひたらんには其真実なりとする信仰の心を如何にして一日猶豫するを得べきや、然れば後に信ぜんといふは「誓」假令偽言にあらずとするも誤謬たるを免れざるなり、死火山今や破裂すべしと真実に思はゞ誰か通るゝことをせざらんや、遁れざれば「真実とせざるなり、今は面倒なり、後信ぜんといふは未だ信仰のことを味はゞざるなり、一事を真実なりとして之を信ぜんとせば官吏たりといへども人足たりといへども何の困難なることかあらん、困難なりと思ふ間は真に信ぜざるなり。

第八章 平生はおちがひなさる

基督曰はく「凡て彼等が爾曹に言ふ所を守りて行ふべし然ればど彼等が行ふ所を為すこと勿れ」(太廿三、三)。

大凡我が教の伝播を妨ぐる者のうち信徒、殊に伝道の職にある者の言行不一致より太甚しきはあらず、人或は神仏教の如き異教を以て我が有力なる敵となせりと虽も彼等は外来の敵にして

現露なるが故に防ぐこと敢て難とせず、然れども信徒の言行一致せざるは其曲我にあり、所謂病膏言にあるの類にして外観小に其害更に大なり、彼の学者又はパリサイ人等がユダヤ國民に信用を失ひ、モーセの律法をして守らしむる能はざりしものは彼等の言行不一致にありしなり、宜なるかな、主が彼等の言を守りて其行に倣ふ勿れと戒しめたまひしことよ、

余が知る教師に妻を有するものあり、教師は篤実、温行にして紳士の風あり、之と交はる者其徳を仰がざるものなし、然れども不幸にして氏の妻女は一癖あり、敢て之を罪惡といふべからず、されど其性鋭敏、直覚よく他の面貌を觀て其心を読み、屢々其炯眼に驚くことあれど其言語の十分に通ぜざると我が風俗に熟せざるに之に加へて少しく疑深きを以て又過誤なしとせず、蓋し此妻女の此一癖は善に自己の動作の害たるのみならず、其夫の動作を害し、又尋ひて我が伝道の妨害たること少しとせず、然れば其証として見るべきは此妻女が熱心教の為に奔走せるに拘らず、其勧誘によりて信者と為りしもの極めて少し、実に氣の毒ながら彼女は自ら種蒔きて自ら之を堀るものなりといふべし、ある婦人彼女の勧誘によりて道を聞きしが彼婦人久しく信ずるに至らず、一日余が妻は彼婦人に対して道に入らんことを

勧めしに彼女は直接に之を拒絶せず、話題を他に転じて而して言へり、「彼方の教へなざることは善いですが平生はおちがひなざる」と、余が妻は余の面を見て苦笑したり、余は冷汗の背を流るゝを禁ずる能はざりき。

第九章 高慢は無い時がありません

箴言に曰はく「エホバの憎みたまふもの六あり、否其心に嫌ひたまふもの七あり、即ち驕る目云々」(六。十六、及十七)。

人の最も陥り易き罪は高慢なり、然れども高慢は他の罪惡の如く自ら知らざるを通例とす、願ふに盜を為し、偽をいふは其書即地に見え、又法律の明文之を示せりといへども高慢は其害現著に來らず、又法文之を説かざるが故なり、然れども基督の教へたまひし聖言を見るに高慢なる勿れといふは甚だ多しとせざれども謙讓、卑下を教へたまひしものは頗る多しとする所なり、然れば高慢は法律に禁ぜざるも基督の律法に於ては明に之を禁じたまひしなり、

下野河内郡米島村に金田米蔵といふ人あり、氏は固希臘教会に於て洗礼を受けしよしなるが余が明治十五年の「八」月中宇都宮に伝道したる時毎日二里半を往復して我が教を聞き、遂に三四

人の洗礼を受くる時入会したり、氏は農家に生れて農夫の間に長せしが学問を好みて漢学を修し、当時学校の教員たりき、氏には奇行多き人々の皆奇とせる所なるが一二を挙げれば毎夜十二時頃に余が寓家を辭して家に帰るを常とせしが十二時よりいで二里半を行くを以て毎夜床に入るは東方已に白みて鴉の鳴く頃なり、氏は是く熱心に來りて道を聞けども聖書の本文、又は我が教義等に就きて自ら口を開き余に質問したることは一回も余の記憶せざる所なり、氏は一時聖書売となりしが余は氏の無口なるが為に聖書を売ること困難なるべしと思ひき、一日余が止宿せる塩の湯の主人は二荒神社の祭礼より帰り來りて曰ふ「金田さんの無頓着にも驚きました、公園に聖書を并べて売るはいゝが聖書を載せた戸板の一方が四斗樽で一方が醬油樽で聖書は宛然地震で倒れた家のやうだ、餘りひどいから四斗樽を借りて平坦にしてやりました」、又金田氏は聖書を行商するに他の行商人の如くせず、非常に大なる板箱二個を車に載(せ)自ら之を引き、夜に入れば何れの所にも人目にかゝらざる辺に其車を引入れ二個の箱の中一個の方に入りて其中に眠るを常とし、而して止宿料に費すべき金は皆慈善の爲、又は施本の爲に用ゐ、食事も大抵は薩摩芋を懐にし、飢を覚ゆれば車を引きながら食

ひ以て其費を施せり、氏が聖書売を為さんとて東京に出でたる時余が父の蛸殻町の家に來れり、氏は何れのか旅人宿に往かん考へなりしが余は二階に岩永氏も居れば都合次第止宿せよといひしに氏は喜びしが如く止宿せり、一日岩永氏は何事にかいたく驚きたる如く二階より惶しく下來り余が妻に云へり「今、金田さんが私が何も云はないに口を利きました、餘り珍しいから知らしてあげます」と、余が家にては皆此事を聞きて大笑を為したり、氏は大約一ヶ月許余が家に居りしが最早用事も片附きたれば帰郷せんとのことに支度し居たり、弥々辭去る時にいたり余が家の一同に挨拶し、入口に下りて草鞋をはき、荷を負ひたり、氏は出づるならんと思ひしに中々にいでず、何かグヅグヅ居りしが大凡十分間程を歴たる時内懐より一二圓の金を出だし、余の前に突附け「ウン／＼」といへるのみ、何も云はず、余は宿料を払ふ意ならんと察し、「宿料ですか」と問ひしに「ハ、ハ」といふ、余は「それには及びません」といひしに氏は莞爾として「有難うございます」と、其俚にして去り行きたり、以上述ぶる所によりて見れば氏の品性は大約知るを得べし、氏は質朴なり、正直なり、篤実なり、温厚なり、制欲なり、自姓なり、寡言なり、真面目なり、余は一日氏に問ひて氏

の最も犯し易き罪は何ぞやと、氏は答へて曰ふ「私の最も犯すことの多きは高慢なり」と、余は氏に高慢ありといふに驚けり、よつて更に問ひて「如何なる時に此罪ありや」と、氏はいふ「高慢は無い時がありません」と、余は弥々驕傲、不遜の罪の人生と分離すべからざるものなるを悟り得たり、あゝ、人として高慢ならざるもの殆ど無し、余亦自ら誇らずと為し、深く自ら期する所ありき、然れども後に知る、余は自ら誇らざること誇居りたるを、余は是より一層謙讓を力め、今尚ほ修養の中にあり、慎むべきは高慢なるかな。

第十章 忘物があります

保羅人生の悪徳なるを歎じて曰はく「其口は詛と苦とにて満ち其足は血を流さんが為に疾し」(四、十五)。

人心の悪事に鋭敏なる実に驚くべきものあり、若し悪者の惡に鋭き度を以て善者善に力むる所ありしならば黄金時代を此世に現出せんこと決して痴人の夢想にあらざるなり、

明治三年七月五日は東京築地の海岸に於て「シテー、オブ、エド」と称する小蒸汽船の汽鐘破裂し、数十人の死傷せしめたる日なり、其日余は上総より五大力船に乗して東京に着したりし

が余の同海岸を通航したる時は已に大低取片付を終りて死者、^{〔抵〕}負傷者等のあるを見ず、唯破船の海岸に半沈みてあるを見しのみ、此破裂は如何にして起りしか知るによしなきも此日横浜に通はんとして同所を発し、未だ数十間ならずして汽鐘忽ち破裂したりとのことなるが後に余が相識となりし高橋六郎氏（後には安川亭といへり）も片足の側面を火傷したりといへり、此船中にありて明治元年に渡来したる米國「プレスビテリアン」の宣教師コルネス夫婦も即死したりとのことなるが氏の召使ひたる一婢あり、此日も主人夫婦に従ひて横浜に往かんとて船にありしが同じく此破裂にあひ、足部を火傷し、海中には跳飛ばされずして幸ひに陸地の方に跳飛ばされたり、彼は陸に這上りて生命を拾ひ、ヤレ嬉しやと船の方を見れば己が主人の夫婦は全身に熱湯をあび、手足を挫折せられて死し居たるを見たり、彼此為体を見るや、疼痛を忍びて構内より出で近附の駕籠屋に入り、急ぎ之に乗りて開成学校の教師館に走らしめたり、彼惶しくフルベツキ氏の家に往き、願はくは主人の家の鍵を借せよ、主人夫婦に忘物があります、之を持往かんが為に駕籠を走かせ来れり」と、フ氏固よりコルネス氏の遭難を知らず、況して下婢に虚偽あるを知らんや、其言を信じて鍵を貸与へしに彼は主

人の家に入り、思ふ存分主人の家具、什器を盗み、以て何れにか遁走せり、後其実を知りて彼が悪事に鋭敏なるに驚かざるものなかりしといふ。

因にいふ、又悪者の事に機敏なる一例を聞きたり、盛岡監獄署の監守長太田氏余に語りて曰ふ、「悪者の機敏なるに舌を巻きたる一例あり、岩手県監獄署は本盛岡市の下の橋側にあり、後高等小学校を建築したる所なり）明治十七年署中より火を失ひ、風力強烈なりしを以て火勢太甚しく遂に署外に延焼して市内殆ど三分の一を焼きたり、其時火勢の表門に及び囚徒を逃すべき道絶えたれば余は職権を以て囚徒を他より遁れしめんと監守、押丁等に謀り、板塀を破らしめんとせしに破るべき器具のあらざるが為に躊躇し、いまだ手を下すに至らず、其時傍に立てる数人の囚徒は「旦那、大きな石を打付ければ穴があきませう」と、実にもと思ひて石を打付けしに果して大穴はあきたり、然し其石は塀外に飛びて再び得べからず、又他に相当の石なし、其穴に手を入れて板を破らんとすれども破れず、再び策なきに困じたる時、又囚徒は云へり、「旦那、もう足掛りができたら乗越えますから毀れずとも遁げられます」と、聞く者皆其奇智に感服したり」と。

第十一章 自分を先の位地にお置きなさい

保羅夫の妻に対する務を教へて曰はく「夫其婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者は己を愛すなり」(弗五、廿八)

又謙讓を教へて曰はく「相互に……尊大志をなさず反つて卑微に附けよ又自己を智とする勿れ」(羅十二、十六)

又愛を教へて曰はく「愛は……驕傲らず……人の惡を念はず」(哥前十三、四、五)

又謙徳を教へて曰はく「虚榮を求むる心を懐くべからず各々謙りたる心を以て互に人を己に愈れりと為よ」(腓二、三)

「謙る人のみならば世の中の憂きとなやみはとみに尽きなん」、若し国と国との交際に於てよく自己を知り謙讓の道を失はざりならば国交際は思ひの外に円滑、平和なるべく、若し人と人との交際に於て互に人を愈れりとしたらんには人の交際に面倒なくして唯快樂のみ存すべく、若し一家親族の間に於て互に謙りて他を尊敬するの念あらば家中に風波を生ぜず、平穩、無事、家族団樂の樂得難からざるなり、試に人生の憂愁、困苦を見よ、不謙、不遜より来らざるもの殆ど稀なり、平和は人生の至樂、若し此至樂を得んとせば父母兄弟、親子を初め、家族、国民謙

讓の徳を涵養せざるべからず、

余が知る某氏一日余が家に来り、其妻の強情を訴へて曰はく「御承知でもありませんが実には困ります、私が年少なると戸籍が面倒なのでまだ人別を移さないで私に悪いことでもあると疑ふのか、どうも不柔順でこまります、私の為せたいことでも自分に氣にいらなければ何の蚊のと理屈ばかりいふて順はず、あの強情には殆ど困却します、私が信者なので離縁する氣遣ひないとくまりをつけて居るからでもありませんか、誠に困つたものです、何か之を改めさせる名法はないものでせうか」と、余答へて曰はく「必ず効驗の著しい一名法あり、此法をお授けまうさん、此は余の發明の一法にして、余自ら実験し、其功能を知れり」と、彼人曰はく「どうぞ其名法を教へてください、早速に試みる」、余曰はく「人には各個天性といふものがあつてペテロのやうな勇敢な人もあり、パウロのやうな「希望」の「高」い人もあり、又ヨハネのやうな負けん気の愛心のある人もあります、これは此人々の天性で生れながらもつて来たものです、基督が彼の人々をお招きなさつた時不義、罪惡などの性質、習慣はお去らせなかつたに相違ないが其特質たる善い所はお去らせなさらんのみか却つて其善い所は発達するや

うにお養ひなされたのです、俗人といふものは一人で世にあるべきものではなくて団体を為して世に処すべきものですが寄集まつて世にあるものとしたなら人の性質は皆一樣になるべきものでありません、思ふに神は十人十種、其面の異なるやうに其性質をも異なつたものとしてお造りなされたのです、食物は人間の生命に必要なものですから若し必要といふ点のみを思へば甘い辛いのと種々の味は無くても善い管です、然し神が食物に種々の味、即ち特色をお備へなされたものは食ふ者の食物に飽きないやうになされたと思ひます、人の性質も其通りで気の長い者があれば短い者もあり、大きなことにのみ気の附く人もあれば小さいことにのみ気の附く人もあり、商売の智のある人があり、工芸の智のある人があり、そこで此社会は成立つて往くのです、若し日本人が皆西郷隆盛なら軍艦を走かせるにどうしませうか、世界は廻り持、各々特色があるので人生の幸福といふものが味はられるのです、パウロがコリント人に「足若し我手にあらざるが故に體に属せずといはゞそれによりて體に属せざるか、又耳もし我目にあらざるが故に體に属せずといはゞ夫によりて體に属せざるか、もし全身目ならば聞く所安ぞや、若し全身耳ならば嗅ぐ所安ぞや……目は手に我爾に用なしと謂ふ

を得ず又頭も足に我爾に用なしといふを得ず」といつたのは如何にも面白いではありませんか、移して特色の異同の教訓とすることができ、君が自分の妻は不柔順だ、強情だといひながら君の目に不柔順、強情と見える所は君の妻君の特色——長所でせう、若し一切萬事、善でも悪でも君と同じことであつたら、一寸都合が好いと思ひなさるだらうがそれは大間違で、一の器械を同じ大きな歯車で造らうといふに同じく、完全な運転を望むことはできません、若し法外に、度外に不柔順、強情といふなら一寸考へものですが君の妻君は度外といふのではない、固より法外ではないのです、人は手前勝手なものですから自分の心の通りにならんと不柔順にも見え、強情にも思はれることがあります、『どうも不埒な女房だ』と思つたことがあつたら先づ靜に自分に立帰つ「た」『女房の目から己を見たら何と思ふだらうか、不埒な亭主だ』と思ふことはあるまいかと、自分を先の位地にお置きなさい、然うすると不平も憤怒も雲のやうに消散して跡もなく皓々とした明月を觀るやうに感ぜられませう、これが私の發明して実験した名法です、彼の人呆然稍々久しくして頭をかき「多謝々々」といひて去れり。

第十二章 彼等は十五六世期の古物です

以賽亞以色列人の忘恩を歎して歌ひて曰はく「牛は其の主を知り驢馬は其のあるじの厩を知る然れどイスラエルは識らず」

(一〇)

忘恩と「いふことの苦々しきは云ふまでもなきことながら古より人生の通弊にして我人ともに兎角免るゝことのならぬものなり、時としてはよく旧恩を永く忘れざる人あれども旧恩を忘れざる人には又旧怨をも忘れざるの弊あり、余はかゝる人を目して象といはんとす、(統恥か記第二巻第三十章を見よ)、若し旧恩を忘れずして旧怨を忘れたらんには吾人の不平、不満は何程か除去せらるべき、西諺に「貸方は借方よりも記憶よし」といふも忘恩の弊を認めてなり、人生に悪徳少からずといへども忘恩ほど不快なるものは無く、忘恩ほど人の品性を下すものはあらじ、世に忘恩の人多きが故に忘恩の人社会に捨てらるゝことなしといへども彼若し自ら本心に帰りに深く顧る所あらば彼果して何等の感がある、忘恩は正しく無形の詐偽取財、又窃盗たるを免れざるなり、

明治廿年の頃盛岡の中学校に〇〇〇といふ少年才子あり、彼

は才子なるが故に他人に愛顧せられたり、彼は当時新に來任したる伝道師某に愛せられ、又彼喜びて道をきゝたり、廿二年の頃なり、彼は自ら伝道者たらんことを志願し、明治学院に入りて教育を受けんと望なりき、余は中学校を終りて後にせよと忠告せしが家計上の都合によりて中学校に在るを得ずといへり、彼の叔父に辨護士某ありて若し法律を学ばんとなれば資金を出たすべし、神学を修めんとならば一錢をも出ださじ、其家は祖父あるのみにして貧しく今は中学校の謝金すら出たすの資力なし、茲に於て某宣教師に乞ひ、其事情を語りて遂に宣教師より資金を受くることゝはなれり、余は其相談の何れの辺まで進み居りしかを知らざりしが氏は一日余が家に來り宣教師某が資金にて明治学院に入ることゝ為り、二三日中に出立せんと決したりしが叔父甚しく立腹して小遣錢さへ与へず、然れば旅費とすべきもの一錢も無し、さりとて自ら乞はんも面伏なれば貴君より乞ひくれよといふ、余は深き事情も知らざれば宣教師の家に往き其口上を取次きたるに彼は餘程不愉快の面色にて「彼人の学資は卒業まで与へんと約束したり、然し旅費は与ふるに意なし、彼人も亦かく恥かしき請求は為さる筈なり」といへり、余は輕拳を取ちて帰りしが〇〇氏は「それなら何とかなすべし」

とて去りぬ、氏は如何にして旅費を拵へしかは知らざれども出立せり、彼明治学院の神学部に入る筈なりしが彼は普通科に入れり、而して宣教師には学力低度にして神学部には入るを得ず、寧ろ完全なる教育を受くるにしかずといひ起したる由なるが其後久しからずして余に写真一枚を送り、書状を附して此着服は主人の衣服を借りて着たるなりと、余は借りたる衣とは信ぜざりしが仮令借りたりとするも何故に借衣を為しゝか、已に東京風に化されてかゝる見え坊となりしを歎ぜり、翌年夏期休校中○○氏は越後の高田に伝道したりしが此伝道は氏の信仰を益せずして却つて伝道事業の辛酸を味ひて之に懲り、此時より氏の志望を挫折せしめたるが如し、其後氏が親しく余に語る所を聞くに速成邦語の伝道学校にあるものも卒業後按手札を受けて教師となれば神学部を卒へたる教師と異なることなし、異なることなしとすれば神学部に入りて長く苦学するは愚なりと、余は教会の招聘に應ずるとか、得る所の給金などを思へば異なる所なしとするも速成と本「校」^科とは其学力に於て同しからざるは論なし、世間の眼より見たらんに同じものなりとするも素養の同じからざるは其一身上に大なる異点にあらずや、若し普通の開業医にして結構に繁昌するものあるが故に大学に入りて医学士たる

は愚なりといはゞ医学は無用の長物たるべし、此意を明にせば愚痴をこぼすの要なからんといひしが氏は満足せざるものゝ如し、氏は其翌年よりは夏期伝道に出でたるを聞かず、其頃より氏は伝道に意なきにあらずやと思はれしが余の疑はしく思ひしは故なきにあらざりき、其後余は氏の祖父に逢ひしに彼は云へり「○がお世話になる間は○（氏の母）を教会へさしだしておきます、然し貴君は家の跡を取るべき一人息子をすゝめて伝道者にせんなど心得違ひなり、二三男などの家に居りても居らずともかまはぬものなれば兎も角も長男は家を建つべきものなれば……」と、余は初め何の意たるを解せざりしが後に此老人は伝道者を出家来門の人と同視したるなりと思ひたれば余は其然らざるを辨じ「余の考にては長男こそかゝる職に任せらるべきものなれ」といひて別れき、後氏が伝道会（界）を去り、又氏が去ると同時に氏の母は全く教会に來らざるに至り、又同時に氏の叔母に當る○嬢が其身教会の学校に教員たるに拘らず帰省して三四十日家にあるも余が家はいふも更なり、教会にさへ來りしことなきなど思ひあはせて其然りしを知れり、氏は遂に明治学院の普通科を卒業せり、然れども彼は神学部に入らず、其理由とする所は誰にも明言せざれども（理由は無きなり）

伝道学校と同じものなりといふにありしならん、彼は一個の紳士となりて帰り来れり、彼は伝道者たらん志願なりとて宣教師に六七年間資金を得たり、彼は帰り来りて何といひしか、宣教師の家に二三回は来りたることあり、然し己が志望のことにつきては何等いふ所なし、彼は三四ヶ月安息日の礼拝には来れり、去れど遂に来らずなりき、途中に宣教師に逢ふても帽子だけは取れり、其他は悠々たる行路心、彼は黄金不多交不深を其実行に示せり、彼は宣教師が米国にある時書状を送りて卒業式に用すべき衣服を新調したければ相当の金を送れよと乞へり、而して彼は余に云へり東京に居る間は演劇の替り目に見ざるることなしと、彼は旅費さへに無しとて之を乞へり、而して彼は時様に外れたる洋服を着したることなし、彼は某医師の家に往きて基督教を嘲笑せり、而して我が会の一婦人が傍に聞くを知らざりき、ある人氏に何故に近頃は集会に出席せられざるやと問ひしに彼は事もなげに「彼等は十五六世期の古物です」と、あゝ、彼は十五六世期の古物を好まざるが故に五六十年間の学費を盗める十九世期を好み、彼は「金子返済不仕候は、満座の中にてお笑ひ可被下候」の昔日を悪みて取り得るだけは取れの当世才子主義を学ぶを善しとせり、噫、

第十三章 返答に困つて居ます

雅各及び約翰の母一日基督に来り求めて曰はく「此二人の我が子を爾の国に於て一人は爾の右一人は爾の左に坐ることを命ぜよ」と、主答へて曰ひたまはく「爾曹は求ふ所を知らず」

(太廿。廿一)
(一。廿二)

世に奇妙なる信仰を有するものあり、之を信仰といはゞ固より信仰なるに相違あらじ、然れども奇なる信仰は一種の信仰にして純粹なる信仰にあらず、誤信、迷信にして實際の用を為すや否や疑なき能はず、吾人は知識なき信者に於て時々此奇なる信仰を見ることあり、思ふに信仰は力にして知識は其力の用ゐるべき方向を示すものなり、故に知識に導かるゝことなき信仰は舵なき船の満帆風を孕みしが如く其行く所を正すこと能はざるなり、魯國の盗人山中に旅人を殺して其財を奪へり、彼等久しく食はずして飢^ゑたれば旅人が携帯せる弁当を奪ひ食はんとしたりしに一人いふ今日は断食の日なり、決して食を為すべからずと彼等大に飢えたりといふ、奇なるかな此信、人或は信仰あらば之に伴ふ行為ありと為さん、然れども實際は之に反し、信仰ありといひて而して之に伴ふ行為なきものあり、

是の如きは其信仰と称するものに誤謬を含むことあるべしといへども必ずしも然るにあらず、時としては無知識の為に誤てるなり、余が知れる「バイブル、ウーマン」に○○○子といふあり、此人敢て信仰なしとは云はじ、然れども知識なきが故に吾人の目よりは信仰なきが如くなりき、彼は一人の婦人信徒を好まず、彼は之を好まざるに相當の理由ありといへども真正の理由にあらず、然れば彼は其婦人と共に会堂に來りて共に礼拝を為せども一回も言語を交へたることなし、(固より最初はありき)、余は一日彼婦人がある事情の為に礼拝其他の集會に出づる能はざるを憂ひて彼に彼婦人を迎へよと乞へり、彼は余の言に応じて「私はあの人はきらひです」と、又余はそれとなく彼婦人と不和なるを諫めしに彼はいふ「あの人は私の後か〔ら〕まはつて教會の邪魔をしますから赦せません」と、而して彼はある家族にゆきて「七次を七十倍せよ」を解釈せり、彼の信仰実に奇中の一寄といふべし。

明治十六七年の頃なりき、麴町教會に蒲生俊といふ人あり、よく教會の爲にも働く人なりしが一癖ある人にて余が警醒社の世話を為せる頃同社の株金を返却せよといひ越したることあり、同社の株金といふは普通商社の株金と異り、利益の配當などす

べきものにあらず、三十円以上を出だしたる者に基督教新聞を無代にて与へんとの條件ありしのみ、然し十六七年頃には同社の維持困難なりしが故に協議の末此無代を廃したりしに此無代廃止の為に氏は怒りてかゝる無法の請求を為したるなり、氏は何程辨ずるも得心せざるを以て余は遂に法庭に於て答へんとて跳附けしが氏は其俚になりたり、右は奇なる信仰といふべきものにあらざれども其後氏は妻を離婚せんとて之を牧師に謀れり、牧師は其不可なるを答へしに遂に氏は教會へ退會書を送れり、教會は驚きて其仔細を問ひしに要領を得ず、唯不信者の時貰ひたる妻なれば不釣合なりといふのみ、氏は遂に妻を離縁したり、教會は之を除名せり、氏はある人に語りて曰はく「余は蒲生氏の^延後裔にして朝^延庭^延に対しては格別の縁故ありといふべく、実に我が国の名家なり、今や朝^延庭^延名家の後裔を求めて之を華族と爲し、且つ授爵の挙ありと、然らば余も亦華族となるべきものなるに〔彼〕妻は平人の女にして華族には不相當なり、故に余は彼を離縁したり」と余は此事を聞きて朝廷に於て名家の後裔を華族とせらるゝは敢て不可なしとするも斯かる人物が我が^華国の「家」族となるを痛み、且つ彼の愚に驚きたり、其後朝廷に於ては菊地、蒲生等の後裔を華族とせしが氏の當事は先より外

れて他の正統なる蒲生氏華族となりしと聞けり、彼は妻の出し損を為したり、教会より退会損を為したり、後三四年を経て美以派の某教会より麴町教会に照会あり、蒲生氏本会に入会を望まるゝが氏は先に貴会にありしとのことなれば貴会に於て故障なきや否やと、大儀見氏は敢て故障ありとは云はざれども何といつてやつてよきか返答に困つて居ますといひき、彼が本の教会に戻るを得ずして美以会に入らんとせしを見れば全く信仰なき人とはいふべからず、唯一種の奇信を有せりと評すべし、去るにても去られし先妻は不幸なるかな、後に娶りし妻は多分失望し居らん、何れにしても気の毒なることなり。「虻蜂取らず」とは蒲生氏のことか。

続続恥か記 自 第十四章 第二卷
至 第卅二章

第十四章 私には関係がありません

保羅の提摩太に送りし書中に曰はく「婦女は只安靜にすべし」
(提前二、
。十二)

言多きは徳の害なり、言多くして害なきもの決してあり得られざるなり、朝起には三文の徳あり、多言には千金の損あらざるべからず、然れば苟も徳を養はんとするものは大に自ら制して多言の弊を避くべし、孔聖は曰へり「多聞闕疑、慎言其餘則寡尤、多見闕殆慎行其餘則寡悔、言寡尤、行寡悔、在其中矣」言多くして尤多からんには其徳を養はんとするも得べからざるなり、殊に女子にして多言なるは首に害あるのみならず、其醜実に見るに忍びざるなり、特に太甚しきは米国の婦人なり、彼等は天性なるか、将境遇の感化か、或は教育の度の比較的に高きが故か彼等の多言は実に驚くべきものあり、然れども凡て其中庸を失ひて一方の極端に走せたるも亦及ばざるも過ぎたるが如しと云はんか、言少きに過ぎたるは多きが如く害なしといへど

も益あるものにもあらず、多言の例は人の多く見る所なれば挙ぐるの要なからん、余は今寡言の極度たりし一婦女を紹介せん、余が家に明治廿三年の頃頼みて今日も(卅一年八月)尚ほ居る煙山ミツ子(実にはつなりといふ)といふあり、彼の無口は余の未だ曾て他に見ざる所なり、彼は元來宰我の才あるにあらずとも然りとてシヤベラざるにはあらず、彼が其朋輩の下婢と語るを聞くに所謂ノベツ辨にして澁なく余は初め彼は書物を読むなりと思ひしが後に其然らざるを知れり、然らば何故に彼を無口の極度といふか、彼は余輩に対して必要止むべからざるものを極めて簡略に述ぶるに止まり、其餘を云はず、強ひて云はしめんとすれば「ようがんです」とて去る、彼は庖厨にありて独り讚美歌を歌ひ、又寢言には歌へり、然れども家族の礼拝に於ても日曜学校に於ても決して歌ひしことなし、何故に歌はざるやと問へば「知りやせん」と答ふるのみ、独吟、寢言は如何と問へば最早答ふる所なし、彼が語り得ざるにあらざるに語らざるものは恥かしと思ひて遠慮せるものならん、彼は何の品は何

方にありやと問はるゝも何方にありとは答へずして急ぎ過ぎて持来りて問ふ者の前に置き無言にして去れり、時としては手放し難き仕事を為せる時楼上にありて楼上の物を問ふことあるも何方にといはずして二階まで上り来るを常とせり、又彼が手放し難き仕事を為せる時来れと命ずるも手放し難き用事あれば待ちくれよといひしこと一回だになし、唯「ハ」「ハ」と答ふるのみ、「水をこぼした、早く雑巾」など呼ばるゝことありても同じ、彼は又何方に使せよと命せらるゝも支度を為して「今から参ります」といひたることなし、日曜学校に出席する時は往くといへど命じ、夜寢床に入る時は其よしを告げよと何回命ずるも一年一二回よりは告げたることなし、彼が便所にある時誰か居るかと問ひても一言も答へたることなし、時としては中に居るを知らずして戸を開かんとミリ／＼とするも居るとは云はず、又彼は自己の明白に知り居ることを知らざるもの互に語りあひて何方にあらんか、何ならんかなど語るを聞くも容喙したることなし、譬へば甲の人の居る所を知る時乙の人甲は何方に居るやと尋ね居るを知るも直接自己に問はるゝにあらざれば鼻を突合はするまでも告げたることなし、故に知らざる人は彼の無口を見て立腹し居るかと思へりといふ、尚ほ更に一層太甚

しきは余が障子又は襖をあけて出で彼は同じく出でんとして後に従ひ、余は彼の後より来るを知らざるが故に之を締めんとするに彼は締められじと障子に手をかけて支へ、時としては彼の身体を柱に締突くることあるも彼は発言して自己のあることを知らせんとは為ざるなり、唯彼が自ら進みて言を出だすは何事か特別に自ら大に感ずることありて他を思ふを忘れたる時のみ、昨日も余は薪を伐る男に「五六本切りたらんには余に知らせよ、煖爐中に投じて其長さを試まん」と云ひおきしに久しからずして彼の男は来り五六回何事をか云へり、余は二階より声かけて誰か来るものありと知らせたれど応ずるものなし、余は止むを得ず、二階を下りて見れば彼女は階子の下に仕事して居れり、余は用を弁じて後「何故に黙つて居たか」と問ひしが要領を得ざりしに余が妻其理由を責問ひしに彼は口を開きて理由を述べたり、曰はく「私には関係がありません」、皆果然哄笑しかりき、彼は是の如く寡言なり、然れども多言の害の如くにはあらず、唯用を欠くを困難とせるのみ。

第十五章 手本が無くては……

基督曰はく「我爾曹に例を示せり此は我が爾曹に行しゝ如く

爾曹にも行さしめんが為なり」(約十三、
。十五)

又曰はく「我に学へ」(太十一、
。廿九)

彼得曰はく「基督爾曹の為に苦をうけ爾曹をして己の跡に隨
はしめんとて式を爾曹に遺したまへばなり」(彼前二、
。廿一)

約翰曰はく「彼に居るといふものは彼の行みし如く行むべき
なり」(一約二、
。六)

何事によらず完全なる位地にまで進まんとせば完全なる模範あ
らざるべからず、夫れ人は境遇の感化を受くるものなるが故に
自ら強ひて模倣せざるも不知、不識の間に他の精神、氣風に化
せらるゝものなり、既に是の如くなるが故に大凡一事の得んと
するものある時完全なる模範を置きて之に倣ひ、完全なる理想
を心目の前に置きたらんには弥々益々進歩、發達するを得べき
なり、又既に是の如しとすれば吾人が則るべき模範は精査、細
選して完全、無缺なるものを取らざるべからず、幸にして吾人
は基督なる道徳上完全なる模範を有せり、夫れ基督の模範たる
や古の聖賢を模範として之に倣はしめんとしたまひしにあらざ
り、又已自ら其位地に達せずして以て他を強ひたまひしにあらざ
り、基督の模範たるは所謂実践、躬行にして一度其口を突きて發し
たる所の教訓は教訓として遺さるゝにあらざりて其実行として

吾人の目前に示されたるものなり、又基督の模範を示したまふ
や自ら疚しき所ありしにあらざり、自ら模範たる——否、完全な
る模範たるを信じ、自己の教ふる所、示す所に必ず倣ふものあ
るを期したまへり、蓋し基督古の聖賢に学び、之に模倣したる
にあらざりて先天的品性の完全によりて自得したまひしものな
るが故なり、茲に於てか吾人は全心、全力を傾注し、畢生の事
業として之に倣ふことを得るなり、

近頃物故したる嘉納夏雄氏は身貧賤より出でたりといへども金
属の彫刻に妙を得、帝國技芸員として其の名噴々たりき、殊に
「片切」と稱する彫刻に妙を得たりと聞き、しが他の彫技も凡
手の及ぶ所にあらざり、我が通用金銀貨の模様も氏の彫型によれ
りといふ、明治の初年氏の名漸く世に知らるゝ頃我が藩の寺田
將美氏は金造の大刀を作りしことあり、氏は其彫刻を嘉納氏に
依頼し、模様は氏の好みにして牡丹花なり、其彫刻は嘉納氏の
得意とせる片切なりき、寺田氏が彫刻を依頼したる後、久しく
していまだ成らず、氏は東後与兵衛(を)して屢々催促せしめし
が成らず、後、東後をして厭談せしめしに彼は来りて云へり、
「手間のとるも尤でございました、昨日催促に参りました所が
丁度御道具を彫つて居ましたが見ると仕事台の上に美しい大輪

の牡丹が刺してございました、どうして手間取るかを尋ねましたら御頼みになつた時が丁度花の無い時であつたから待つて居て漸く一輪を得られたので彫刻にかゝつたので延引しましたとまうしました、私は先生なら写生などをなさらんでも牡丹の花くらゐ即座にお作りなさるだらうと思ひましたとまうしましたらあの人は「妙工よきものを彫るには手本が無くては……」といつて居りました、あゝ、氏の名工決して偶然にあらず、彼は天然の完全を模範となしたりしなり、基督教徒たるもの果して彼の牡丹花を於るが如く基督に摸するやいなや。

第十六章 今日だけは内分に……

基督キリスト学者とパリサイの人を責めて曰はく「彼等は重く且つ貧ひ難き荷を括りて人の肩に負はせ己は一の指をもて之を動かすことすら好まず」(太廿三、四)。
 力なき道徳論、死したる倫理説、偽善、紛飾、外觀、誤魔化し、糊塗、間に合せ是れ皆目下の現状にあらずや、真正の道徳、正直、真面目、本気、一生懸命は地を払ふて見る能はざるにあらずや、嘗に社会の下層に於てのみ然るにあらず、上流の社会滔々として皆然り、豈鴻敷せざらんとするも得べけんや、

世人は第一高等学校に起りし内村鑑三氏の事件の真相を知ること少し、彼等内村氏を攻撃、排斥したる教員等は氏を以て不忠と為したるなり、偽善、紛飾用ゐられて正直、真面目の貴まれざる時に於て此冠履其位地を顛倒したるは敢て珍しからずと虽も吾人は内村氏の為に冤を訴へざるを得ず、彼校の教員等は故に御直筆の教育勅語を賜らんことを請願せり、皇上は教育の忽にすべからざるを思召されて特に同校に御親筆を賜へり、彼等は勅語礼拝の式を挙げんとせしが内村氏は礼拝の二字を少しく躊躇せり、勅語の重き固より論なしといへども之に礼拝の文字を用ゐるは不可なり、礼拝は即ち英語の *Worship* にして唯神にのみ献ぐべきものなり、神に献ぐべきの名譽を以て勅語に奉るは過ぎたるものにして及ばざるに同じく却つて不敬たるにあらずやと、之を憂ふるの際氏は教員の休息所に入れり、時に校長は一の桐箱に勅語を納めて其場に持来りしに二三の教員は内覽を許されたしとて箱を開きしに二三、五六の教員は筆を下ささんも恐多きことながら御親筆の勅語を見て(拜してといはず)之を冷評し、或は善しといひ、或は悪しわるといひ、彼等は勅語御親筆に対する挙動を示さず、内村氏は其性質として之を傍觀し、氏は拂返るまでに立腹したり、彼等は之を礼拝せんとする

にあらずや、彼等は人の前には故に之を敬し、而して私に之を冷評す、是れ決して皇上を敬礼するの道にあらずと、正直一箇の内村氏は此偽善を見るに忍びず、氏が立腹したるもの大に同情を表すべし、式を挙ぐる時とは為れり、其式場に列すれば校長は懇懃、鄭重の外観を装ひ、恭しく敵に勸語を捧げて之に敬礼を為したり、彼等は私室に於て数分の前には之を冷評し、今は勿体らしく之を捧げたり、内村氏は今や憤怒絶頂に達せり、氏は如何で前後を思ふの暇あらんや、皆悉く礼拝せる時氏は一人首を下さず、礼拝を為さず、茲に於てか一場の紛議を生したり、氏は其後ある事情の為に其軽挙を託びしが遂に氏は免職の禍を蒙るに至れり、岩本善治、押川方義の二氏は校長及び教頭に面して内村、木村（駿吉）二氏免職の理由を問ひしに校長は勸語礼拝はをかきことなれど生徒を御するの Policy なり、免職は悪かりしとするも一度為したることは改むるを得ず、内村氏は餘り正直に過ぎたり、便所にでも行きて避けられたらばよかりしものと、此ポリシーといひ、悪かりしを改めずといひ、餘り正直に過ぎたりといひしによりて彼等が如何に偽善を以て基本色となし、かを見るべし、あゝ、此私事は世間に発露せずして内村氏の汚名は天下に明になれり、然れども虚偽

を以て才子のことゝし、偽善を以て処世の法なりとせる世の中にはかゝる顛倒のこと決して珍しからざるなり。

蓋し是の如く偽善、紛〔粉〕色〔飾〕のことは社会の上流に決して珍しからず、或は通例のことならん、彼の高島嘉右エ門が妾を蓄ふるにも拘らず盛岡に於て教育論を演説し（統恥か記 第九十一章にあり）、又明治三十年五月には寺田勇吉といふ教育家来りて秀清閣に鯨飲し、芸妓を相手に見るに忍びざる醜体を顯〔態〕し、ある人戯れて「此体裁は貴君に相応しからず」といひしに彼は首をかきて「今日だけは内分に……」あゝ、彼等の教育は内外あり、表裏あり、公然と内分あり、彼等は唯負ひ難き荷を人に負はして己は指一本をも加ふることをせざるなり、彼等の力なき当然のことなり。

（前段内村氏のこととは誤つて加へたるなり、其の精細なるは第百十六章にあり、）

第十七章 話しませうか

彼得、約翰ユダヤの有司に耶穌の名を以て教ふるなかれと威嚇せられたる時二人口を揃へて曰はく「われら見しところ聞

きし所のものは言はざるを得ざるなり」(徒四、
。廿)

保羅曰はく「我福音を宣伝ふると虽も誇るべき所なし已を得
ざるなり若しわれ福音を宣伝はずば実に禍なり」(哥前九
。十六)

何事によらず大に感じ、大に驚き、大に喜びたることは独り自
ら掩ふ能はずして之を発するを人情の常とす、ペテロ、ヨハネ
が見聞せる所いはずざるを得ずといひ、パウロが宣伝へざれば禍
なりといひしもの豈人情の自然にあらざらんや、基督教の伝道
や、会社の名の下に組織を為して其運動を初めたるは今を去る
こと僅に九十二年にありしと虽も其精神たるや既に信仰、即ち
強大なる感動の人心に生じたる當時に於てありき、基督教会の
伝道たるや私心にあらず、義務、責任の念に鼓舞せられしのみ
にあらず信仰に伴ふ自然の至情たりしなり、彼、約争でユダヤ
有司の威権を知らざらんや、基督教の伝道其身を危くするを思
はざらんや(約廿一)、保基督の為に道を述ぶるの生命に値する
を見ざらんや(徒廿、廿四)、然れども彼等は基督の愛を味へり
(哥後五、。十四)、彼等は神の恩寵に感激せり、彼等は自己の救拯を確
信し、同胞の滅亡を憂ひたり、彼等は実に已を得ずして発した
るもの、奮勃たる情念禁する能はざりしなり、彼の吉田松陰が天
下国家を憂ひて国事に奔走し、其身囹圄に繋かるゝに及びて

かくすればかくなるものと知りながら

止むにやまれぬ大和魂

と歌ひしもの彼得の精神と同じからざらんや、人の深く自ら感
ずる所平兼盛の

忍ぶれど色にでにけり我が恋は

ものや思ふと人の問ふまで

と詠じ、壬生忠見の

こひすてふわが名はまだき立ちにけり

人知れずこそ思ひそめしが

と詠じたるもの一種の感覺を有する者の自然を洩したるものな
らざらんや、

余が明治廿九年海嘯被害地救助員として釜石町に派出したる時
一日元木氏と共に被害地を巡視したり、氏の案内によりて大只
越の石廊寺に往き六百余人を合葬したりといふ無縁塚を見、製
鉄所の方に行かんとして一字の家前を通行せしに年の頃四十近
き一人の其家より出でんとするに逢ふ、彼は笑顔を為して挨拶
し、忽ち余輩を導きて椽先に倚らせんとす、余は元木氏の知人
なりと思ひしに彼の人は元木氏に対して「御見物ですか、當時
の光景をお話しましませう」と、氏は「否、私は登記所に居

るもので矢張出会ひました」と、彼は此言をきゝ「夫なら御話し
まうす必要はない、然し一服おやんなさい」、言終つて席を
敷き、茶をいだし、待遇頗る鄭重なり、此人自ら必要なしとい
ひしが中々の辨舌家にして当時の光景を語ることに見るが如く、
余は彼の人の痛く海嘯に驚き感したるを知りき、あゝ、人は見
聞して深く感したることは言はざるを得ざるなり。

余は同年八月第二回の巡回を為したり、同月廿九日小林氏と共
に救助品を携へて気仙郡の唐丹村に往きたり、同村中殊に惨害
の甚しかりし本郷を過ぎて小白浜に行き、其夜は村役場となり
居る盛岸寺に宿泊を乞ひ、手荷物類を預け、本村の人にて川
目に居る者を訪はんとて出で救助のことを終りて約束の如く盛
岸寺に帰れり、海岸といひ、特に漁村なれども魚をとらんもの
も無く、且つ寺院の料理なれば精進物なりしが「ひもじき時の
まづきものなし」、納豆のお代りに舌打ちして夕食を終りしに
村の者三四人来り居りて雑話をりき、余輩が夕食を終りし時
二三の人々来りて余輩を勞ひ、他国人の珍しげに種々の談話も
ありしが後に聞けば山崎豊三郎といふ人のよしにて妻と母と三
人残りて他は皆流されたる人「サア、話しませうか」と問ふ、
余は初め其何の意なりしかを悟らざりしが遂に其語らんといふ

ものは海嘯当時の光景なりしを知れり、視よ、大に驚き、深く
感したることは促されざるに語らざるを得ず、あゝ、至情なる
かなく、余は此等の事実に遭ひて余が自ら感する所を語るに
熱心なく、熱誠ならざるを思へり、余が基督の愛を感すること
彼等が海嘯を感するに及ばざるか、深く大に顧る所あるべきな
り。

第十八章 決して妨げません

箴言に曰はく「真理をいふ口唇は何時までも有つされど虚偽
をいふ舌はたと瞬息の間のみなり」(十二)。

全く曰はく「虚偽の証人は罰を免れず虚言をはく者は避るゝ
ことを得ず」(十九)。

基督曰はく「掩はれて露れざる者なく隠れて知られざるもの
なければなり」(二十六)。

世には忽ち後より露頭すべき虚言をいひて而して恬として恥づ
ること無きものあり、其故を問はゞ一は御世辭にして一は政畧
なり、御世辭は餘り意味なきが故に害少しといへども政畧とし
て虚言を為すに於ては其害太甚しく神はかゝる舌を其俎に為し
おきたまふことなし。

明治廿五年の四月なりき、本県尋常師範学校校長清川寛氏北海道に転し、後任は徳島県よりの澤村勝支氏なり、当時余が家に寓したる上田省三氏の父省吾氏は今、青森県の収税長なれども本徳島県にありしを以てよく澤村氏のことを知り、此頃省三氏へ文通して澤村氏は頗る基督教を嫌ひ、随分妨害をも為しかねまじき人なりとのことなり、元來師範学校は何か内訓にてもあるものか生徒の教会に来るもの殆ど無し、幸ひ澤村氏新任したらんには尋見んと思ひしに四月下旬來着したりと聞けり、茲に於て四月廿七日氏を平山小路の新寓家に訪へり、基督教會と肩書ある名刺を出だしたれば或は面會を謝絶するかと思ひしに然らず、昨日とやら移転したりとて荷物など散乱し居る座敷に請せられて面會したり、余は云へり「伝聞によれば貴君は大に基督教を嫌ひたまふよしなるか果して然りや、地方に於ては師範学校長といへば教育上の首脳にして勢力あり、故に校長の主義は地方に影響する所少しとせず、余は基督教擴張のことを以て任ずる者なれば校長の主義を知らざるべからず、若し反対の運動をしたまはんとなれば余も亦相當の覚悟を為すの要あり、貴君の我が教に対する主義果して如何」、氏は曰はく「否、余は決して基督教に反対せるものにあらず、況んや之を嫌ふをや、若

し強ひて問ひたまふあらば余は無頓着と答へんのみ、既に余が弟は某教会の伝道師にして教の為動き居り、時々余に新約全書其他書物を送り來せり、公務の繁忙なるが為に読み味ふの機會を得ざるを遺憾とす」と、余いふ「果して然るか、然らんには余は大に安心せり、旧校長は如何なる主義を取られしか深くも知らざれど民間の風評にては生徒に対して基督教に近くべからずと内訓したりと云へり」と、氏は「否、かゝる内訓は為さるべし、余とても然り、唯教場にありて聖書を読み、或は勉強時間に教書を研窮するが如きものあらば校則に反するが故に余は職権を以て之を禁すべし、生徒が勉強に支障なき以上基督教を信するも余の関する所にあらず」と確に答へたり、其後一年餘を歴ての後なりき、時々美露氏に來りて道を聞きし神貫某氏來り、久しく師範校にありしが此頃卒業したり、未だ確定したるにはあらざれども或は近く某地の学校に赴任せん、就きては赴任前に洗礼を領したく思へり、許さるべきや否や」と、余は答へぬ「洗礼は敢て難事なりといはじ、然れども大凡基督教を信じて教会に入る者は他の教会員と主にある兄弟なり、貴君は今日まで一回も教会に來りて禮拜を共にしたることもなく會員は未だ貴君を知らざるべし、余輩は貴君の信仰を問ひて可なり

と認めば敢て故障あるべからずと虽も兄弟の交通といふ点に不都合なき能はず、会員等果して貴君を以て兄弟と認むべきや否や、若し特別の事情あらば兎に角今の場合困難なり、貴君入会の意あらば赴任の時まで毎聖日来りて余輩と礼拝を共にせられよ、会員の信用もできたらんには敢て不可なし」と、氏は之を諾したりしが、「然らば洗礼は美露氏の家にて受くるを得べきや」と、余はいふ「場所に功能あるにあらざるは洗礼の水に功能あらざるが如し、然れども先の会員は後進者が神に誓ふ時の見証人たるべし、故に特別の場合にあらざる以上教会に於てせらるゝをよしとす」と、稗貫氏は此答に困却したるが如くなりしが「実は内訓もあるものですから……」と、あゝ、読者若し「内訓は為さ(と)るべし、余とても然り」の言と「実は内訓も云々」と対照したらんには其感果して如何、

明治廿四年四月本県知事石井省一郎氏茨城に転し、普通学務局長服部一三氏本県知事となれり、余は氏に面会したることあらざりしが山口教会の服部章蔵氏は氏の姻戚なるを以て已に其名は知れり、氏の宗教上の意見は大に余の知りたき所なるを以て余は氏の転任を聞きたる日に直に山口に書を送りて服部氏の書信を乞へり、而して五月廿二日を初めとして時々氏を訪ひしが

氏は自己は宗教に無頓着なれども其必要は認め居れりとのことにて其証拠として「章蔵が伝道者となりしも余の勧誘によれり」といひき、又氏は「若し日本の教会が外人の手を離れて独立したらんには余も亦応分の力を尽くし、岩手県知事としては為すべき道あらざるも服部一三としては教会の為に動くべし」との意を洩せり、余は不信徒の賛成甚だ當にならぬものなりと思ひしが然るにても斯くまで明言せる以上は服部一三たることもあるべしと為せり、廿六七年の頃なりき、晝星園の本郷氏は園の基本財産を造りたしとのことにて相談あり、余は教会の為に不信徒服部一三より助勢を乞ふの意なきも晝星園の事業の為に氏の良友たることもあらんかと思ひ、一日寄附帳一冊を携へて氏を訪ひ、園の性質を告げ、又基本金募集の目的を語り、筆頭に金額多ければ後の募集に便なれば多きは更に辞せざる所なれば記名を乞ふと述べしに氏は立つて書齋に入り、筆を執りて考一考して曰はく「三浦さん、家内の名でもいゝでせうね、私の名をかいて知事が耶穌になつたといはれても困るから」と、余は「結局金にさへなればどなたのお名でもよろしうございます」と答へき、あゝ、余は失敗せり、知事の妻女筆頭に金一圓との記入なりしかば書記官、参事官は推して知るべし、県庁にて得

たるもの僅々二三円のみなりき、御世辭は信せらるゝものにあらず一個の服部一三氏も知事の服部一三氏も其結果は同様なりき。

第十九章 伍を為すを屑としません

基督神の国に入るを好まざる者あるを戒めんとし、筵席の譬諭を教へて曰はく「ある人大なる筵を設けて多賓を請けり、筵の時僕を其請きたる者に遣し百物はや備はりたれば来るべしと言はせけるに彼等皆同じく辞りぬ、其始の者かれに曰ひけるは我田地を買ひたれば往きて見ざるを得ず願はくは我を允したまへ、又一人の者いひけるは我五耦の牛を買ひたれば之を試みる為に往かん願はくは我を允したまへ、又一人の者いひけるは我妻を娶りたり、是故に往くことを得ざるなり」

(路十四。十、
六||二十)

教を好まざるもの之を惡む者千差萬別固より一樣ならずと虽も吾人の經驗によれば真実に之を惡み、直接に之を排する者は甚だ少く、皆何事か自ら十分なりと認むる所の遁辭を設けて之に托して拒むを常とせり、時としては自ら満足せず遁辭の為に遁辭を設けて以て来らざるものさへあり、或は彼等繁忙なりとい

はん、然れども朋友相会して雑談に一宵を消することなからんや、或は貧窮を以て辭せん、然れども晩酌の一杯、一ヶ月五拾錢、屯円たらざらんや、然れば遁辭なるものは自ら満足せると仮托なるを問はず遁辭の下に真実の理由あるを知るべし、田地を買ひたるが故に見ざるを得ずといふ、然れども誰か見ざる前に田地を買ふ者あらんや、牛を買ひたるが故に試みざるを得ずといふ、然れども誰か試みざるに牛を買ふ者あらんや、妻を娶りたるが故に往くを得ずといふ、然れども妻を娶りたればとて誰か家にのみあるものあらんや、彼等が来らざるは繁忙にあらず、貧窮にあらず、田地、牛、妻の故ならんや、必ずや、其内部には不信、嫌惡、不徳等の潜みしものあるべし、あゝ、遁辭よ、遁辭よ、爾の有理らしき名の下に何千、何萬の生靈は希望なくして滅亡の世に逝けりや、

盛岡の講義所に属する信徒に○○○氏といふ人あり、氏は意思の力強からず、誘惑に抗する力に乏し、バプテスマを領して後一二年にして氏は常例の集會に出席せざるに至りき、其初や職務の繁忙なりといふにあり、余は初繁忙の故となし、が後、他に真正の理由あるべしと思ひき、初之を問ひしが明言せず、後に氏は自己の出席せざる理由なりといふを明して曰はく「余近

頃水澤^{ミヅノ}に行き一店を下して食事を為したり、給事せる一婢の問はざるに語る所によれば會員村^{ミヅノ}○氏は水澤^{ミヅノ}にありて曖昧なる婦人に親しみ、遂に之を妻と為したり、然るに教会は之を放擲して顧みず、又田○氏の近頃放蕩暴飲せるは已に世間知らざる人なし、教会は又之をも懲戒する所なきにあらずや、余はかゝる人物と「悟」伍を為すを屑しとせず、之れ余が肩身広く教会に出席せざる理由なり」と、此理由は明白なり、然れども正當なるにはあらず、○○氏が一店を下したりといふ一店は果して何ものぞ、氏自ら「其店に入りしといふ余も不都合なるに相違なけれど……」といへり、其度に於ては村○氏と同じからざるも其種類は一なり、氏は田○氏の放蕩を云々すれども氏が海嘯の當時宮古に派出したる時陸軍の医師と共に為したる醜事ありしは余が不思議に軍医の談話を傍聴したるによりて知りしにあらずや、氏の遁辭は有理の遁辭にあらずして其下に潜みしものあるを察知すべし、人若し一遁辭を耳にするあらば活眼を開きて其内部を察せよ。

第二十章 我は神よりのいでたり

創世記に曰はく「神其像の如くに人を創造りたまへり即ち神

の像の如くに之を創造り之を男女に創造りたまへり」(廿七)、
以弗所に曰はく「神に象りて真理と義と潔にて造れる新人を
衣るべし」(廿四)。

哥羅西書に曰はく「この新人は愈々新になり人を造りし者の
像に従ひて知識に至るなり」(十)。

聖書の教ふる所は明に人類の神の特造に係ることなり、夫れ人の神より出でたりとの教理は自ら人の貴重なるを教ふるものなり、此貴重なるを知るに及びて自重の念を生ずべし、一回此念生ずるに至れば教へずして其品位^{デグニティ}を思ひ、軽慢を避け、人の人たる価値を保つに至るべし、吾人は吾人の神出なるを感謝して止まざるなり、

明治十二年の頃と覚ゆ、大学教授米人モールス氏は江木、菊地等の諸氏にかつがれ井生村樓其他に於て學術上の演説を為したり、氏の演説は多く例の進化説にして敢て深遠、高尚なる学説といふにはあざりしが進化説の我が学生等の間に新なりしが為に毎会聴聞人は場に満ちたり、又氏の説は雑誌に、新聞紙に、人口に伝へられたるが為に至る所評判噴々、軽慢なる書生輩には之が為に其信仰を動かすものましあるに至りき、余も其評判を聞き、好奇心に駆られて二三回聴聞したりしが氏は進化

説をダーウイン氏にとり、地質学はレコント氏等に基きて我が物面に演説せり、然し氏はダ氏と異りて全く無神進化説なり、無神なるが故に頻りに進化の理法を述べて何は何より進み、何は何より化しと説けども其第一原因に至れば氏は口を緘みて一言も説及ぼすことを為さず、頗る其辺を曖昧にし、成るべく避けんとするものゝ如し、一日余が聴聞したる時氏は説きて曰はく「以上論ずる所の如く吾人々類は皆一種の動物より進化したるものにて小児の生れたる時手足を以て這ひあるくは其先の四足獣たりし証なり、吾人々類が屢々獸欲を恣にして酒色の奴となるが如き偶々以て祖先の獸類たるを示すに足らん、故に吾人の大に警醒すべき所は我が先祖の下等動物たるを思ひて今日に進化したる実を表すべきなり」と、余はいたく驚きたり、我が先祖は貴かりしが故に貴かるべしといはゞ当然なりと虽も我が先祖は賤しかりしが故に貴かるべしとは不思議の論法なるかな、譬へば茲に一人の放蕩漢ありとし、之を戒めて改善せしめんとし、爾が先祖は雲助なりき、爾は人足の子として生れたるものなり、何故に爾が先祖の状態と異らざるや」といふと、「爾が先祖は神出なりき、爾は貴族として生れたるものなり、何故に爾が先祖の状態に斉しからざるや」といふと其力果して如何、啻

に消極の積極に及ばざるのみにあらず其戒めらるゝものゝ感情に於て天地の相違あるなり、其先賤しとせば自棄せざるもの少く、其相貴しときかば慎まざるもの稀なり、氏が一言の教訓を加へたるもの唯一時「お座にごし」に外ならざるなり、宜なり、江木氏が其父の古稀の祝筵を井生村楼に開き、記念の為にモールス氏等の演説ありし時其酒席に三四人の高等娼妓が周旋するを見き、あゝ祖先が獸類なりきとの観念は道念極めて低度にして力なきが故に妓を遠くるに至らざりしなり、我は神よりいでたりと信ずる者は其身の貴くして且つ重きを知るが故に自己の品位を思ひて妓と席を同くするを屑とせざるなり、あゝ、我は神よりいでたるかな。人は窮する時かゝる道理に甘んぜんとするものなりしと見え、後同種の立論に接したることありき、明治廿三年東京に開きたる我が大会は憲法改正の議ありて論戦中々激烈なりしが其議のバプテスマを受けたる小児は教会組織の要素なりとすると然らずとするとこの議論となり、遂には小児バプテスマの可否をさへ論ずるものあり、其時一人の教師は小児バプテスマを不可とするの理由を論じて左の如く云へり「小児にバプテスマを施すは小児教養の上に害あり、父母並びに教会員はバプテスマを受けたる小児を見て彼は已に教会のものなり、

願慮するに足らず、遂に之を放擲して彼を養ふを忘るゝに至る、之に反して若しバプテスマを為さざりしならば父母又教会は彼を見て彼はまた神の國のものにあらずと、故に彼を教養するを怠らざるべし」と、あゝ、彼は小児バプテスマに於る式言を思はざるなり、彼は父母の敵爾に神に誓ひしことを忘れたるなり、其言の餘りに奇なるによりて滿場哄笑、同意を表するものあらずして止めり、氏は安全なる方面の稀なる弊を見て、危険なる方面の異例を頼みしものなり、人は窮する時奇想を抱くものなるかな、ジエームス・ストーカー「基督のすがた」に論じて曰はく「基督は又ダビデの裔たりし其感化ありしこと無しといふべからず、人若し其家貴ければ其行自ら気高し、ミルトンは「バラタイズ、リゲイン（下）」に年少き教主が己の祖を思ひて高尚なる志を作興せし有様を叙して曰はく

「ローマの人に打勝ちて

イスラエル人を救ひなし

其後天下を征服し

驕れる者の跡を絶ち

世を穏和に治むべし」

主がメシヤの業を全うするに其王統なりとの觀念は偉大なる力

たりしなり、吾人は神出を思ひて自重せざるべからず。

第廿一章 あゝ、夫れなら……

保羅曰はく「多くの人は皆己がことのみを求めて耶穌基督のことを求めず」(腓二。)

教をきゝて之を拒むもの種々の故障あるよしを云へり、然れども其故障たるや神又基督の聖旨に基くものにあらずして自己一身の利害の点より打算せるものなり、思ふに教を拒む者の十中八九は皆此類なるべし、拒教者猛省して可なり、

余は明治十四五年の頃まで安房国那古辺に伝道したることあり、當時有志者として余の為に斡旋の勞を取りしものゝ中に渡辺孝一郎氏あり(統恥か記第廿七章の渡辺氏なり)、氏は中々の才子にして辨舌あり、最初は種々の難問を試みて愚弄せしが後には閉口して公然反對することをせず、氏は幾分か信仰あるが如く、曾て「某寺の住僧」那古村の人に基督教を聞かせじとの策略として一冊の帳簿を作り、以来基督教を聞かまじとの誓約文を記し、渡辺氏を筆頭に村民の名を悉く記し、調印を乞ふとて先づ氏に送れり、氏は答へて曰ふ「余が印形は首の次にある大事のものなり、かゝる大切なる印形はかゝるつまらぬことに

押すべきにあらず」と筆頭の氏に此言あり「渡辺さんが押さないなら」と一人も捺印するものなく「神官寺僧」の策略は全く画餅となりき、已に是の如くなれば将来此地の土台となるべきものは氏ならんかと思ひしが氏は進みて教に入らんと云はず、余は氏に問ひて氏が安息日休業の困難なるを知り、余は屢々安息日のことを以て勧めたり、余は氏が毎日少しく酒を飲むを知りたるが故に一日氏に云へり「安息日を休みて決して損にならざる方法をお授けまうさんか」、氏は「願ふても無き幸福なり、速に示したまへ」と、余問ひて曰はく「貴君が休業を困難なりとせらるゝ貴君の店売の利益は毎日何程なりや」、氏曰はく「店は片手間の商業にて僅に五十銭なり」と、余いふ「可し、貴君は五十銭の損を憂ひて一ヶ月四回又は五回の安息日を休みたまはざるなるが弥々休業とならば一ヶ月大凡二元二十銭の収入を減ずるなり、貴君の資産にして二元二十銭は固よりいふに足らざれども貴君が靈の生命にさへ換へ難しとならば然信ぜられよ、余は他に名法あり、貴君が毎日の晩酌に費す所の酒代は何程なりや」、氏いふ「一日五銭にて足れり」、余いふ「単に酒のみにては足らざるべし、肴の為に費すもの如何」、氏いふ「時としては七八銭、時としては十四五銭なり」、余いふ「其所なり、

然らば貴君は毎月酒の為に一元五十銭、肴の為に三元、大凡四円五十銭を消費したまふなり、今、貴君安息日を休みて二元二十銭を失ふも若し此酒肴を廃したらんには差引きて尚ほ二元三十銭を餘し得るにあらずや、今日限り酒を廃したまへ、然らば安息日の休業易々たるのみ」と、氏ギヤフン、呆然、首をかきて「あゝ、夫れなら……」、是れ教を拒むものゝ常態なるなり。

本文中神官のことは続々第四十七章に精し

第廿二章 一鐐は全鎖を破る

雅各曰はく「人律法を悉く守るとも若しその一に躓かば此れ全を犯すなり」(十二)。

律法を守るといひ、又善行を為すなどいふは数多の中の一をいふにあらずして各部の皆よく揃ひたるをいふなり、吾人は屢々彼の人は善き人なれども其何々のみは悪しといふ、然し此善き人といふは善人の義にあらずして其真意を問へば其何々といふ不善に比較して善しといふなり、若し彼の人は偽らず、怠らず、人を打たず、親切なりといふも若し彼窃盗をなさば彼は純然たる悪人なるべし、吾人は信徒と称する者の中には是と同じきものあるを見る、聖書を読み、祈禱を為し、説教を聴き、否、為し、

献金を為し、或は人を導き、普通信徒よりもよく動きて而して一を欠くものあり、即ち安息日を守らざるものあり、夫れ安息日を守るの律法は他の律法と同価値のものにして凶殺の為すべからざるが如く此日を瀆すべからざるものなり、然れども我が國に於ては古来安息日の律法なく凶殺、奸通は其罪たるを知らずとも聖日といふ觀念なきが為に神出の律法を見る時に於ても凶殺、奸通は敵に為すべからずとするも安息日の制に至りては之を輕視するの風あり、是れ長き因襲の然らしむる所なるべしと雖も決して罪たらざるにあらず、神の目より見たまふ時は他の犯罪と異らざるなり、然れば他の罪惡を為すものゝ神の祝福を蒙ること能はざるが如く安息日を守らざるものゝ決して祝福を蒙ること能はざるなり。

吉田信好氏は松山の士、速くプラオン氏に就きて道を学び、植村、本多、押川等と併び称せられたる人なり、其何故なりやは知らざれとも氏は伝道者たるを好まず、早くより商業を以て身を立てんとしたるが如く余が氏を知りし頃には最早直接伝道に従事せざりき、氏は二三の計画遂に失敗に帰したる後戸川安宅氏と提携して洋傘製造会社を興したりしが競争者も起りて最初計画せるが如くならず、困難の末、氏は戸川氏と相携へて余が

父に資金投入のことを談せり、余は氏の事業の如何は知らざりしが當時氏は安息日に職工を休業せしむるは職工の為に不便なるのみならず、会社の為に損失少からず、資金の缺乏に際して此損出は堪ゆる所にあらずと、此理由を以て「余」は安息日を破りて満足し居るものゝ如し、余は之を聞きたるが故に父に云へり「吉田、戸川の二氏は已に公然安息日を守らざるに至れり、安息日敵守なる一法を破らば神の祝福は既に二氏を去りしこと明白なり、又一律法を破るを忍び得るものは二律法、三律法をも破るを忍ぶこと凶殺を為すもの容易く虚偽を為すが如けん、然れば二氏の言固より信を置くべからず、よし偽るにあらずといへども神の祝福なき事業盛える能はず、遂に期せざるの虚偽と為り了らん、如かじ二氏の為には投資せざるにと、父は深く二氏を信したまへり、二氏に於ては然ることあらじと遂に千円の投資を約して六百円を貸したるよしなりしが忽ち破綻を生じて救ふべからざるに至り、吉田氏は大阪に走りて今日も尚ほ日蔭者たり、人或は安息日は人の為に設けられたりなどいふて人の左右すべきものとせり、実に曲解の甚太しきものなり、若し安息日を破りて而して繁昌せるものありとも疑ふ勿れ、世には窃盜凶殺を為して尚ほ永く栄えるものあるにあらずや、世は

満足なからん、来世に於ては棚卸勘定の精且つ嚴なるものあるべし。

第廿三章 其日の利潤を皆献げます

基督曰はく「われら笛吹けども爾曹をどらず、哀をすれども爾曹胸うたずといふに似たり」(太十七)。

数多くの律法をよく守りたりとも若し其一を欠く時は一環の全鎖を廢物と為すが如きは前に云へるが如し(続々恥か記、然れども仮令よく律法に従ふが如しといへども其方法を変じ、或は其精神を忘るゝに於ては善く之を守るが如しといへども決して立法者の好したまふ所にあらず、又其守る所益ある能はざるなり、譬へば安息日を守るは其方法明示せられたるものなしといへども主の教訓の精神より類推せば是又精神的に敵守すべきものにして精神上の利益たるは明なり、即ち安息日は休業すべしといふ、其休業たるや唯肉体を動かさざるのみの謂にあらずして此日を以て精神の修養日と為したまひしなり、然ればよし其日の仕事を休みたりとも神の民と共に神に拝礼をなして其神修養の道を欠くに於ては尚ほ守らざるに同じ、效に僕あり、主人盗人の入らんことを恐れて夜中は門を閉ちよと命ぜんに彼

盜賊を防がんとなれば門扉を閉ちざるも我立番を為さば可なりとし、門側に立ちて夜を明したりとせば如何、盗人を防ぐの点に於ては其結果門を閉つると異らざるべしと虽も主人の意にあらず、主人は尚ほ家にありて主人の不時の用に待つべきを期したるなり、何れにせよ休むべきに休まず、為すべきに為さざるは主に忠なるの道にあらざるなり、

福島県の某地に蚕業の盛なる所あり、信徒は多く蚕業に従事し、春夏の頃頗る繁忙にして安息日の休業は困難なり、一家族のみくらの少人数にて為すものは格別の困難も感ぜざるよしなれど多人数を雇ひて大く此業を為すものは困難も亦甚しく彼等は自ら称して避くべからずと為せり、某教師は福島の某地に動き其景況を報告して曰はく「諸士の知らるゝ如く某地は蚕業の盛なる所にして安息日に休業すること困難なり、よつて一信徒は安息日の休業を廢し、此日も尚ほ平日の如く動きて而して収穫の時其利益を日割にし、以て安息日の分を皆教会に献ずるの方法を發見し、為に教会も収入を増したり云々」、あゝ、何たる言ぞや、神の吾人に求めたまふ所は安息日の休業なり、然るに彼の信徒は之に反して休業せず、其日に得たるものを献ず、彼は神の望みたまふものを献ぜずして求めたまはざるものを献

じ、而して満足せるか、彼の誤れるはいふまでもなし、彼の教師まで之を賛成せるとは何たる失態、暴戻ぞや、教会は之が為に収入を増すの祝福を得たるが如くなりしが如何で円満の祝福結局の恩寵あらんや、余が此報告をきゝてより三四年の後、此挙作を賛成したる教師は投機商（自称実業家）となり、物議の攻撃を受けて遂に辭職するに至りき、太凡神の律法を守らんとするものは神の命じたまふ精神を失ふべからず、私に之を變更するが如きは律法に服するの途にあらず、神如何で其日の利潤を嘉納したまふの理あらんや。

第廿四章 説教場は座眠の好場所

基督、信徒処断のことにつき譬喩を為し其急ぐべからざるを教へて曰はく「收穫まで二ながら長ておけわれ收穫の時まつ稗子を抜集めて焚かん為に之を束ね麦をば我が倉に収めよと刈者に言はん」（太十三、三十七）、

信徒を処断するは教会を聖潔にするに於て固より欠くべからざる処為なり、然れども最終の処断、即ち放逐、除名の如きは極めて謹慎し、鄭重にし、其本人又は他の者に及ぼすべき影響をも思はざるべからず、場合によりては処断の其の者に利するこ

とありといへども一回教会を除名して而して復還したる者は余唯二三人を見たるのみ、其他は一鬼に換ふるに七鬼を以てせるが如く、恰も教会の処断は呪詛の如くなることあり、又一人を処断して他を益すること無きにあらざると虽も是又何れの場合にも然りといはず、多くは他人にも厭氣いらいを生ぜしむるものなり、牧会の任にあるもの殊に此事を慎重にすべし、吾人実例を見るに於て最も其感の深きを覚ゆ

余が花巻に伝道せる頃より同地の人にて牛込教会員たる伊藤金次郎といふ人來りたり、氏は性磊落にして小節に頓着せず、然れば信仰も亦無頓着にして一見不信徒なるが如し、日々湯屋に行き、同所貸座敷に居る娼妓の來るあれば「コレ、手前等には相當だ、背中を洗つてくれ」、娼妓等驚けども其命を奉じて背を洗ふを常とせり、又氏は講義所に來るも椅子によらずして畳に座し、説教初まるや大低「抵」は坐眠して時としては扉声四隣を動かすことあり、ある人何故に貴君は椅子によらざるやと問ひしに「説教場は坐眠の好場所だ」と、余が氏の磊落、無頓着を敢て不可なりとは為されども一切の挙動に徴すれば果して信念を有するや否やを疑ひ、且つ新進者の為に惡模範なりと思ひたれば時々忠告も為したれど例の無頓着「アハ、ハ、ハ」の一言

のみなれば余はある時云へり、「君は牛込教会に籍があるのです
が此地の講義所へ移したらどうですか、若し君の籍が我が会に
あれば余は君の不都合を見た時懲戒処分をするに便利です」と
氏は此言を聞きて例の「ア、ハ、ハ、ハ」にて真面目の返答をも
得ざりき、廿六年にいたりて牛込教会より薦書を得て弥々我が
会に入りしが其頃氏は所用ありて北海道に行き、帰来りしに氏
は前と異りて大に真面目に例の座眠をも廃したり、私に其故を
問へば氏は北海道に於て難船にあひ、夫が為に大に感ずる所あ
りしなりと、数回の説教も忠告も唯一回の恩恵の摂理に及ばず、
これより以後は大に真面目になりしが其後氏は突然姿をかくせ
り、何故かを問へば氏は一定の職業なく、生計いたく困難なる
が為に之を救はんとて伊勢大廟の卑官となりしなりと、余輩は
氏の挙動の無頓着に驚きしのみならず、大廟の官人にては或は
偶像礼拝を為すこともあらん、何とか調査して忠告すべきは忠
告し、処断すべきは処断すべしと彼の地（花巻）の伝道者とも
談じ居りて未だ其処置に及ばざる時廿八年頃と思ふ、突然歸り
来れり、如何にせしかを問へば彼の地にありて眼病をわづらひ
遂に内障眼と為りて全く見る能はざるに至れりと、人々打驚き
しが如何ともすべきやうなし、為すこともなくして花巻に閉居

し、（余は誰に問ひたるにあらざれども多分は妻女の弟伊藤五
郎氏の厄介となりし所多かりしならんと思へり）幸ひ廿八年の
頃より小林与兵衛氏花巻に伝道したれば伊藤氏の家を以て講義
所となし、毎日氏の為に聖書を講じ、安息日には其家に集り、
是等の為か伊藤氏の信仰、挙作は全く一変し、誰の眼にも善き
信仰と見るべきに至れり、遂に氏は廿九年十一月廿三日突然病
みて死したりしが死する頃には前の伊藤氏にはあらで小林氏も
深く喜び居りき、あゝ、氏の生活に見よ、氏は難船によりて、
又盲者となりしによりて其無頓着を打たれ、前には明者にして
心霊言し、後には盲者にして心霊明者となり、不幸の生涯なり
しが其命を全うせり、若し氏の処断を急ぎしならば氏は不信者
として死したらんも知るべからず、之を思へば弥々最終処断の
慎重にすべきを見るべし。

第廿五章 地震を知つたので助かつた

基督曰はく「爾曹暮には夕紅に由りて晴ならんといひ晨には
朝紅また曇に由りて今日は雨ならんといふ」（太十六）、
又曰はく「夫れ爾曹無花果に由りて譬を学べ其枝すでに柔に
して葉萌めば夏の近きを知る」（太廿四、三十二）。

世に突然、意外の出来事少しとせず、地震、火事、海嘯の如き是れなり、然れども人の死の如き誰とて之を免るゝ者あらざれども多くは又突然、意外に属す、七八旬の老人すら其死期を問はるゝや茫乎として殆ど死あるを思はざるが如し、実に「死ほど人生に確実なる事実なく又死ほど人生に不意なるは無し」、然れば吾人主の召を蒙りて死に於て吾人の運命の定まるを信じ、死に於て主の台前に立つべきを信ずるものは常に深く自己の一身に關する事情に鑑み、突然、意外の召を蒙らざる用心あるべし、豫期し得ざる天地の変災すら若し深く注意、留心するに於て皆悉く知られざるものゝみにあらざるをや、

余が藩に山崎柳蔵といふ人あり、氏は本、定府なりしが余が幼少の頃沼津に移りて後藤松に住し、余が家に往復して親しく交際したり、氏一日余に語りて曰ふ何事によらず深く心を用ゐる時は思はざる天災にも豫兆なきにあらず、故に注意して其豫兆を記しおかば後日の用を為すものなり、余が安政二年十月二日の夜に起りし江戸の大震に生命を全うしたるは前年(安政元年)十一月四日沼津の地震によりて経験ありしが故なり、余は當時定府の身なりしが沼津大震の時には常徳院殿(水野忠良公)に従ひて沼津にあり、震災の当日役所に出でんとて勤番部屋(追手門)

内にかき)を出で今や御太鼓御門を入らんとて同御門土橋の上に入りき)ありしに何方ともなく大砲を放てる如き音響あり、異国船にても来りて千本浜を攻撃するにもあるまじ、何かと思ふ間に忽ち大地震動を始め、自ら立ち居る能はず、地上に坐して其終るを待ちしに見る限りの家々は皆破壊して残るものなく殿様の御身の如上何あらんと急ぎ役所に出で、伺へば御無事なりしと聞き安堵したりき、御殿は此震災にて破壊したれば常徳院殿は程なく御参府となり、余も亦御供して再び江戸の御屋敷にありき、翌二年江戸大震の日は御分家(水野春四郎君)といふ、御屋敷は浜町の今明治座のある所にありき、安政二年の頃は後、御乗込になりし忠寛公の時なるべし)の某氏に二三の友人集りて俳諧の催あり(氏は宗匠たり)、夕食を終りてより出かけしが其夜は平生に異りて夜を更し四ツ時(夜の十二時より大凡二時間位前)となり、余は其席にて詠したる一句を短冊に記さんとて左の膝をたて左手の臂を膝によせ、右手に筆を執りしに不思議や、手震て文字をかく能はず、今まで斯くとも心付かざりしに何とかしたらん、右手をも膝によせて見んと今度は右足をたてた(が)るは手の震は前と異なること無し、奇妙なることもあるかなと思へる一刹那、忘れもせぬ昨年大震の時沼津にて聞きたる彼の遠

響余が耳に入れり、余は之を聞くや否や、「地震」と一声叫びて坐側にありし小刀を取りて立上りさま家外に馳出たし、其家の櫓を離れし頃俄然大響動あると同時に余が居りたる某氏の長屋は崩壊し、一人も家外に出でたるものは無く、幸に死を免れて後、救出だされたるものも負傷せざるはなかりき、余は全く前の地震を知つたので助かつた」と、注意、経験は大価値あるものなり。

第廿六章 目塗土がなかつた

基督曰はく「然れば怠らずして守れ爾曹その日その時を知らざればなり」(太廿五、十三)。

又曰はく「もし家の主人ぬすびとの何れの時きたるかを知らば其家を守りて破らすまじ然れば爾曹もまた預備せよ意はざる時に人の子来らんとすればなり」(太廿四、四十)。

預備、用心は何事にも必要なるものなり、然れども若し其の預備、用心に於て完全なるものにあらざれば不可なり、最初より全く預備なからんには時に及びて預備なきに処する応急の預備も為し得べし、然るに若し不完全、不十分なる準備ある時は此不完全の準備に依頼するの危険あるが故に時としては初めより

預備の無きに優ること無しとせず、預備を為すものは必ず其完備を期すべきなり、

魏町教会が初めて会堂を造りしは明治十三年にして目下の達磨門前の角より皇城の方に二三丁寄り南向に建てられたり、且つ商家と櫓を并べて立てられしを以て教会は火事の為に備ふる所あり、内部は木造なりしが外部は一見して土蔵の如く塗上げ、窓蓋の如きも鉄骨鉄板にして残る所とはあらざりき、其竣功は何れの頃なりしか精しく知らざれども其献堂式を同年五月六日に執行したれば多分は四月の頃なりしならん、然るに同年六月八日の薄暮平河町より火を失ひし家あり、西北の風中々に強く可なりの大火となれり、余は当時銀座の父の家において、火事の思ひの外に長きを以て出て、火事場に往きたり、往きて見れば天神の裏まで延焼して鎮火せんとする所なりしが煙火の間に会堂の独り立ちて類焼を免れたるを見き、余は塗家の会堂の功效に頭れたるを見、如何なる摸様なりやを知りたく思ひたれば熱を忍び、両側の家の焼落ちたる間を走りて会堂の前に至れり、誰やらん記憶せざれど教会員なりしならん、入口の方を開きて入る者あり、余も共に入りて見れば一二の窓開けて窓格の焼けつゝあるものあり、夫が為に外部より光を射て堂内は燈火を要

せざるまでなれば内部を見るに価値ある什具は既に運び去りしものか、或は初より無かりしか唯長椅子の列するのみ、窓格に燃え移りしのみならば水なくとも救はるべしと見えしが風抜き穴より已に天井裏に火の入りしものと見え、ミリ／＼と焼ける音の聞えたり、若し階子と十分なる水とありしならば之も救ふを得たらんかと思ひしが堂の周囲は火の原にて井戸の所在すら明ならず、後にて聞けばアメルマン博士は正面より警部を捕へ、若し此会堂を救ひくれたらんには百円を報うべしと談判したる由なりしが消防夫に問へとの一言ありしのみなりしといふ、若し裏面より巧に談判したりしならば或は容易く救ふを得たらんといふ者ありき、余は呼吸の苦しきを忍びて長椅子二三脚を堂前まで運びしが其中屋背よりは煙をいだすに至り、天井の焼落ちんかをも危みたれば遂に袖手して灰燼となるまで傍觀したりき、後に井深氏に聞けり、会堂の竣功したる頃自塗土の用意も為さん筈なりしが既に火事時をも過ぎたれば敢て取急ぐにも及ばじとのことにて今日に至り、意外の祝融氏訪ひ来り、目塗土が無かつたので彼の暴威に敵するを得ざりきと、あゝ、準備々々、完全なる準備を欲しきかな。

第七十七章 斯ういふ時は宗教

詩に曰はく「エホバは虐けらるゝ者の城また難の時の城なり」

(九)

又曰はく「汝はわがかくるべき所なり汝患難をふせぎて我をまもり救の歌をもて我をかこみたまはん」(三十二)

又曰はく「神は我儕の避所また力なりやめるとき最と近き助なり」(四十六)

又曰はく「われエホバのことを宣べてエホバは我が避所わか城わがよりのむ神なりといはん」(九十二)

人は宗教なくして慰藉あるものにあらず、若し人力を以て為し得べき時に於ては僅少の慰藉、不確実なる慰藉、假設的慰藉に於て幾分か安心するを得べしといへども到底人力の及ばざる時に當りては真正の慰藉、即ち神より出づるものにあらざれば能はざるなり、人は災厄、不安の極に達する時強ひられずして昊天に号泣するものなり、世に自ら傲然として宗教の外に逍遙するなどいふものは未だ人生の至悲、至哀を知らざるなり、フルベッキ博士しば／＼余に語りて曰へり快晴の船中には宗教家少し一朝風波荒れて船の危きに際すれば殆ど無宗教家なしと、俗

諺の「苦しき時の神頼み」といふものよく此消息を解説すべし、明治廿三年の六月余は大会伝道局委員会の為に上京したり、当時松崎氏木更津にあり、余の来遊を促し来ること切なり、よつて彼の地に往きて松崎氏にありしが同地信徒は七月三日の夜基督教の演説会を開かんとのことにて瀬川浅氏も亦辨士の一人たりき、然るに其日は第一回議員選挙の当日にして人は多く狂せるが如く、之に加へて其夜は雨ありしが為に広告のよく行渡りしに拘らず会する者は僅に七十人餘なりき、彼の地の候補者は自由党より佐久間帯刀氏を推し、改進黨よりは十條保氏を推し、可なりの競争ありしが如し、佐久間氏の選挙者中に国司仙吉氏あり、氏は長く秋田県に知事たりしが上に長州人たるに拘らず自由党を賛し（余思ふに氏が官界を去りて木更津に土着し、自ら糞桶を荷ひて耕耘に其身を委したるものは伊藤、品川、白根等に面白からざるものありしならん）佐久間氏の為に奔走したる由なるが種々の事情によりて十條氏の勢力当り難く、夕刻に至りて大凡二百七十点の差を以て佐久間氏敗戦と見えたり、余は演説場に入りて着席せる後なりしが氏は百姓然たる軀軀を以て場内に入り来り、未だ挨拶せざるに大声に叫びていふ「あゝ、敗けたゝ、斯ういふ時は宗教の外安心するものはない」

と、聞く者皆笑ひしが是れ氏は人生の至情を發表したるものにして固より然るべきものなりしなり、誰か宗教を蔑視するものぞ、彼等は幸福、健康、得意、順境にありて然かく公言するを得べし、不幸、疾病、失意、逆境に際してアルプス山上のウアルテールたらざるを得んや、神は患難の時の城なるかな。

第二十八章 あゝの教理を説いてください

箴言に曰はく「賢き婦はその夫の冠弁なり」(十二)。

又曰はく「家と資材とは先祖より承嗣ぐもの賢き妻はエホバより賜ふものなり」(十四)。

又曰はく「誰か賢き女を見出だすことを得ん、其の価は真珠よりも貴し、その夫の心はかれを待み、その産業は乏しくならじ」(三十一)。

又曰はく「艶麗はいつはりなり、美色は呼吸の如し、惟エホバを畏るゝ女は誉られん」(三十一)。

人の一生中最も幸福なるものゝ一は良妻を得ることなり、諺にも「悪き妻は五十年の不作」といへり、良妻は惟五十年の豊作たるのみならず又靈性上にも利益を与ふること少しとせず、外に出でゝ戦を為すもの若し内に本営ありて欠く所なく軍需の供

給を為したらんには毫末も内顧の憂なく快く勇戦するを得べし、漢王の蕭何を賞するに榮譽の地を以てしたるもの内治の功を思ひてなり、人の一家に於て外征と異なるの理なし、若し家に賢妻ありて家政其の宜しきを得たらんには夫の事業、一家の経済、子女の教育、又自己の靈性に得る所の利益莫大なるものあるべし、

明治廿五年の頃盛岡の大林区署に長友比佐吉氏といふ吏員あり、氏の妻女たゞ子といふは後に北海道書記官となりし阪本某氏の女にして明治女学校に教育を受け、道を信じて一番町の教会に属せり、長友氏に嫁して後、久しからず盛岡に來りしよしなりしが遂に我が講義所の客員となり、長く日曜学校を教へ、我が會は「同」女に負ふ所少しとせず、同女は容貌の秀美なりしのみならず、知識の豊富なる、家政の巧妙なる類少き賢女たりき、然れども同女の生涯の誤謬は不信任に嫁したる一事なり、夫比佐吉氏は敢て反対するといふにはあらざるも我が教につきて疑團多く、時々難問を發して妻女を困却せしむることあり、思ふに此一事は同女の生涯の刺なりしならん、余は同女の賢才には常に敬服し居りしが一日同女を訪ひし時、幸ひ比佐吉氏も家にありて初めてにてはあらざりしが親しく膝を交へて語ることを

得たり、時に妻女は夫の傍にありて彼の教理にかゝる反対説あり、其意如何、あの教理は如何と種々疑問を發して余に解説を求めたり、余は初め同女が他に問はざることを故に此所に質問するを怪み、余を優遇せんとのことにもあらじと不審暗れざりしが久しからずして余は同女が其の夫の平生疑團を抱く所を故に挙げ來りて暗に夫の為に解説を求むるものなるを悟り得たり、余は夫の不信任たる妻女を訪ひたることも屢なりしが、かゝる巧妙なる手段によりて其の夫を説かんとするものに出会したることなし、あゝ、比佐吉氏若し妻女の言に聴きて大に道を研究する所ありしならば氏は唯世俗の一家、一身に利するのみならず其の靈性に得る所大なるものありしならん、惜むらくは未だ氏の道に進みしを聴かず、氏不信に終らんか、氏は「宝の持腐り」を為す人といふべし。

第廿九章 祈祷の聴かれ方

基督教へて曰はく「求めよ然らば與へられ尋ねよ然らばあひ門を叩けよ然らば開かるゝことを得ん」(太七)。

基督ゲツセマネに祈りて曰はく「吾父よもしかかなはゞ此杯を我より離れたまへ然れど我が心の徒を成さんとするに非ず聖

旨に任せたまへ」(太廿六。三十九。)

神と人との關係を思ひ、神の貴くして人の賤しきを思はゞ神が吾人の祈禱を聴きたまふは不思議に過ぎたるが如し、然るに神は時々、稀に聴きたまふにあらざして習慣として聴きたまふ(賽六十)を思はゞ更に驚くべきものあるを知らん、試に聖書を開きて其先例に見よ、ソロモンは智と富とを祈り、アブラハムの僕は其の若主人の為に良妻を祈り、ヤコブ「の」エソウの宿怨を解かれんことを祈り、モーセはアマレクの破れんことを祈り、ヨシアはアカムを発見せんことを祈り、ハナはサムエルを生まんことを祈り、ダニエルは獅子の口を通れんことを祈り、イスラエルの三兄弟は猛火の己を焼かさらんことを祈り、ネヒマヤは其の君主の和かんことを祈り、エリヤは雨の降らんことを祈り、初代の教会はペテロの救はれんことを祈り、皆悉く祈れるが如く応せられたり、唯に遠き曠昔のことのみならず吾人は自己の一身上に親しく神の聴侍者たるを見しことあり、然れどもある人曰はん、神の祈禱を聴きたまはざることありと、然り聴きたまはざることあり、然れども吾人の聴きたまはずと為すに一の誤謬あるを見る、何ぞや、吾人は吾人が祈りし如く、応せられざる時、應驗なしとすることあり、是れ大なる誤謬なれども吾

人の常に記せざるべからざる所たるなり、譬へば神は吾人の祈禱に應せざる方吾人の為に大なる利益ある時之に応じたまふことなし、之と同じく祈禱に応じたまふ時其方法を異にしたまふことありとす、祈禱するもの此事を深く思ふべきなり、

余は盛岡に移住して以来家族等の皆眠りて後、眠る前に家中の戸締を驗査するを常とし、下婢は時々御巡廻は済みましたかとて笑へり、本年二月十二日の夜余は例の如くして床中に入り、例の如く感謝し、又祈禱せしが其の祈禱中に一家の無事に明朝まで安眠し得られんことを祈りしが祈り終りて後に曾て東京にあるヤンクマン嬢の川原小路の家に来りし時嬢は兩戸の東京辺の戸と異りて半障子の如く為り居るを見て「かゝる戸を用ゐて而して盗人の入らざるやうにと神に祈るは無理なる注文なり」といふを思ひいで、神の試みるべからざること、又神は己を助くる者を助くなどいふを思ひつけて余が思想は神の祈禱に應じたまふ方法に及び、吾人は是く為よと祈りて神は之に應ずるにかく為たまはざることあり、譬へばイスラエル人は曠野に戦ふ時敵の戦車に悩まされしことありしならん、彼等は敵の戦車を焼きたまへと祈りしならん、然れども神は戦車を焼きたまはずしてイスラエル人に戦車ある敵を破るの勇氣と伎倆とを与へた

まひしことありしならん、神の祈禱に応じたまふは必ずしも祈りし方法によりたまはずして而して其結果は其の方法と同じきものあり、ある人患難にあひて之を去りたまへと祈らん、然し患難の其の人の益となるを知りたまふ時は患難に堪ゆるの信仰を与へたまへり、余は是く考へ来りて不図今夜の巡廻の順序の平日と異りたるを以て表入口の戸を驗査せざりしことに思ひ及び、此夜は殊に寒威中々に厳しく爐の火は半消滅して稍温ならんとせる際に出づるは困難なりと思ひしが災厄なからんことを祈りし身の自ら助けざるは神を試みるに似たりと、起出で【で】入口に至り見れば戸は皆開放たれて一枚だに引きてはあらざりき、余は神の祈禱を聴きたまふ方法は必ず神の可しと見たまふ所に於て応ぜらるゝものなるを思へり、若し此夜余が祈ること為さざりしならば或は此入口より盜難にかゝりしならんも知るべからざりしなり、危【かな】いなか。

第三十章 偶像教徒の名聞

基督偽善を戒めて曰はく「なんぢら人に見せん為に其の義を人の前に行すことを慎めし然らずば天に在す爾曹の父より報賞を得し、是故に施濟を行す時人の榮を得ん為に会堂や街

衢にて偽善者の如く蝨を己が前に吹かしむる勿れ我まことに爾曹に告げん彼等は既にその報賞を得たり、爾施濟をする時右の手の為すことを左の手に知らずる勿れ、如此するは其の施濟の隠れんが為なり然らば隠れたるに鑑たまふ爾の父は明頭【で】に報いたまふべし」(太六、一—二四)。

偶像教徒が名聞を好むの甚しきは偶像教が信徒の道念を改造するの力なきによる、何故に力なしといふや、彼等は偶像を拜すれども其偶像に力なきを知るが故に其神に対して毫末も責任あること無し、善を行ふも其神賞したまふと信せず、惡を為すも其神罰したまふとせず、時に或は幾分か力ありと信することあるも其神は想像の神なるが故に其神徳を思ふ時は自己の位地より高きこと能はざるは蟹の其甲の大に穴を造るが如し、「余は」余は幼少の頃よりよく偶像の殿を見物し、寄附金、奉納物の目録の殊に人目に触れ易き所に掲示せられたるを見しが格別にも思はざりき、後稍々事理を解するに至りて彼等の寄附、奉納は多く名聞によることを知り面白からず思ひしが信徒となりてよりは一層彼等の心情の野卑なるを思ひて快からず、殊に芸妓の名を見るに当りては嘔吐せんまでに思へり、余は明治十三年に成田不動を見、石の玉垣に奉納者の名を記して、神殿の方に

は向はしめずして外部に向はしめしを見、奉納者の野卑なるを思ふと共に其別當たる新勝寺が事理を解する僧侶の少からざらん更に此等のことを思はざるを賤むるの念ありき、然るに十四年に余は石州津和野に往かんとして途次讚州琴平を見物したることあり、此時余は更に大に驚きたるものあり、琴平の町より神社に上り往く上り道は左右悉く寄附金高と其寄附者の氏名を記したる棒杭にして恰も柵を造りしが如く、且つ寄附高によりて其札に大小、高下、軽重ある一定の法則に従ふものゝ如し、十円、廿円は木札にして小さく且つ最も下の方にあり、二三百円に至れば花剛石の札にして大く且つ上の方にあり、千円、千五百円は其大きさも極めて大く、其高さも極めて高く、最も神社に近き所にあり、茲に又最も可笑しきは譬へば千五百両當国子の年男と刻したるあり、一見したる所本名を記さざるを以て如何にも殊勝なるが如く思はるれども却つて此子の年男とあるは案内者によりて何村何某と示さるゝを以て参詣人は氏名を顕したるよりも其徳を高しとして賞賛せり、案内者は殊に力を入れて千五百円を無名にて寄附したるは人の中々に為し得ざる所なりと賛せり、

因にいふ今日は又寄附者を増加し

上り左側 神戸栄町一丁目 四月十七日
 岡田又兵衛
 金千円
 右 豊後大分郡庄内村
 丑の年男
 金千円
 当国
 子 年男
 金千五百円
 大阪市
 石田宇兵衛
 金二千円

等の如し、
 彼等が氏名を云はずして此札を出だしたるは名聞を好まざるが如くして却つて大に名聞に馳せたるの深慮なりしを知るべし、若し偶像を拜する者の心情と大金を寄附したるものゝ一字名、又は実名的のものあらずして多くは右エ門、兵衛なると比較したらんには其關係の面白きを知らん。

第三十一章 近くても矢張遠し

希伯来記者教へて曰はく「耶穌即ち信仰の先導みさびとなりて之を成全する者を望むべし、彼は其の前に置く所の喜樂に因りて其の恥をも厭はず十字架を忍びて神の宝座の右に坐しぬ、爾曹倦疲れて心を衷ふことなからん為に悪人の如かく此おのれに逆ひしをも忍びたる者を思ふべし」(来十二。一、二、三。一、二、三、四、五)。
 保羅曰はく「希望は羞を来らせざるを知る」(羅五、一、二、三、四、五)。

希望は人生行路の患難を医する力あるものなり、而して其の望む所大なれば大なるに従ひて医するの力弥々大なるを見るべし、吾人世にあらん限り到底患難を免るゝ能はず、果して免るゝ能はずとすれば吾人の希望は弥々高尚に、益々遠大ならんことを期すべし、

渡辺書記官嘗て曰はく人情は真に奇妙なるものなり、若し此地（盛岡）を発して東京に往かんとせば仙台、一の関を以て遠しとすることなし、然れども単に一の関まで往かんとせば中々に近からざるを覚ゆ、之と同じく志高く、望大なれば小事に齟齬たらずして大事を成すを得べしと、然り、吾人基督教徒たる者のよく自ら制し、利禄に奔らず、其の道を全うするものは至高、至遠、至大、至潔、至福、至美の天を望むが故なり、人は世利に誘はるゝ危険あらん、然れども基督教徒は堅く「蠶ひ誘ひさりに盗穿ちて窃まざる所の天」を望むものなり、人は酒食の慾に溺るゝの危険あらん、然れども基督教徒は天の宴会、天の王子の祝席を望むものなり、世俗の幸福、又は獣慾の誘ふ危険あらんか、基督教徒は樂園に天の永生を望む者なり、世に羨しきもの、欲しきもの、望ましきもの、羨しきもの、嬉しきもの、面白きものありといへども如何で天の永福に及ぶものあらんや、

基督教徒が俗塵に染まず、脱然として独り高く持するを得るものは他に秘義あるにあらず、唯天の大希望を有するが故のみ。

第三十二章 不孝者は無事でした

以賽(亞)書に曰はく「義を行ふ者直を語る者虐げて得たる利を厭ひすつる者手をふりて賄賂をとらざる者耳をふさぎて血を流す謀略をかざる者目をとちて悪を見ざる者、かゝる人は高き所に住みかたき磐は其の檣となりその檣はあたへられ其の水はともしきことなからん」(三十三、十、五、十六、)

詩に曰はく「あしき人は陰府にかへるべし、神を忘るゝもろくくの国民もまた然らん」(九、十七、)

基督善悪応報の譬を為して曰はく「アブラハム曰ひけるは子よ爾は生きたりし時に爾の福を受けたまラザロは其の苦を受けしを憶へ今彼は慰められ爾は苦しめらるゝなり」(路十六、約百書に曰はく「我の観る所によれば不義を耕し悪を播く者は其の穫る所も亦是の如し」(四、八、))

伝道之書に曰はく「萬の事務には時あり判断あり是を以て人

らずまた誰か如何なることのあらんかを之に告ぐるものあらん、靈魂を掌管りて靈魂を留めうるものならず人はその死ぬる日には権力あること無し此戦争には釈放たるゝものあらず、又罪惡はこれを行ふものを救ふことを得ざるなり、我この一切のことを見また日の下に行はるゝ諸のことに心を用ゐたり、時としては此人彼人を治めてこれに害を蒙らしむることあり、我見しに悪人の葬られて安息に在るあり又善を行ふ者の聖所を離れてその邑に忘らるゝに至るあり是また空なり、惡きことと報速に来らざるが故に世人心を專にして惡を行ふ、罪を犯す者百次惡をなして猶ほ長命あれども我知る神を畏みてその前に畏怖をいだく者には幸福あるべし、但し悪人には幸福あらずまた其の生命も長からずして影の如し其は神の前に畏怖をいだくことなければなり、我日の下に空なることの行はるゝを見たり即ち義人の遭ふべき所に遭ふ者あり是もまた悪人にして義人の遭ふべき所に遭ふ者あり我謂へり是もまた空なり」(八〇六、
 一四四)

世界の事物は悉く皆完全なりといへども人事に至りては間々不完、不全を免れざるが如きものあり、駿馬駄痴漢走、巧妻伴拙夫眠は吾人の目に不平ならざるを得ず、不遷怒不貳過は顔子の

徳なり、終日孔聖と言ひて違はず、其私を肖れば孔聖も亦以て発するに足れりといへり、然れども彼は終生一簞食、一瓢飲、人の堪へざる憂に満足せざるべからざるの境遇にありて遂に短命に死したり、不念旧惡、怨是用希といへる伯夷、叔齊は首陽の下に餓死せり、之に反して盜妬の富と寿と思はるゝ誰か切齒、扼腕、天を嗾めて天道是非乎の声を発せざるものあらんや、吾人は天地の法則を見て常に其の公平にして無私なるに驚かずんばあらず、若し試に寒暑の度を一年間に平均したらんには毎年相同じく、暑氣の甚太しかりし夏あれば寒氣の甚太しき冬ありて平均せり、誰やらんが「此冬の寒さはいかにこの暑さ」といひたるものよく此平均を知りたるなり、或は日々の風位を験せよ、南西東北毎年違ふことなく、又晴雨毎年平均ならざるは無し、或は云はん、今年の雨は数十年來見ざる所なりと、何ぞ知らん、他に雨なき日多くして吾人の知らざる間に償はれ居らんとは、学士の称道する所によれば疫病大に流行して死者の多かりし時は翌年よりの出産数多くして之を償ひ、尚ほ驚くべきは戦争によりて男子のみ多く其の数を減じたる時は男子の生るゝこと多き事実を見ると、視よ天は公平無私にして不平、偏頗を許すものにあらざるを、其他天地萬物の調和の如き一として

之を欠きたるものなし、然れども人間の狀態に至りて果して如何、彼の三百代言の血眼になりて家族間の不和、親族間の紛争など穿鑿し、若し乗すべきの隙ありと見たらんには忽ち之に干渉し、或は欺き、或は威し、不義の利を掠りて己が懐を肥し、或は彼の高利貸と称するもの、日済貸といふもの貧者の錢を貪りて自己の口腹を充すが如き世人の其の肉を喰はんとまで疾視するものなり、或は身に何の得る所なくして倅に風雲に際會し、其の身高官、高祿を恣にし、其の富と權勢とを頼みて不義、淫奔至らざる所なきが如き、憎みても尚ほ惡むべき人物少しとせず、之に反して世界の一面を見れば生涯汲々として自己の職務に軼掌し、或は國家の為に盡瘁して其の身を忘れ、而して善心、慈善、勤勉の徳あるもの衣食に窮して一日の安きを得ざるものあり、吾人は自己の一身を顧みてすら軼々不平の幸福を得るものあり、世に吾人に比して徳高く、技芸あり、而して吾人に比すれば其の生活の吾人に下る数等なるものあり、不完全なる人は吾人に満足を与ふるもの少し、然れども思へ、是れ人事なるを、全知、全能の神の統治に於ては一の不平なく、偏頗なく、不平と見え、偏頗と思はるゝは人の見る所にして神は徹頭徹尾至公、至平なるなり、神の天秤は必ず平にして決して一方の一

方より高きことなく、又低きことなし、吾人が見て以て不平となすもの、曷ぞ知らん神の平なる權衡の中に入るものなるを、商家日々の出納は時として高く仕入れて安く売り、其の當を得ざるが如きものあらん、然れども巧なる商人は棚卸勘定に於て結局の利を得るにあらずや、顔子の生涯陋巷にありしもの必ずしも結局の不幸ならず、盗人の贅澤生涯を為すもの必ずしも結局の幸福にあらず、吾人の生涯は未來に於て至公、至平なる差引勘定にであひ、先に禍ありし者今、福、前に福なりし者今、苦しきを免れざるなり、茲に至りて人誰か天道の是のみなるを知らざらんや、

明治廿九年六月十五日午後八時は我が三陸東海岸の百数十里大海嘯に襲はれて俄然三万の生靈生命を失へり、誰か其の狀況を見聞して酸鼻に堪へざるものあらんや、余は救助員として同年中二回被害地に出張し、固より海嘯を實見せざれとも被害地の跡を見、又被害者より親しく聞きて他の人々よりも多く其の慘状を知り得たり、余は被害者にあひて種々海嘯當時の模様を聞ける間、自ら一種の感の余が胸間を往來するものあるを覚え、何ぞといふに此海嘯は其の襲來すること頗る急激にして家の中にありし者は仮令助命せられたるにもせよ家外まで遁出だし得

たるものは少く、多くは津浪との声をきゝて坐したる者は立ち、立ちたる者は階子段の半まで馳上りし頃、水未だ来らざるに家先づ潰れたり、津浪の声をきゝて其の戻家外に出でよき位地を得たるものは高処に走りしが為に助命したりしが然りとて父母、妻子を救はんとして一二歩にても躊躇したるものは殆ど皆此禍に死したり、余は此事実を聞知して不孝者、不人情なる人物は多く助命し、孝心あり、仁慈なる者は多く生命を失へりと為し、釜石病院にありし患者の一人は「不孝者は無事でした」といへり、然り、果して不孝者、不人情者は多く死せずして孝心者、親切者は多く死なざりき、余は思へり、人の吉凶、禍福を以て此世限りとせば之に優る不公、不平はあらざるなり、若し余にして来世の賞罰を信ぜざるならば余は天道是非乎と叫ばざるべからずと虽も幸に神の権衡の極めて公平なるを思ふが故に余は之を以て悪人栄え、善人亡ぶものとは為さざりき、〔ト〕神は人事に於て公平を保ちたまふ聖旨にあらず、神は天の出納報告に於て其の差引を明にしたまふなり、「公平の権衡と天秤とはエホバのものなり」〔箴十一、十二〕、人は不幸者無事なりといへり、然し其無事は真正の無事にあらず、孝道を重んじ、人情に厚くして死したる者真正の生命を得るものゝ側にあらん、(善行により

て救はるゝの義にはあらず、余一日大阪の宮川氏に不孝者多くは助命せりと語りしに「余氏は歎声を發して曰はく「君、人生に來世なしとせば如何にして之を解釈すべきや」と、あゝ、來世なるかな、來世なるかな、來世は人事の棚卸勘定にして神の公平、無私、仁愛なるを知り、現世の差引なるかな。

統 統 恥 か 記

自 第 卅 三 章
至 第 四 十 九 章

第 三 卷

第 三 十 三 章

信 用 が な ら ん

歷代志略下卷に曰はく「彼の民の神々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりしものなるに汝何とて之を求むるや」

(廿五)

耶利米聖記に曰はく「汝が己の為に造りし神はいづこにありや、もし汝が災にあふ時かれら汝をすくふを得ば起つべきなり」(廿八)

詩に曰はく「エホバを己が頼となし高るものによらず虚偽にかたぶくものによらざる人は福なり」(四十)

世に偶像を拝する者あり、其事愚なるは固より論なしといへども是れ人間の至情なり、人は何事か頼む所なくして決して心を安んずるものにあらず、然れども悲かな、拜偶家は止を得ずして之を拝するが故に一の偶像を拜して満足すること能はず、彼等は罪の赦されんことを祈らん、然れども自ら偶像の空なる、力なきを感ずるが故に専心、専念之を拝するを得ず、茲に於て

か淫婦の一夫に満足し得ざるが如く一像を以て心を安んぜず、一像を以て満足すること能はず、或る時は甲を拝し、或る時は乙を拝し、甚しきに至りては甲乙丙丁一時に数神、数十神、更に大に甚しうして八百萬神を拝する者あり、彼等は自己の拝する所に十分なる信用を有する能はず、信用せざるが故に安心すること能はざるなり、試に彼等の拝する状態を見よ、東に向ひて何を拝し、西に向ひて何を拝し、南を向き、北を向き、尚ほ

朝は何、夕は何、朔日に拝するは何神にして二日は何仏、殆ど底止する所なく、而して尚ほ安心あらざるなり、世人は印度國民の神が人口よりも多く、其の道の學者すら神名を知悉する能はざるを笑へり、我が国の俗亦之と同じく三尊の弥陀、六阿弥陀、六地藏、三十三番の札所、三十三間堂の三万三千三百三十三尊の佛像、五百羅漢に至るまで其数の多きを以て其宗教の榮譽の如く、多く拝する者篤信の如くなれり、彼等は多く拜せり、然れども多く拝すれば拝するに従ひて専ら信ずる能「は」ざるが故に未だ発見せざる神あらんかを恐れて「知らざる神に」と

刻書けたる祭壇を築くに至りて尚ほ安んずる所ある能はず、彼等真神を発見して之を拜するに至るまでは決して安心の期あらざるなり、

明治維新の前我が国に流通したる貨幣に二分金といふものありき、其形小くして価格の大なるが為に携帯に便利にして紙幣の無き世には重宝なるものなり、然るに維新革命の際、各地戦乱の為に費す所多く、軍費の缺乏を告げざる所なく、然りとも徳川氏の全権を握りし中央の造幣局（當時金座といへり）は幕府と共に廃滅したれば通用貨幣を供給する所とはあらず、是に於て大藩は私に貨幣を鑄造して之を流通せしめき、正しく一定の法に従ふものはなく勝手に鑄造したるが故に多くは銀台、又は真鍮台に減金したるものにして金二分の価格を有するものは殆ど無き有様なりき、然れば明治二三年の頃全国に通用したる二分金は素人の目にこそ更に異る所なけれ商店、両替店等の人々は容易く真と贋とを判別し、余輩時としては二十個、三十個の二分金を有して何物をも商店に購求する能はざるの奇観ありき、一物を購はんとして一個の二分金を投ずれば番頭之を手にして「見分りません」といふ、第二、第三、遂に第十、第廿に至りても同じく見分りませんにして止を得ず購求するを中止す

ることありき、然れば藩邸を出で、買物を為さんとする時、或は旅行など為さんとする時何程の貯あるも自己を信用すること能はず、固より皆通用せざれば最初より懐にする所あらざりしも亦十中一二の真物ありて容易く通用する所なきにあらず、然れば愚ながらも此「もしや」と、他に方法もあらざれば止を得ずして之を携帯したりしなり、余思ふに偶像を拜する者正しく此二分金を携帯して自ら疑ふ者と同じ、聞く清國に自己の罪を感ずる一人あり、日輪を拜する時は罪を去らるゝと聞き、彼毎日之を拜せり、之を拜すること数年にして毫末も罪の消滅したるを見ず、又月輪を拜せよといふ者あり、之に従ふ、同じく罪の滅したるを知らず、彼又星宿を拜せば満足するを得べしと聞き又之を拜す、斯くて十数年に亘りしも未だ安心を得ず、一夜近傍の家に多人数集り一人の外鬼（外国人）何事か語り居るを見たり、彼此席に入りて聞けば是れぞ基督教の福音にして今や彼れ外人は一声高く「罪を感ずる者は基督に來れ『其子耶穌基督の死すべて罪より我儕を潔む』（一約一）」と、此一声を聞くや彼は忽ち会衆の中に立ち「夫れなりく、我が十数年間求めて得ざりしものは其救拯なり」と絶叫して自己の罪を告白し、顛末を述べ、以て大に満足したりといふ、是れ基督の贖罪説を

大きくあらざれば数千万の神仏を拜するも満足する能はざるを
示すに足らん、あゝ、二分金の信徒は真実の造幣局より供給を
得ざるべからざるなり。

第三十四章 断然信者とはならん

保羅曰はく「肉を食ふ酒をのむ何事に由らず爾の兄弟を倒し
或は礙かせ或は懦弱くするは宜からざるなり」(羅十四、
。廿一)。

又曰はく「是故に若し食物わが兄弟を礙かせば我は兄弟を礙
かせざる為に永久肉を食はじ」(哥前八、
。十三)。

吾人が飲食し、又飲食するの風は神の前に罪を構成するものな
し、然れども基督教徒は凡て愛を動機として行ふべきものなる
が故に其の飲食により、又飲食の風によりて他を礙かするに至
れば愛の道を誤るが故に之を不可なりとせり、譬へば自ら酒を
飲まざるもの禁酒会員となるが如き自己一身よりすれば不用の
ことたり、然れど他人の益を為さんが為には自ら進んで之に加
入すべし、是れ愛の道なればなり、又ある人少しく酒を飲むべ
し、之が為に身体の健康を害せず、酩酊して精神を害すること
なく、又自己の事務を妨ぐるに至らざれば此飲酒を以て罪なり
と断すべからず、然れどもかゝる飲酒も他人の意思を乱し、其

の進徳を害するが如きことあらば愛の道に欠くる所あるが故に
罪となるべし、吾人は世界に同棲の兄弟あり、彼等環視の中に
あるが故に深く飲食のことを慎むべし、

明治廿二三年の頃と聞く、大学々生某氏朋友の勧誘によりて番
町辺の某教会に出入し、久しく道を聴き、已に賛成の域を超え
て信仰の境に入り、近く教会に加入せんとするまでに至れり、
同会の牧師某氏は信仰、学識、経験、徳望深大にして余の殊に
敬服する所なるが其失を挙げたらんには少しく昔時の学者風に
して小節に無頓着なりき、氏は困難にある人に同情を有するこ
との深き人なりしが此無頓着の為に誤ちたる者ならん、一日某
氏の家に往き強ひられて僅に半杯の酒を飲みたり、氏は某家を
辞し、人力車に乗りて其の家に帰らんと九段坂にかゝりしに前
に挙げたる大学生は行違ひさま氏が「車」車上に紅を帯びしを
見たり、学生は忽ち氏の醉顔に礙きたり、其後会堂に来るを止
め、朋友等痛く之を愛ひて忠告、勧誘至らざる所なかりしが学
生は「断然信者とはならん」と称して聞入れず、今も尚ほ不信
徒たりといふ、思ふに氏が一酔氏の為に毫末も害する所なかり
しならんと虽も彼の学生の為には至大、至強の礙物となりしな
り、吾人は同胞の為に慎む所あらざるべからず。

第三十五章 祈らなければ論じません

保羅曰はく「此ほか信仰の盾を取るべし此盾をもて悉く悪者の
の火箭を滅すことを得ん」(弗六。十六。)

信仰は一種の力なり、知識を以て其の方針を定むべしといへども
も元来力なるが故に不思議にも敵を破ることあり、是れ信仰の
力の一種の秘義にして普通の道理を以て解釈すべからざるもの
か、

山口教会の長老に挙げられたる阪本氏は其の身経師屋の家に生
れ、経師の外教育を受けたる人にあらず、余が氏の家に宿りし
時は旅人宿を開業したるのみなりしが自ら宿帳を記す能はず、
十五六歳の息をして之を記さしめ、自らいふ余は自己の無学に
懲りたるが故に児をして之を習はしむるなりと、以て氏の学び
しことなきを知るべし、然るに氏が信仰は人々の常に感服する
所にして常に信仰のみならず、氏は行為と相伴へる信仰を有せ
り(統恥か記 第三十三章を見よ)、而して氏の一種の力はかゝ
る無識の信仰なれども有力なる人々と教を論じて一度も失敗し
たること無しといふ、氏は謙讓にして人と争ひ論じたること無
しといへども宗教、信仰のことにつきては一步も譲らず、若し

信仰の道を輕侮し、或は之を攻撃する者ある時は必ず之と論争
し、敵を閉口せしめざれば止まざりしといふ、然し茲に奇妙な
るは論ぜんとする時、臨時に、不用意に為せることなく、論ぜ
んとすることあれば何程急激なる時にも其の旨を通じおきて
急ぎ一旦家に帰り、一室に入りて熱心、至誠祈禱を為し、夫れ
より再び往きて而して論じ、祈らざれば決して論じたることな
しと、或る人氏より「祈らなければ論じません」といふを聞き
て少しく奇に過ぎたりといひしが思ふに氏が敵と論争して敗れ
ざりしものは氏の知識にあらずして自信の強大なるによりしな
らん、若し自力を以て自信によらば猪勇たるを免れずといへど
も氏は祈るが故に信仰によりて一種の力を有したりしなり、実
に信仰の力は不思議なるものなり。

第三十六章 不義の交際はししません

詩に曰はく「悪き者の謀略にあゆまず罪人の途に立たず嘲る
者の座にすわらぬ者はさいはひなり、かゝる人はエホバの法
をよるこびて日も夜もこれをおもふ、かゝる人は水流のほと
りにうゑし樹の期にいたりて実を結び葉もまた凋まざるがこ
とくその作すところ皆さかえん」(一三。一。)

周田悉く罪惡、境遇皆不義なる間に立ち、独り毅然として動かざるは頗る困難なり、然れども此困難を忍びて独り自ら高潔に勉して其の節を変ぜざるは基督信徒の特色なりとす、而して此特色を發揮するは信仰より出づる勇氣にして、長く忍びて此特色の知らるゝ時困難なきに至るべし、多くの信徒は此特色を知らるゝまで堪ゆる能はずして遂に不義、罪惡に化され、百尺の功を一簣に欠き、其の身を損するのみならず、世の胡盧となりて終る、歎ぜざらんとするも得べからざるなり、

余は余が友飯田良作氏、又中村正亮氏に於て其の例を見たり、飯田氏は報知社創立の頃より同社の社員となり、忠実に社務に鞅掌せり、然るに同社は多く柔弱なる江戸児を以て組織したるが故に所謂粹客多く、社長小西某の如き、記者藤田某の如き頗る不品行の評あり、然れば同社の社員は社中に一の観劇組を造り、義務的に社員を強ひて毎月一回つゝ観劇の催あり、飯田氏も社員たるが故に其仲間たらんことを強ひられしが氏は観劇の信念に害あり、且つ弱信者の礙たらんことを恐れて之を辞せんとせしも殆ど社則として勧誘せられて遁るゝを得ず、茲を以て氏は自己の主義観劇を不可とせる由を語り、入費の分前は負担すべし、然れど自ら劇場に入ることは為さざるべしと、かくて

氏は毎月若干円つゝを税租的に分担し居りしが十二年を過ぎて後、社員は氏の主義に忠実なる、よく社務に鞅掌せるを見、大に感ずる所ありて遂に明治十八九年の頃、氏は特例として免役者とせられたり、氏は余に云へり「長い間の辛抱其の甲斐ありて今度割前をとられることは止めになりました」と、視よ、忍耐して其の信仰の途を守る者は遂に知られざることあらんや、中村正亮氏は海軍士官にして早く基督教を信じたり、初め其の官の尉官にある頃は同僚と不義の交際を避けんが為にいたく困難したりといふ、元來船員は酒色に耽るの風あり、航海中船にありて不自由を感ずるが故に港に着して上陸し得るに至れば恰も籠鳥を放てるが如く、先を争ひて上陸し、酒を飲むあり、妓楼に登るあり、乱暴は吾人が想像し得ざる所なりといふ、然れば中村氏も亦港に入れば同僚の勧誘太甚しく、屢々其の鋭鋒を避くるに困難し、何程之が為に論ずるも功なく、軍人の常として腕力を以て餘義なくせられ、屢々妓楼に昇き往かれたることあり、氏は昇かれて妓楼に登るや、一身上の仔細を娼妓に語り、自己の為に妓の室を貸与へよと乞ひ、他人の蹀躞る間に早く寝ねて、而して翌朝を待ちたり、氏は何れの地に着船せるも常に是の如く為しゝが遂に上官其の他の知る所となりて氏は妓楼に

かつかるゝを免るゝに至れりといふ、氏は此信せられ、知らるゝまでには中々に困難なりしならん、然れども不義の交を避けて遂に水流の樹の如く榮えるを得たり、信徒たるもの若し二氏の如くしたらんには其の信仰を益し、主の聖名を発揚するを得ん。

第三十七章 あの語は何にありますか

詩に曰はく「然はあれど彼等はたゞその口をもて神にへつらひ其の舌を以て神にいつはりをいひたりしのみ」(三十八)。(保羅曰はく「かれら汚利を得ん為に教ふべからざることを教へて全家の信仰を亡ぼすが故に必ず彼等の口をして籍がしむべし」(多二)。(十一)。

彼得曰はく「かれら貪婪心に由りて造言を設け爾曹より利を取らんとす彼等の審判は昔より定めあれば遅からじ」

(彼後二)。(三)。

基督曰はく「我を召びて主よ主よと曰ふもの盡く天国に入るに非ず唯これに入る者は我が天に在す父の旨に遵ふ者ののみなり」(太七)。(廿七)。

主の名によりて鬼を追ふ者あるを見約翰之を禁したりと告ぐ、

基督曰はく「其人を禁むるなかれ蓋わが名により異なる能を行ひて輕易しく我を誹得る者はあらじ、我儕に敵はざる者は我儕に属く者なり」(可九。三十)。(九。四十)。

神仏教を説く者材料を我が教に取るは敢て之を不義なりとせず、然れども彼等の偽善なる、又彼等の敗惜みなる之を自己の宗教のこととし、又自己の発明にかゝるが如くなるに至りては大に之を攻めざるべからず、然れども彼等がかゝる挙作を為すもの偶々以て自己の宗教の不完全なるを自白するものたらざらんや、明治十七八年の頃なりと覚ゆ、広島県の人某(今其の名を忘る)屢々西国教会に來りて道を聞けり、之と親しむに至りて彼の神道黒住派の教導職なるよしを聞けり、彼は又、余が蜷敷町の家にも屢々訪ひ來り、教を研究すること熱心なり、余は彼が悔改の時あるべきを思ひてよく教へしが一日來りて彼は懇懇に謝辭を述べて曰はく「屢々道をうかゝひ、大に得る所ありて感謝に堪へず、余は二三日中に帰県せんとするを以て御礼をまうさんが為に來れり、貴教によりて説教の材料を得たるは余が多幸とする所なり」と、余は此言を聞きて幾分か失望せる所ありしが主の「我と偕ならざる者は我に背き云々」の類なりと思ひて氣の毒に堪へざりき、若し此人にして主の教理を主の教理とした

らんには幸なれども或は新しき布を以て古き衣を繕ふ偽善的に
あらずやを恐れたりき、是の如きは世其の人に乏しからずと見
え、時々吾人の見聞する所なり、左に二例を挙げん

小川義綏氏余に語りて曰ふ、氏は曾て桜井昭真氏を伴ひて九州
に往きたり、途次琴平神社を見物せんとて同所に渡り、神社に
詣りしに其日某大講義説教との立札あり、氏等は説教所に入り
て之を聴聞せしに彼の大講義先生は新約書中の語三回引用した
り、桜井氏は其の引用を聞く毎に之を筆記しおきしが説教の終
りし後、先生に面会したしと乞へり、神官等は二氏を見て官吏
と為したるものか社務所に請し、美しき客室に通したり、而し
て美しき菓子を出だし、禰宜二三人を待せしめ款待至らざるな
し、暫くして先の大講義先生は正装して出来り、傲然として坐
に就きたり、寒暖の挨拶終るや桜井氏は「説教中第一に引きな
された云々の語は何書よりせられたものか伺ひたい」と、先生
暫く打案し「今其の出所を明にしませんか何か古書中に見たと
思ひます」と答ふ、又問ふ「第二に引きなされた云々は如何」、
彼又案じて曰ふ「是れも古書中に見た記憶がありますが唯今書
名も覚えてません」、此返答を聞いて桜井氏は例の気性、はや面
色をかへてブル／＼と震へだしたり、小川氏は或は面倒の生ぜ

んかと思ひ、氏に止めよと目配せしれど氏は如何で聞くべき、
「然うなら第三に云々と引用せられたがあれは何から……」、あ
ゝ、神官は愚なりかくなりたらんには早く陳謝して其尾を露さ
ざる策にいではならば善かりしに彼は剛慢にも愚にも甘く誤魔
化して切抜けんと思ひしか故に笑を含み「ハ、あれは自製で
……」、彼は弥々出で、弥々拙かりき、之を聞くや否や、桜井
氏は居丈高になり例の笹原を風が吹く的の雷声を発し、昔なら
ば刀の柄に手をかけん身構にて社務所の土台崩れよと神官を鳴
附け、馬鹿、ペラ棒、タワケ、氣違ひ、ウソツキ、偽善者、国
賊、神道的獅子身中の虫、同胞の面汚し、大凡ありとあらゆる
罵詈、罵言悉く并でい出して叱咤したりしが大講義先生一言の
云訳さへせず、顔色紅くなり、青くなり、唯畏縮せるのみ、小
川氏は云へり「黄粟を舂りし唾子」といふ正しく此形容語なる
べしと思へりと、桜井氏は半時間近く鳴りたる後「いざ去らん」と
一言し、其の假立ちて去りたり、

僧侶も亦かゝることを為すものと見えて余は大饑見元一郎氏よ
り聞けり、前に神学博士フルベツキ氏の車夫たることありし某
同氏方を辞して東京市中に人力車夫たり、ある日浅草新堀に客
待を為したるに二人の僧侶来かゝりて何方までかの約成り、彼

は二僧を乗せて曳出だしたり、二僧は車中にありて種々の談話を爲し居りしが不図彼等は説教の話を初めたり、其の時一僧は他僧に云へり、此頃某の地に於て某管長の説教を聴きしに流石は管長なり、辨舌といひ、論旨と更に間然すべきものなく、殊に其の説教中人の品性に上中下の区別あるを説くに當りて播種の譬喩を取り、下品なるは地上に落ちたる種にて未だ其の芽を出ださざるに鳥に食はれ、人に踏著けられて、遂に実る能はず、中品なるは地に入りて萌芽を出だしたるも其の地礫地なるが上に雑草共に生じ、爲に十分の秋穫を得ず、上品に至りては深く地下に入り、芽を出だし、成長し、妨ぐる者を排除して遂に十分に実るを得たりと、実に面白くして其の意深長大に聴く者を感動せしめたるが如しと、尚ほ更にいふ所あらんとせしが此時車夫は心可笑しく、顧みて二僧に云へり「御出家さん、唯今お話しの種類きの譬喩といふは何某管長の發明なかつたものではありません」、二僧少しく無礼といふが如き口調にて「どうして手前は其の事を知つて居るのか」と問ふ、車夫はいふ「其の播種の譬喩は馬太伝の十三章にある基督の教へたもので少し聊鯛をきいた人なら知らんものはありません」、此言を聞くや二僧は呆然、敢て語を発せず、約束の地に至るや賃金を払ひ、遁

るが如く何方に行きたりと、あゝ、管長の物知り顔に虚假感を爲したるものは思ひもよらぬ所に其の馬脚を露したりき。

第三十八章 已に汽車出来致居候

伝道之書に曰はく「我智慧を以てこの一切の事を試み我は智者とならんと謂ひたりしが遠くおよばざるなり、事物の理は遠くして甚だ深し誰か之を究むることを得ん」(七。廿三、)知識の日々に進歩して行く有様は実に驚くべきもので今昔のことを考へて見るなら筋よりも早いといふ諺も足らんやうに思ひます、昔日のやうな時勢ですと五年や十年たつても然までひどい変化もありませんが今日のやうな時には「三日見ぬ間に桜かな」といふは實際です、之を思へば智慧、知識の研窮などをしたい人はとても田舎に居てはしかたがありません、私は自分なから驚いたことがあります、

明治廿五年でしたか松崎連氏が豊浦の教会に居つて大病になりました、妻、即ち私の妹は連氏と共に豊浦に往かんで却つて青森に居ましたが其の訳は妹の長女の川口氏へ嫁して居るのが出産するので初めてのことでもあり、手伝ひに往つて居つたからです、出産も済み、豊浦から大病のよし度々報知もあつたので

私は青森に往つて様子を見たのですが産婦も大分肥立つて居ましたから早く豊浦に往く方がよからうとすゝめて盛岡まで同車して東京に送りました、東京からは大人か弟が送つて往く話でしたが遂に弟が往くことになつたので私は弟に又といつても機会があるか無いか分らんから帰りには琴平、敵島など見物したらよからうといつてやりました、弟よりは見物する積りだと返事が来たので私は琴平辺の案内記をかいてやつたのですが私のは去る十四年の日記を種にしたのです、其中には多度津に上陸するなら琴平まで五十丁一里の三里、其の間の人力車は何程くらゐなどいふことがありました、又敵島の宿屋は立派な所へ威張つて往つては高いから何方の何屋へ止宿せよ、家は立派にあらねど手軽にて便利ならんなどいふこともありましたが、私は大に得意でした、弟が此案内で大に便利を得たらうと思つて居ました、然るに弟が東京に帰つて久しくしてからですが手紙の序に弟は左の意味のことをいつてよこしました、

「多度津に上陸したし候所同所より琴平へは已に汽車出来致居候て人力車をやとふの必要は無之……敵島も上陸し仰に従ひ彼の宿へ参候所立派ならざるところか三階造りの立派な家にて一時は果して是なりや否やと迷ひ候得共

兄上の同所に被遊候は十余年前に付其間に改築致候事ならんと存じ其家に一泊仕候：時勢の変易には驚き申候」あゝ、失敗せりと思ひました、他人で無くてよかつた弟でさへ恥しい、実に世は毎日進歩します、トテモ益鎗しては居られません、「此世の子輩は此世に於て光の子輩よりも尤も巧なり」です、用心、々々。

第三十九章 恐入りますが少々でも御話しく下さい

使徒行伝に曰はく「此処の人々はテサロニケの者より性情よきが故に好みて道をき……日々聖書を究れり」(十七)。
道を聴くと聴かざるとは彼の播種の譬喩に見ゆるが如く人の性情によれり、西諺に曰はく「意のある所に道あり、好む者は極めて繁忙なるものも時あるを發見し、好まざれば繁忙ならざるも時なし、教を聞かんとする者亦然り、陸中九戸郡に某といふ人あり、ある人思ひよらず此人にあひしに已に福音新報を購読し居りたりといふ、若し意なき時は会堂の隣地に住するも聞かず、意ある時は山間の僻地にありても福音を研究するの道あるなり、機会を得ざりしといふは多く遁辞なり、性情によりて自ら機会を造るを得べし、自ら飢地の種たるを得べきなり、

余が明治十七年宇都宮、日光に遊びたる時は吉岡弘毅氏、松崎連氏、倉橋政太郎氏と伴へり、日光より帰らんとして再び宇都宮に着し、九月四日に東京に帰らんと三日の夜十二時に近く一同床中に入りたり、明朝は三時に立出せんとのことなりしが人多ければ口も多く申語り、乙話して未だ眠らず、此時誰やら障子の外に来りし者ありしが如く、食客的に「最早お休みですか」と問ふ、声は宇都宮の信徒荒針村の金澤氏なり、何かと問へば同村の人にて道を聞きたき者二人あり、明朝御立の由を語りしに然れば此後は何れの頃来りたまふかも知れず、是非今夜おたづねをしたしとのことなり、如何にも熱心の請求なれば「恐入りますすが少々でも御話しくたさい」と、余輩は其の言に感じたり、如何でか之を辞せん、然ればとて俄に蚊帳を下し、関係なき倉橋氏まで御突合に午「後」前一時に至りて去りき、彼等は意ありたれば此道を得たり、彼等は性情のよき人々なりしなり。

第四十章 迷妄

弟子等生来の盲者を主に問ふて曰はく「此人の誓に生れしは誰の罪なるや己に由るか又二親に由るか」(約九。二)。
 主の弟子等は直接主から教へられたのですが聖書に記した所を

見ると種々の迷妄がありました、之を以て考へても迷妄といふことが何程深く人心に染みて居るかわりませう、此事を思ふべきことです、是を以ても聖書の神託は拒まれませんが、日本では殉死を禁じたのは餘程古い時ですが実際に無くなつたのは徳川時代の初め、刺文を禁じたのは維新後、子女を娼妓にすることは未だ法律で禁じてはありませんが、然るに記元前一千五百年に筆記せられた利未記のうちに「……其の身に刺文をなすべからず……汝の子女を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事国に行はれ罪悪國に満ちん」(十九。廿、八、廿九)、との明文があり、共に「死ぬる人の為に己が身を傷くべからず」とあります、実に感服すべきことではありませんか、此通り正覚、道念は盛んでしたが俗事に至つては同是迷妄を全く免るゝことは無かつたので、私共の鑑るべきことだと思ひます、

明治十一年の頃東京出生の人で村井正道といふ人がありました、此人は同年中に信者になり、伝道者とならん決心で神学校にも通ひ、両国教会の執事にもなりました、然し惜哉終を善くしませんでした、両国教会では十六年の三月除名しましたが希臘教に入つて後、肺病であつたと思ひます、淺草で病死しました、

此村井といふ人は悪人とは決していへませんが餘り教育の無い人でしたから迷信は免かれなかつたのです、氏は家のひどく「ふ」めた中に成長した人で自ら死を決したこともあり、又毒を飲まされたこともあつたさうです、それゆゑ道を聞く前に高野山に登り、今道心となる心兼て家を出たことがあつたのですが途中で一人の僧侶と伴侶となつて自分の志を明した所が僧侶に厳しく止められて途中から引戻したとのことです、此一事を以ても迷信のあつた人だと分りませう、東京に帰つてから不図基督教を聞いて（多分奥野教師から）信する心になり西国教会に來たのです、弥々洗礼を受くることになつた所が其次の日強飯を配つて祝意を表し、又教師、伝導師などの家には御礼廻動といふ格で謝辭を述べて廻りました、又氏が執事を選んで按手札を受くるといふ日にも當時袴をはく風は殆ど無かつたのに氏は新しい袴をはいて來ました、之を見ても其の真面目と共に迷信の加はつて居たのが知れます、迷信とは少し縁が遠いが氏は時々奇妙なことをして人を笑はせることがあつて淺草に説教所を開いて私、松崎、村井など説教を受持つてしました、ある日村井氏が江戸口調にて口軽く相談的に説教して居ましたが氏は忽ち一声高く張上げて

カイウ タア ニン イ、ガア セイ チユウ トク シ
ン シイ ジイ キヨウ シエ チヨウ シ オ シヨ、ジ
ユン ジイ シン ケン ジイ イ ダウ シイ エキ
シヤア ジユ オ ガア セイ

誰か此奇に驚かざらん、殊に其の音調仏者の説經の如し、後に知る氏は漢訳路加伝の一章一節及び二節を棒読に為したるにて其の理由は迷信の仏教信徒は其の意の分らざるを以て有難しとす、若し意味の分らざるを以て有難しとせば此本文も亦有難きにあらずやとて偕はかゝることを為したるにてありき、氏が路加伝棒読は氏が死後までも語草なりけり。

第四十一章 分業として基督教を研究す

保羅曰はく「爾曹主耶穌基督を衣よ」(羅十三、十四)

吾人は基督教を衣る者なり、即ち基督教の精神、言行を模範として之に則るべきものなり、然らば吾人は二六時中、行住坐臥基督教を思ふこと衣服の身を離れざるが如し、其の儆ふべき点果して如何、曰はく其の生命、曰はく其の奇跡、曰はく其の預言、曰はく其の教理、曰はく其の行為、即ち愛、慈善、寛容、棄己、

清心、従順、忠義、忍耐、胆力、自退、感恩、本分、赦罪の如し、然れども悲哉英雄を知るに英雄の心を要するが如く吾人は基督の大模範を洞見するの明なし、富嶽を望む者駿河よりするも未だ全からず、甲斐よりするも然り、若し其全景を知らんとせば其の東西南北より見て初めて全体の形状を知るべきなり、基督を見んとする者富嶽を見る者の如くならざらんや、彼の福音記者が基督を記すに馬太は重に其の説教を以てし、馬可は重に其の挙作を以てし、路加は重に其の人情を以て、而して約翰は重に其の神性を以てしたるは各々其の目的を異にしたるによるといへども亦彼等の見る所限界ありて主の全品格を全く窺知する能はざるによらずんばならず、然れば吾人基督を研究する者も全く研究し尽くさんとせば淺薄なる所に安んぜざるを得ざるが故に主の模範中の自己に適するものを選びて之を専修せば大に可ならん、固より専修する所あれば他は全く廢すべしとの意にあらざれども彼の武術を修むる士が諸術を修むれども其の中自己の最も好む所を専修するが如くしたらんには仮令其の極度に達するを得ずとするも徒に諸般に渉るに優ること萬々なり、明治十年の頃と覚ゆ、余が築地に横井元峰氏と同居したる頃横井氏の親戚某氏諸国見物旅行といふ名義にて尋来れり、某氏は

新潟県下にも有名の富豪なる由にて余の目より見れば贅澤なる旅行を為すものなりき、某氏は他に二人の同伴者あり、先づ新潟県をいで、北海道より京都に入り、其の近傍を遊覽して東海道を上京したる由なるが此同行三人は各々部面を分ち、一人は古跡調査、一人は會計、一人は案内兼通信者として、其の分担法功を奏して普通の旅行者に比すれば得る所中々に多かりき、當時余は此ことを聞きて何とも思はざりしが今より思へば彼等は賢き方法を選びしものなりしなり、吾人が基督を研究する時又此方法吾人を益するものあらざらんや。

第四十二章 考へちがひです

「耶穌答へて彼等に曰ひけるは爾曹人に欺かれざるやう慎めよ、蓋おほくの人わが名を冒しきたり我は基督なりと云ひて多くの人を欺くべし」(太廿四、五)。

基督又曰はく「偽の預言者を謹めよ彼等は綿羊の姿にて爾曹に來れども内は残狼なり」(太七、十五)。

真正の金銀貨あらざれば贋金あるべからず、真正の宗教あらざれば偽教あるべからず、「いつはりの無き世なりせば中々に人の心は安けからまし」、贋金、偽教は人生の大患なり、然りと

て價金に懲りて正金を拒み、偽教に恐れて真教を棄てんか、嘗に羹に懲りて膾を吹くの愚たるのみならず何を以て人生の必需を満すべき、何を以て人心の平和と喜樂とを得べきや、吾人は謹みて眞實、正偽を判して其の眞なると其の正しきとに就かざるべからず、

明治廿九年の東海岸大海嘯の被害は実に空前絶後ともいふべき大惨事でしたが私が釜石で聞いたのに多くの死者のあつた一の原因は遠く逃げやうといふ考へよりは高く逃げやうとしたのです、其の理由は廿九年より四十一年前（安政三年）に釜石と其の近傍に津浪があつて現に北隣の安渡では多少家も流れ、人も死んだのです、然し其の時の津浪は勢力が当年のやうではなく漸次に海水があがつて来て家の軒ぐらゐを浸してそれから静に引き、二三回其の様にして済んださうです、老人は親しく見て之を知り、又若い人は之を聞いて知つて居たのですが此様な有様ですから一般に津浪といふものは恐しいものではなく困るものだと信じたのです、夫れ津浪といつたら二階のある家は二階へあがれ、二階の無い家は何か台をおいて其の上に什具をのせ、自分も其の上にあがつて居ろ、水の引いた後で困るのは乾餡のやうな細い土をのこすので畳はまづ廢物になる、家の中は其の土の

為によく／＼掃除をしなければならず、津浪は実に困難なものだといふのです、一般に此信仰ですから当年の大海嘯の時にも津浪といふ声を聞くと、固より高処へ逃げた人も澤山ありますが二階にあがらう、什具をどうかしやうと思つて遂に死んだ人が多くあります、登記所の小使の松村といふ人も家外にでゝ澤村といふ高い方に逃げれば十分通る間があつたのですが二階へあがるつもりで用意をして階子段に登りかけた頃家が潰れて、潰されたまゝ水をかぶつたさうです、此人は幸に生命を救ひましたが若し前にいふ誤信がなかつたらたゞ逃げたのでしたらう、此事は津浪に対する眞正の準備でなくて偽の準備であつたのですが此誤信の為に死んだものも澤山あつたにちがひありません、偽の準備は危険なものです、俗世には人の罪と罰とを免るゝ方法につきて種々の教があります、が、「神にあらざるして誰か罪を赦すことを得ん」（可二）で神の他に決して吾人を赦すものはありません、然れば神の外に罰を赦すといふなら欺くのか誤つたので眞正の方法ではありません、世に偽教がなければ人は皆眞の教によつて救はるゝでせう、釜石に誤信が無かつたら尚ほ何人か助命したでせう、残念なことでした、

又偽の準備といふので思ひだしたことがあります、久しく前の

ことでしたが陸奥の尻矢崎〔屋〕の近くで和歌の浦丸といふ船が座礁

したことがあります、美以教会のスペンサー嬢なども遭難者中の一人でした、此難船の原因を聞くに其の夜は雨が降つて眞の暗夜でした、船長に油断は無かつたのですが夜があつて暗いから少しも方角が分りません、然し近いうちに尻矢〔屋〕の燈台が見える頃だと思ふと忽ち左舷の方に燈火を見たので之を尻矢の燈台

と思つて此燈火が此方角に見えるなら最早船の方向を西北に転じて津輕海峡にはいつてよいと思つて漸々方向を変じたので、

スルト船は忽ち座礁の不幸にあつたのですが夜が明けてから見れば尻矢は餘程先で燈台と思つたのは全く其の辺の村民が何

かの為に火を燃すのであつたのでした、あゝ、最初から全く燈火なしであつたら却つて此過失は無かつたのですがなまなか此

燈火があつたので尻矢と過つたのです、世に我は人の救主なりと自らいふものがあります、若し基督が無ければ偽の教主もありますまい、若し神の教が無いなら人の教はありますまい、然りとて此偽基督、人為教がわるいとて眞正の基督、神の教を棄つるわけにもゆきません、たゞ用心が大切です、

第四十三章 山田氏は信じました

保羅曰はく「夫れ我儕の戦の器は肉に属する者にあらず營壘を破るほど神に由りて能あり我儕は神の教に逆ひて建てたる所の諸の檣と論を毀し諸の意思を擒にして基督に服はしむ」

(米十、四、五)

神の道の能力あることは今更喋々を要せずと虽も放蕩、大酒の人々教年の因襲を打破し、全然新人と為りし者殊に多しとする所なり、神の道の前には人為の檣、人造の論顔色あるものなし、余は上総九十九里教会の長老山田氏が悔改の顛末頗る面白きものあり、去る明治廿一年〔六〕五月一日発行喜の音第七卷第七十八「七」号に記したるものを其の俚左に転載すべし、蓋し其の一文は鈴木寿一(旧名勘助)氏の寄送に係るものなり、

余が上総國某(九十九里)の教会に伝道せる時一婦人(山田氏の妻女)の折々来りて説教を聴く者ありき、其の夫何某(山田氏)は高名の大酒家にして教をきかぬのみならず動もすれば妻の自由をも妨げん勢にて天国にはいと遠き人なり、然るに或る時東京より余が友尋ね来り五六日逗留せる間不図其の婦人と親しくなり、婦人が自由に道を信することの得な

らぬをきゝて気の毒に思ひ、逗留中懇にすゝめ慰めて歸りたり、
借余が友は親切にも帰京後わざ／＼其の婦人に書を送りて
慰めしが其の親切は仇となり、酒癖の夫は男子より書信の
来りし様子を見て心中甚だ穩ならず、疑心あれば実とやら書
信の表に何某愛姉どのとありたればいよ／＼以て訝しとてさ
て夫れよりは安息日に講義所に往くをも許さず、又信徒と交
ることも許さざれば婦人は勿論余もてあまし大に困却を極
めたり、さて棄置くべきにあらざれば折々喜の音を持行きて
安否を問ひ、其の一部を残しては去りしが某氏の妻は其の好
意を謝し、読終れば子供のいたづらせぬやうに大切にしまひ
おき、夫が最早帰る頃と思ふ時は夫の机の上におき、せめて
は喜の音なり読みて見て信徒の愛の性質をも知らせたく、或
は疑心を解く日もあらん、或は酒のやむ日もあらんといたく
心配を為し居たるが夫は更に意ともせず、歸來りて机にすわ
れば見るも忌はしき喜の音あり、はねのけては用事にかゝり、
是くすること久しかりしが妻は物陰より今日は取上げて開き
て見んか、明日は少しは読みて見んかと其の度毎に窺へどは
ねのけるのみ手にとらず、去りながら妻は失望せず、日々か
くして送りしが折しも一昨年（明治十九年）三月の出版なる

第五卷第五十一号の屈きし時開きて見ればケイトの説教と題
したる一話あり、不具の童女が身の上を語りきけ裁判官が酒
をやめたる美談なり、是れこそ夫の為にならんと平生の如く
夫の机の上におけり、夫は何も知らずして平生の如く帰りき
たり、机の前に座を占むれば又も喜の音あり、妻は物陰に身
をよせて如何あらんと窺へばコハ如何に、夫はいつもの如く
ならず、音をとりあげて一枚ごとに開きて見、ケイトの説教
なるべしと思ふ所に来りしに読みては考へ、考へては又読返
へす風情なり、妻は悦び、迫切に神の扶助を祈りつゝ暫く容
子を見て居りしが其の時よりして彼の人は家にて酒を飲まざ
るのみか外にありても更に飲まず、断然、飲酒の癖を廢し、
借其の時よりは妻に参堂を許すのみか自己も折々は講義所に
往くやうになりたれば余は是くとき、非常に悦び、親切に福
音を述べ、或は「人」の為に熱心祈禱をも為したりしが両刃の
劍よりも鋭き聖書の神言は遂に彼の人の悪心を切斷し、今は
熱心、忠実なる信徒となり、殊に近頃教会の会吏となり、彼
の教会の為に非常に尽力し居れり、喜の音其の形体は小なり
といへども貴重なる一人の生命を救ひたり、余は彼の人の為
兄にむかひて感謝せざるを得ず云々。

第四十四章 とうく本の猫だ

保羅曰はく「今より後嬰兒ならず人の詭譎の術と誘惑の巧に蕩漾はさるゝことなく各様の教の風に揺動かされず」

(弗四。十四。)

基督約翰を以て教へて曰はく「爾が有つところの者を堅く保ちて爾の冕を人に奪はるゝこと勿れ」(黙三。十一。)

(全三。十二。)

基督徒弟を戒めて曰はく「爾曹わが名の為に凡ての人に憾まれん然れど終まで忍ぶものは救はるべし」(太十。廿二。)

但以理曰はく「汝終に進み行け汝は安息に入り日の終に至り起ちて汝の分を享けん」(十二。十三。)

世の中は誘惑の世です、而して此誘惑はたゞ悪いことにはばかりでなく教の中にもあります、譬へば自分の深く信じて居る、尊んで居る人の言行が自己の誘惑となるばかりでなく種々の教理が誘惑になります、殊に近頃新神学とか、進歩主義とか、日本主義などいふ名の下に途方も無い誘惑が来ます、私共の深く信用して居る人でも学者でも悪魔の力にはかなひませんから彼の人々でも知らずに誘はるゝことがあつて悪魔の器械となるこ

とがあるからです、然れば私共が自分の信仰の道を堅固に保ちたいと思ふなら信用ある人のみに頼らず、学者のみによらず、自ら折つて聖靈の教示をうけ、聖書の正教理によつて信仰に居るべきだと思ひます、全く人の意見を取らんといふのは善くありませんが「人よりにあらず人に由らず」といふ見識がないならとても動揺を免れて終局を全うすることはできません、私が幼少の頃父から聞いた一の寓言があります、ある所に頗る勝気の老人があつて一疋の猫を飼ひました、するとある日此猫が近所の犬にかぶりついてとうく犬を殺しました、勝気な老人ですから大悦で「餘り強い猫だからたゞたまでは不似合だ、何とか似合しい名にしたいたいものだ」と考へて居ました、其の時知る人が来て「御隠居さんの猫が犬を殺したので名をおかへなさるさうですが熊にかぎります」、老人は成程と感心して「熊々」と呼んで悦んで居ますと又近所の人々が来て「御隠居さん、熊よりは虎の方が強いのです」、老人は成程如何にもと直ぐ虎にしました、暫くすると又ある人が来て「御隠居さん、強いのが御好みで虎になさつたさうですが虎は龍には及びません、虎は千里の林は越すといひますが龍の飛行自在にはかなひません」、成程御尤と龍にしました、又知る人が来ていふには「御隠

居さん、強いがよいと^{ママ}ツて龍になさつたさうですが龍も雲がな
ければトント活発な運動はできません、強いといへば雲の方で
すな、成程是れは失策したと早速雲といふ名にして雲や〜
と呼んで寵愛して居ました、又其の時朋友が来て「老人は強い
が善いといつて雲としなさつたさうだが雲は風がないとまるで
動くことはできません、雲よりは風とおしなさい」とすゝめま
した、老人は驚いた、如何にも然うだ、どうも考といふものは
種々あるものだ、三人よれば文珠の智といふが成程然うだと風
としました、其疾きこと風の如しと孫子もいふた、あゝ、風や
来い〜、大悦で居ました、すると又ある人が来て「貴様は此
頃強い猫をかつて強い名をつけるさうだが何とつけたのか」、
「強いのを、強いのをと選んでだん〜強くいいたしました、唯
今は風でございませう、風は樹を倒し、家を倒し、龍の乗つた雲
を吹くもの、実は風は善い名と存じまして、」^{「に」}「それは貴様の
間違ひだ」、「へい」、「へいではない、考へて見なさい、風も力
のある強いものに相違ないが土蔵を造つて見ると分るがあの中
へはトント風ははいらぬまい、ソラ、見たことか、土蔵に壁があ
れば風はトントはいらん、然れば風よりも壁の方が餘程強い、
成程、旦那の御説の通りだ、以来は壁とよびませうと、是れか

ら猫は又壁と改名して壁と呼ばれて居ました、其の後久しく無
事で猫も壁といふときは己のことだと記えるくらゐの時日はあ
りましたが又ある日一人来ていひました「御隠居さん、猫が強
いので壁となさつたさうですが壁より強いものがございませう、
御隠居さんも火事の時に目塗をした土蔵に火がはいつて焼ける
ことがあるを御存じでせうが壁は壁へ穴をあけるものがあつ
て其穴から火がはいるとまうすことです、其穴をあけるのは例
のいたづらもの——鼠——でございませう、して見ると鼠の方が
強いので……」^{「ママ」}、成程、是れは然うだ、然うなら私の猫には
鼠とつけ……、ヤ、是れはいかん、成程壁にくらべたら強いと
も云へるか知らんが鼠は猫の前にでればトントいくぢはない、
あゝ、私は皆に欺かれたのだ、成程、成程とだん〜名を変へ
て見たら遂に猫より弱い鼠になる所であつた、どうも人のいふ
ことは当にならん、矢張本^{「ママ」}のたまがよい、馬鹿々々しいと
う〜本の猫だ。

第四十五章 東京の鰻は甘い

基督曰はく「爾曹聖書をも神の能力をも知らざるに由りて謬
れり」(太廿二)
(。廿九)

人の基督教を信ぜざるに種々の理由あれども吾人は屢々最初より我が教を妄誕なり、荒唐なりとして而して研究せるが故に信ずべきことも遂に信ずること能はずして止むものあるを見る、又時としては儀式的に教会に入れども其実再生したるにあらず、再生せざるが故に真実に我が宗教の妙味を味ひしにあらず、之を味はざるが故に教に堪へずして退却し、而して自己の無節を蔽はんが為に基督教信するに足らずと公言し、恬として恥ぢざるのみならず、却つて之を誇るものあり、田口卯吉氏の如き当代の名士なれども我が宗教に対しては此類の人たりき、小島一騰（本二川）といへる長崎の人（本僧なりしと聞く）明治初年の頃教を信じ（多分天主教なりしならん）、切支丹邪宗信者として捕へられ、長く圜の中に呻吟せしが赦されて後、我が教に入り、新栄教会にありて動きしが粟津高明氏の分離を企てたる時氏に同意し、其の後、一身の生計に困難なりしより、遂に教会を去り、耶穌教穴探しなる演説を寄席に開き、初め少しく木戸銭に衣食したりしが後には全く聴衆もなきに至り、寒中単物一枚にて震へ居り、吉岡弘毅氏に救はれたることありき、氏の如き亦我が妙味を知らずして效に至りしものなるべし、聖書を知らず、神の能力を知らざるもの如何で全きを得んや、（統

恥か記 第九十章参看）、

両国教会に二人の伝道師あり、一人は懶惰者にして、一人は神経家なり、共に神学校に入りしが遂に退学せしめられき、彼等は後生計に究し希臘教会に入りしがある時我が教会の一人に面会し、きまりわるげに曰はく「決して此教を善いと思ふのではありませんが食ふに困るので……」、又彼の懶惰者はいはく「此教も外から見たやうでもありません、其中に入りて見ると随分信すべき、正しき説もあります」と、此言によりて彼が初より其の主義、教理を信じて入りたるにあらざるを知るべし、然れども彼等二人は彼の教会に往きてより又学ぶ所あり、我が教会にありて未だ知るに及ばざりし点を学び、又之を信じてある時わが会の人に其の正統なるを喋々したりといふ、是れ彼等はわが教会にある時はいまだ我が教「を」の妙味を知らず、彼に往きて後、知りて驚きたるものありしなり、数日間某医の投薬を服し、稍々其疾病の癒えんとする時他の医師に取換へ忽ち快癒して而して第二の医師を賞賛するは吾人が屢々見聞する所なり、彼等亦此類の人ならざらんや、曾て聞く故岩倉具視公某の宴席にありて雑談の隙西京、東京料理優劣の論あり、時に岩倉公曰はく「料理は通例西京の方東京に優り居れど饅の蒲焼のみは

東京の方大に可なり」と、皆然りと答へしに偶々席上にありし久邇宮殿下は高貴に似ず、料を以て聞えし方なるが忽ち岩倉公を呼びて曰はく「岩倉さん、貴君の西京の御身分くらゐでは東京でも甘い鰻は食へませんよ」と、公の前を知る者は公の爲に氣の毒を思「を」ひて一言もあらざりしが蓋し公の西京にある頃は禄高極めて少く、貧しく暮したまひし由なるが東京に來りて後は左大臣として殆ど人臣の上を極め、何事も心の假ならざりしものあらざりしが故なりとぞ、兩國教会の二人希臘教に移りて後、我が教を味ひしこと公の東京鰻に似たるものあらざらんや。

第四十六章 聖言に救はれました

詩に曰はく「汝の聖言はわが足の燈火、わが路の光なり」

(百十九)、
(百〇五)。

とは敬虔なる詩人が多年の経験によりて得たる所の教訓なり、古往今來聖言によりて罪惡を免かれ、惡習より救はれ、患難に克ち、失望に勵みし実例は枚挙に遑あらざる所なり、吾人が日夜之を読み、之を誦して力を得ること吾人亦屢々経験する所にして詩人と感と同じくするもの少しとせざるなり、

下総国佐倉町に至つて信仰の篤き信者ありしが田舎に育ちし人ゆゑに未だ東京の繁昌なる有様を知らず、品川の某氏の家には牧師青木氏の弟とありと豫て聞居たることもあれば其の人を訪ひ尋ねんものと兄弟にも相談せず、独り国許を出立して其の夜は東京の旅人宿に止宿し、翌朝早く立出で、先づ日本橋に至りしに橋上、橋下の繁昌なるは譬へんにもなく、通行人の夥しきは田舎の祭礼も遠く及ばず、鉄道馬車は小家の動きいでたる如く、馬車、人力車の往復は機を織るにも似たるべく、魚市場の雑沓は眼前に戦争を見るかと怪しまれ、霎時呆れて橋上にイむ折しも其の傍に來る人あり、馴々しく近きて貴君は何方へ往きたまふやと問ふ、品川と答へしに其は丁度よし小可も品川まで用事あれば御同道いたすべしとのこと、薄気味悪く思ひしが不好でござるとも断りかね止を得ず同伴つれづれて通町を往きながら肚裏に思ふやう東京には誤魔の蠅といふ惡漢あり、田舎出の旅人を欺きて纏腰の金を奪ふときゝしが此通行人多き市中にてまさか手荒きことも為さざるべし、些か身に覚もあれば若し腕力でとらんとすれば捻倒してしましめ呉れんと四方四方の物語しつゝ増上寺の前も過ぎ、金杉橋を越したる折、彼の男は此より右に曲りて往けば七曲りといふ近路あり、品川へは程も無し

と、自ら先にたちて案内せり、此辺は今こそ家並とはなりたれ、其の頃は所謂新開町にして家も少く、人通りもなし、畑地、明地の多き所に来かゝりしに彼の男はオヤと一声、何物か遺ちたる物をひろひ取りしが見れば紫の服紗包にて、彼の開くを見れば十円の貨幣なりけり、其の時彼の男は十円と算へて後、二人で拾へば二人のもの五円つゝの山分けにすべきなれど私は先に見出だしたれば七円賜はれ、三円は貴君に進せん、人には告げたまふなといふ、信者は是くきゝて思ふやう拾ひし物を其の俣に我が物とするは影護かげごき所業しよごなり、聖書の聖言は何といふかと再思すれば「憂ふる者と共に憂ひ、喜ぶものと共に喜ぶべし」とあり、遺しゝ人は何程憂ひ居るべきか、是は決して取るべきものにあらざると其の旨を告げて警察に訴へんと談じたるに彼の男は訴へたりとて遺失主の分りしことは甚だ少し、二人で分けて二人で取り、二人が誰にも知らざされば夫にて事は済むことなり、わざ／＼事を面倒にし、よし遺失主が知れたりとて何程の礼金をいだすべき、二人で分つに如かずと頻りに勧めしが信徒はどうしても承知せず、其の時彼の男は一寸といふて横通りに入りしが其の俣久しく帰り来らず、彼方此方と探したれど知れざれば遂に独り品川を尋ねて信者に逢ひ其の顛末を語りたりと

いふ、あゝ、危いかな、彼の人若し彼の三円の分配を得たらんには何事か避くべからざる面倒に陥れ、餘義あまぎなく懐中を空にすべき場合に至らせられたるならん、幸に彼の信者は聖言を知りたるが為に何事をも知らぬ田舎漢なれど此災禍を免れたり、神の言は吾人の踏むべき路の燈火なるかな。

第四十七章 首とつりがへの印は押せません

箴言に曰はく「凡そ賢者は知識に由りて事をおこなひ愚なる者はおのれの愚を顕す」(十三)。

又曰はく「愚なる者は明哲を喜ばず、惟おのれの心意を顕すことを喜ぶ」(十八)。

又曰はく「愚なる者の口唇はあらそひを起し、その口は打たるゝことを招く、愚なるものゝ口はおのれの敗壞となり其の口唇はおのれの靈魂の罟となる」(十八、十七)。

又曰はく「愚なるものゝ痴にしたかひて答ふること勿れ恐くは己も是と同じからん、愚なるものゝ痴にしたがひて之に答へよ恐くは彼おのれの目に自らを智者と見ん、愚なる者に托して事を言ひおくる者はおのれの足をきり身に害をうく」

(廿六、
四一六)。

我が国の神官は無学にして愚なり、時に有力なる人物無きにあらざるも元來神道なるもの宗教にあらず、又則るべき經典あるにあらざれば一二大人物出でたりといへども之を宗教として維持する能はず、宗教として運動する能はず、僅に其の体面を維持し得るものは我が皇室に關係を有するが爲のみ、換言すれば彼等は皇室を後楯とせるが故に之に對して箭を放たんとする者逸矢の皇室に及ばんことを恐れて躊躇せる間に僅に生命を存するのみ、然れば彼等が基督教に出会ひて狼狽せる様は見るも氣の毒なることにて我を防禦せんとて画策せる所弥々出で、弥々拙なるものあり、彼等が宗教の体面を脱して皇靈を祭る一の法式としてあらんには永く其の命脈を継続し得べしといへども常に宗教らしくしたらんには久しからずして廢滅に帰すべきものなり、

余が安房国那古辺に伝道したるは明治十三年の頃なり、當時信徒としては唯一人の中村保次氏を得たるのみなりしが有志者と稱して聴聞する者は可なりにあり、一二の僧侶すらありたり、何方も同じく最初は神官、僧侶も然までと思はざりしに有志者ありて道を聞くと聞きたれば神官の驚愕大方ならず、一人の神官主唱者となりて遠近の神官を那古町に集め基督教防禦の策を

評議し、数日にして漸く一策を案じ、見事に其の策外れて数日の畫策も全く画餅に帰したり、其の顛末を聞くに一人の神官我が教を聞く有志者の一人に会ひしに彼の人のいふやう聞く所によれば貴君は此頃基督教防禦の為に會議を開かれしよなるが早く聞かば御忠告もしたらんにと、神官きよて如何にも會議したり、然し後の為に御忠告の旨もかうかよひおきたしと、彼の人のいふ余も度々基督教をきくものなるが彼の説教者は説教の終りし時質問したきものは遠慮なくまうしいでられよといふを常とせり、其の時貴君等其の席に名乗りいで、満座の中にて論じ、散々に彼等をたゞき、一言も出ぬまでに閉口せしめたらんには説教者の方より二度とふたゞび出かけては来らざるべし、何と愉快なる良策にあらずや、神官迷惑らしく語りて曰はくいやき、閉口させるといふことができるなら三日も四日も時を費して會議をするまでもなければと夫れがむづかしき故に他に良策を生みださんと為せるなり、彼の人のいふ然まで意気地なき神官ならばや基督教に降参するに如かず、然し余に尚ほ一策あり、他にあらず、諸君の多く來会せられしを幸ひ、近所の氏神が鎮守の社に大説教會を為し、我が国神々の功能やら、恩澤やら十分に説きおきて、倍是の如く我が国の諸神はありかたき

ものなれば苟も我が国民たる者は決して他の神を信すべからず、それとも諸土は我が国の此神を忘れて外国の神を信ぜんとしたまふやと吹きかくれれば其所は義理といふもの内々とは基督教に感じ居りても神官方の前もあり、いや決して此御恩は忘却せぬとか、基督教はきかざるべしといはん、其の言を相図にかねて用意しおきたる姓名簿をいだし、然らば其の趣の調印をせられよと強ひて調印せしめたらんには長くはむづかしからんも一二年は功能あるべしと、神官頭をかきくゝ実は四日の會議で調印の一策に決着して今、其の準備最中なりといふ、果して三四日の後、神道大説教会あり、神々の機能を述べ立てる儲謀計の如く試みしに一同耶穌は聞くまじと誓言せり、此所まではよかりしが然らば調印といひしに一同声を揃へて今日は説教と聞きたれば印形は持参せずと、神官大に失望したりしが小言もいはず、然らば後に帳面を廻すべければ其の時調印せよとて其の場は一同退散したり、約束通り翌日は帳面を廻さんとして先づ筆頭の渡辺孝一郎氏の家に持往きたり、氏は昨日説教会に出席せず、よし又出席したればとて斯かる策に乗るべき人にあらず断りも無く我が名を書きたるも不都合なれど其は兎に角に昔から首とつりかへといふ大切な印形をそんな馬鹿くしいこと

には押されません、私は御免を蒙りますと断りて次へ送れり、次の人は筆頭の渡辺が押さぬといふを聞きて筆頭が押さぬといふなら私は押さぬと、町中を持廻りしが誰とて捺印する者なく神官等は結果如何と待ちたりしに悲しや昨日の誓言は画にかけの餅同様、帳面を廻したるは水の面の泡となり、三四日餘計に旅人宿の飯を食ひしだけ損を為し、無駄骨折りて帰たりき、あゝ、彼等は宗教を以て争ふの力なく、又自己の力によりて競争すること能はず、かゝる愚策を為して弥々其の愚を見透かさるゝのみ、かくて彼等は次第に自滅の域に其の歩を進め居れり。

続々第廿一章中にも少しく云へる所ありき、

第四十八章 手拭の捻切

箴言に曰はく「夏のうちに飲む者は智き子なり」(十)、
又曰はく「智慧ある人の教訓は生命の泉なり、よく人をして死の罟を脱れしむ」(十四)、
以實理曰はく「われ此民のなかにて再びくすしき事をおこなはん、其のわざは奇しくしていとあやし、かれらの中なる智者の智慧はうせ、聡明者のさときはかくれん」(廿九)、
基督巧智ある操会者の罟を設けて教へて曰はく「主人その所

為の巧「にして」なるに由りて此不義なる操會者を誉めたり、
夫れこの世の子輩は此世に於ては光の子輩よりも尤も巧なり
（路十六）
（八）

戰を為すに已に兵刃を交へて而して勝つは未だし、兵刃を交へずして而して敵を制するを上乘とす、基督の兵士たる者福音的戰爭を為さんとするに又同じきものあり、敵と接戦し、論難、詰責して而して他を服せしむる固より不可なるにあらずといへども未だ言論を交へざるに他を徳化するを上乘とす、唯其の事極めて難事なるが故に多くは兵刃を交へて苦戦せざるべからざるなり、

聞く、余が同窓の友尚村典氏の父は福知山の藩主朽木氏の家臣にして名を榮左衛門といひ、柔術の達人なり、起倒派を以て遠近に聞えしが萬延元年七月廿五日を以て江戸に死し、高繩泉岳寺に葬る、時に年五十六歳なりしといふ、氏は已に柔術の蘊奥を極めたりといへども頗る篤実、温厚にして苟も無用の争端を避け、曾て其の有する所の術を用ひて徒に粗暴の拳を為したることなし、故に武術者たりしといへども衣至臆、袖至腕腕の壮士にあらず一見処女の如くなりしならん、氏は既に此の如くなるが上によく其の一身を守るの智ありて戦はざるに敵を制す、

即ち機先を制するの伎倆ありしなり、何れの頃なりしかは聞かざりしが江戸の某町にて入浴したりしに浴湯中にて端なく鳶の者を怒らせたることあり、氏は然までもと思はざりしを以て軽く挨拶して入湯を済ませ、樓上に浴後の茶を喫し、何事をも思はずして湯屋を出でしに何ぞ思はん、已に先刻の鳶の者は三十人許の仲間を誘ひ来りて湯屋の入口を遠巻にし、今や氏に打ちてかゝらん光景ならんとは、氏はいたく当惑せり、かゝる輩を相手として争はんは大人気なし、然りとて理由もなく詭入りて去らんも武士の目と面として為すに忍びず、たゞ遁去らんとて許しもせじ、よし遁得たりとするも知る人なきにあらず、主人の名と自己の名に関するべし、如何にせんと考へしが氏の巧智忽ち一策を案出したり、是を以て氏は徐に手にさげたる手拭をとり、其の皺を延して叮嚀にたゞみ、両手を以て水を絞るの体裁を示し、彼等がよく見得る所に於て其の手拭をフツと捻切り、両断と為して、我が怪力を見よといはんばかりに傍に棄てたり、此怪力を見たる彼の鳶の者はいたく恐れたり、彼等は忽ちに遁出したし一人も止まるものなきに至れり、氏は策略の図に当りしを密に喜びて其の場を無事に去りたりといふ、実に戦はずして敵を制す、氏は此奇智を以て全勝を得たる上乘たりしなり、

因にいふ、生兵法大病の本、未だ其の業の上乗に達せざるものは兎角己の力に誇るものなり、余が藩の柔術家戸塚彦助氏は愛宕下に道場を開き、維新前講武所に召出だされたる人なるが日本第一との評は決して過賞にあらざりしが如し、氏の家は代々柔術を以て聞え、氏の父、又祖父も名人の名ありき、氏なりや、又氏の父なりしやは聞洩したれども余が藩の大井平左衛門氏のいまだ壮年なる頃、戸塚氏に入門して何程か学ぶ所あり、彼の人試し、投げを為したく思ひ、ある夜浜町の藩邸をいで山伏井戸（今の明治座の裏通り）に往き（当時は極めて通行人の少き所にして強盗のあらはるゝこと珍しかりき）来る者あらば投げ試みんと待ちかまへたり、其の時来かゝりし一人の小男あり、大小の両刀を横へたれど不意に襲はゞ抜刀せしめずして投げ得べしと、後より其の腕をとりてヤ声と共に投げんとすれば豈図らんや、大井氏は忽ち彼の小男に捕へられ、物をも云はず、側の大溝の中（此溝明治座に添ひて前の川に落つるものにて今は無きが如し）に打込まれたり、氏はいたく驚きしが他に害を加へん様子もなく行過ぎたれば這ふ／＼の体にて藩邸に帰りたり、翌朝大井氏戸塚氏の道場に出席し、先生に礼して「お早うございます」と、先

生ツク／＼大井氏の面を見て忽ち一声「大井まだ早いぞ、当分止める」、大井氏は此言を聞き驚くこと一方ならず、必ず是れ昨夜のことならん、去るにても彼が如く巧に余を投げたる伎倆は先生にあらざりして誰ぞ、彼は何事もいひ出づること能はず、閉口して其の所を去りしといふ、（小男といふを以て考ふれば前代の先生彦右エ門なりしならんか、彦助氏は肥大の人にして小男と見るべきにあらず、又「大井、まだ早いぞ」の語気によりて考ふるも前代にして彦助氏にはあらざりしならん、蓋し彦助氏と平左衛門氏とは其の年齢甚しき差異ありしと見えざりしが故なり、今は彦助氏、平左衛門氏共に死し、又此事を余に語りし人誰ならんか記憶せざれども多分は故人となりし人ならんを以て聞糺すことも為すの途なし）、榮左衛門氏と平左衛門氏と其の名こそ似たる所あれ、其の心事に至りては天地の差ありといふべし、又彦助先生の心事、尚村氏に似たる所あり、氏は懐中物を決して懐中したることなく必ず左手に提げ居るを常とせり、ある人其の理由を問ひしに氏は曰はく「懐中に入るゝ時は攫徒を近くるの憂あり、されど左手にさげ居れば右手のあき居るを以て彼等恐れて近かざるなり、近きたる攫徒を捕ふるは下策なり、近かしめざ

るを上策とす」と、又氏は平生市中を往くに夏は必ず日向、冬は必ず日陰を通行せり、ある人其の故を問ひて同じく通行人と紛争を生ぜざらんが為なりしといふ、又氏の穿く所の雪踏は其の目方一足一貫目に近かりしと、ある人又其の故を問ひしに「何事か紛争を生じたる時武士は常に両刀を帶するが故に動もすれば早まつて抜刀するの弊あり、一回抜きたらんに其の事必ず大事に至るべし、是を以て余はまさかの時に抜刀せずしてまつ此雪踏を用ゐて防がんと思へるなり」と、

氏は日本第一の称ある武人なり、而して其の心事是の如し、何事によらず道の蘊奥に達したるものは是の如きものなり、余は先生と時代を異にしたるが為に不幸にして氏の伎倆を見たることあらざりしが氏の息彦九郎氏は余より十年餘の年長者にして余が柔術に入門せる頃は藩中名をいふもの少く、多くは小先生と称したり、小先生は幼少の頃身体餘りに強健ならず、先生いたく之を憂ひ、所謂免許皆伝に至らざりしが維新前に至りて俄に其の伎倆を顯し、先生大に満足して皆伝せりといふ、明治元年の九月なりき、余が藩は藩地を徳川家に引渡さんが為に一時伊豆国戸田村に立退きたり、戸塚氏も亦同所に移り、漁船にて沼津より荷物を送りしに戸田の海岸に荷掲け

したる時俄に夕立の雨ありたり、船頭あはてて雨よけを為さんとせる時指図し居たる戸塚氏の先生、小先生は三四人して漸くあげたる長持を二人して急ぎ家の中に提げて入れたり、船頭はいたく驚きてかゝる人を見しことなしといひたるよし余は父より聞きぬ、唯此一事を以てするも大小先生の非凡なるを知るべし、然るに二先生の温順婦人の如くなりしを思はゞ又驚くべきものあらん。

尚ほ小先生、即ち彦九郎氏のことにつき一言せんとすることあり、大先生の丹精、小先生の勉強によりて維新前小先生も既に武者社会に頭角を顯し、此より修練したる伎倆を以て世に立たんとしたるに世は忽ち大變動を為し、否、寧ろ旧時代は全く破壊せられて新時代生れいでたれば氏が修養の功も用ゐるに所なく、氏は明治三年に余輩が仏式練演習の為に上京したる時氏も亦同じく伝習の命を受けて暫く余輩と浜町の藩邸にありて通学したり、然し氏は柔術家として其の教育のみ得たる人なれば仏式伝習は氏の為に不釣合いふべからず、遂に藩庁に於ても其の不都合を知りたるものか久しからずして免ぜられたりき、氏が余輩の室にある時種々の遊戲を為し、器用なる人は藤八拳を為し、不器用なるは腕押、枕引

き、座角力など為し、が戸塚氏に限りて一回も其の仲間と為りしことなし、偶々勧誘する者あれば氏は「私にはできません」と答へて応ぜず、余輩は氏の「できません」を不思議と為し、小先生にしてできませんは甚だ奇なり、或は氏の謙讓ならんなど評し居りしがある時其の「できません」理由を問ひたり、氏は此間に対し笑つて答へて曰はく「都筑さんか、天明くらゐ（共に大先生の弟子にして免許の人なり）ならいゝのですが皆様のやうではとても私にはできません」と聞く者実にもとて其の俚に止みぬ、氏は後に司法省の解部？に採用せられ（今の警部の如き官）しが是に於て初めて其の伎倆を顯すを得たり、強賊四五名ありて東京市中を徘徊して悪事を為し、よく之を捕ふるものなし、氏は上官の命を受けて此悪漢が神田の牛肉店に飲む時を捕へたり、其の顛末を聞くに此強賊等は頗る手并あるが上に用心堅固なるが故に近附くこと難く、数名の捕吏一時に集らば彼等必ず防禦、反噬を逞うすること明なり、是に於て氏は一策を案じ、彼等が牛肉店にある時、普通の客として店に登り、彼等の側にありて酒を飲み、酔に乗じて無礼を加へ、求めて喧嘩をかひ、彼等が怒りて打ちかゝるを待ち、最初の一人を廊下に投げたり、其の

時豫て謀じあはせたる他の捕吏六七名廊下にありて之を捕へ、是くして皆悉く捕へたれば彼等は皆捕縛せられたる時初めて戸塚氏等の捕吏たるを知りて大に驚きたりといふ、喧嘩に事よせて捕へたるが為に彼等は用意の凶器もありしが用ゐん機会を得ずして終れりといふ、是れ又戦はずして敵を制するの一術たりしなり、後に氏は千葉県の警察に職を奉じ、柔術の教師たり、其の頃警視庁に於て剣柔二術の競技会を為したることあり、氏も亦招かれて取組みしが氏の敵手は中村某といふ巡查にして日本一と称せられき、氏は中村と取りて一番勝ち、二番負け、遂に勝利は中村に歸したりしが切替朝諷氏（東京の人、柔術家にして巡查たりしが西南の戦に負傷して職を止め、功によりて勲六等に叙せられたり、余が両国教会にある頃淺草教会より移りて長老を勤めし人なり、）の証言によれば氏は戸塚氏と中村氏との手合を見たる由なるが氏並びに柔術の嗜ある人は確に戸塚氏の方其伎倆は優り居りたりと、日本一よりも優等なりといへば氏の伎倆は推知するに難からざるなり。

第四十九章 バイブル、ウーマン難

鐵言に曰はく「愚なる婦は嘩しく且つ拙くして何事をも知らず」(一九三)。

余は元來俳優迂慢を好まず、否、俳優其者を好まざるにあらざり、彼等が信仰なくして俳優の伎を演ずるが如く真実の伎倆なくして唯外観のみを装ひ、物知り振りて其実は迂愚、而して尚ほ高慢なるが故なり、誰人か「コンキユバイン」を義訳して「困窮売煙」と為し、深く其の巧妙に感じたりしが余の「ハイブルウーマン」を訳すに「俳優迂慢」を以てしたるは自ら一大発明たるを疑はず、既に然るが故に余は時として斯かる時にバイブルウーマンありしならば便利なるべしと思へること無きにあらずりしも彼等が多くはバイブル、ウーマンにあらずして俳優迂慢なるが故に我が動きの場にはあらずもがなと思ひかへして曾て会社に請求したることもあざりき、何故に彼等は多くかゝる人物なるか、其の理敢て知り難からず、男子の伝道に従事せんとするものは自ら神の選択を受けたるを信じ、自ら大に決心する所あり、生涯の事業として之に任ずるが故に多くは中道にして之を廢し、又失望することなどあざるなり、然れども女子

に至りては大に其の趣を異にし、譬へば人の妻となり、夫に死別し、生家貧究にして、夫の家を守るの節なく、事業を為さんに力なく、資なし、故に於てか「伝道でもして見やうか」のためしもの外国教師の信用を得て、遂にバイブルウーマンとなる、悉く然りと云はざるも十中八九は右の如き事情にてパウロと反対の「己を得ざる」より来るものなり、然れば彼等が二三年間校費にて養成せられ、教師の前には真面目を装へども教場を出づるや、舌ペロリ、彼等は神の前に偽善者たるのみならず、「養」同業者の前に偽善たることを明にし、恬として恥づる所あらずるなり、又是の如き事情にて此職を執るが故に普通教育の要素などあるは極めて稀にして多くは所謂金棒曳のなれの果なり、然れども彼等にして若し真実の信仰あり、又再生したるの實あらば仮令普通の教育なしとも信仰の果を有すべきなれどもこれあざるが故に其の果あることなく一も取るべき所あざるなり、彼等が普通の婦人よりも語ることに長じたるは職務柄勿論なれども語るに長じたるだけ夫れだけ中傷、離間、誹謗、後言に巧にして、不和などあるものゝ融和を謀るに反つて極めて親善なるものを不和たらしむるの實あり、彼等は信徒、不信徒の家を訪ひて其の後堂に入り、男子には近かずして口多き婦女に

近き、甲に入りては乙を辱し、乙に至りては甲を評し、丙丁戊已往かざる所なく、至らざる所なく、学問、知識とまでは往かざるもせめて宗教、道德、家政、子女教育等の談話にても為したらんには他の方面にでも益することあるべきに悲哉彼等にはかゝる力なく、経験なきが故に其の語る所何某の奥様の衣服は美なり、何某の淨庵積は味美ならず〔讀〕にあらざれば何某は貴家を非りて何々といへり、何某氏は吝嗇にして何某は残忍なりなどの類なり、彼等は職務として毎週或は隔週一回信徒或は未信徒の家に聖書講義の為に往けり、然れども彼等は聖書を講じたきが故にはあらずして報告の爲なり、報告の爲なるが故に所謂半訳的に聖書を講じ、其の講ずる所の聴者の靈性を養ふと養はざるとは彼等の関する所にあらず、彼等は聴者を救はんとにあらざ、信ぜしめんとにあらざれども長く訪問伝道を爲して聴者の教会に加はらざる時は其の体面の不可なるが爲に何とかして之を導かんが爲に遂には追従、軽薄、阿諛、諂媚、其の家を訪問するや朋友とし、知己としてにはあらずして御出入の御機嫌伺を爲すが如し、パウロは若き婦女の独居の不可なるを見てテモテに教へたり、其の語に曰はく「少き寡婦は之を辭るべし、蓋は彼等基督に背きて心を乱す時は再び嫁せんとすればなり、……」

彼等また懶惰に習ひ、人の家を周遊りたゞ懶惰なる耳ならず妄に人の風評をいひ好みて人の事に関り言ふべからざることをいふなり」(提前五、十)、あゝ、先見なるかな、事実なるかな、此一句宛然彼等の活動写真を描出したるが如し、明治〇〇年の夏秋の頃なり、余が同労者たる宣教師の妻女は一日余に云へり、東京にてよきバイブルウーマンを見た、彼の此地に動かんことを約し来れりと、余は之を聞きて一喜一憂其の結果果して如何と思ひき、然し彼の妻女もバイブルウーマンによきもの少きを知り、常に林氏の母の如き人あれば頼みたしと云ひ居りしをも知れば此「よき」はバイブルウーマンとしての「よき」にはあらずして真実の「よき」ならんと信じ「よき人ならば欲しきものなり」と答へて終りぬ、其の後〇〇〇子なる書状来れり、披きて見れば今度此地に動くこととなりたれば云々といふ先触の書状なり、余は此地の為に綿帽子中の新婦に對するが如く如何なる人や来るらんと待居りしに来るべしといふ日には来らず、十月中旬(十七日)余は床中に入りしに誰人か入口の戸を叩く者あり、出で見れば〇〇〇子なり、今朝早く着すべかりしが汽車に乗後れて途中に一泊したりとのこと意外の着、然し余は〇〇子に逢ひて少しく驚きたり、そは其の思

ひしよりも若く見ゆると衣服の美しきによりて余がバイブルウ
ーマンを乞食の如く思ひ居たる目に驚きたるなり、○子は一日
二日余が家に居りて宣教師が某氏に貸置きたる家に同居するこ
とゝはなれり、それより彼女は〇〇〇年の春まで動きしが余は

氣の毒ながら彼女に於て俳優迂慢の真相を窺ひ得て余ははや懲
々したり、彼女は第一に再生したる実を見ず、彼女の言語、応
対の何となく娼婦にでも見るべきかの如くなりしは其の生国の
淫風甚しき大阪に近きが故なりしならんが其の平生を見るに汚
情を惡みて高潔を愛するの情一切見えず、男女の醜美など喋々
し、又若き婦人などに対しては時として聞くも恥かしき淫猥の
言を為し、故に男子の一人居る室に入るを避くる（のみならず
其の避くることを故に他に知らしめんとする）が如き見て甚だ
いやらしく感ずる所なりき、彼女は幾分か聖書の知識ありたれ
ども謊言を為すを憚らざりき、人は誤つて謊言を為すことなき
にあらざといへども彼女は求めて自ら誑るのみならず、人にも
偽らせんとせり、宣教師の僕と同居したる頃其の僕が毎日酒を
飲むを以て教師は之を止めよとすゝめ、彼も止めんと誓ひしが
一二日のことにして又飲むを常とせり、一夕僕が門を閉づるを
忘れたるを以て教師は彼の家に來りて其の名を呼べり、時に彼

女は座敷にあり、教師が僕を呼ぶを聞くや、僕の妻に「居ない
といひなさい」二三回を繰返したり、彼女の意を問へば僕を叱
らせざるの好意なりとしたるならんが兎に角彼女は僕の妻に偽
ることをすゝめたるなり、

彼女が第三の欠点と思ふは彼女の訪問を為すに忤嫌ひありて己
が好める家には殆ど毎日行き、己が好まざる家には命ずるも尚
ほ行かざりき、彼女が屢々訪問したる家は信徒の家たる論なし、
彼は又多く不信者の家を訪ひたり、然れども彼が訪問は伝道の
為の訪問にあらずして全く世俗的の交際なり、彼は自ら云へり
「余の出立帰京近きたれば毎日の暇乞にて頗る忙し、已に今日
も二十余戸を訪問したり」と、一日廿余戸を訪問して三四日を
費したりとすれば少くも四五十軒の家を訪ひしならん、是の如
く多きに彼は一年半の動に於て一人の人を導きたることなし、
又彼が信徒の家を訪問したればとて信者の信仰に益したるもの
なく、又其の家族の不信者に説きたることなし、但し極りて聖
書を説きたる家、又家人に集会に來れとすゝめたるものは無き
にはあらず、唯其の功は一もあらざりしのみ、
第四に見たるは彼女が人の罪過を赦さずして長く中たがひを為
すことなり、固より罪過あるものに親しむは困難なるべしとい

へども彼女はバイブルウーマンとして人を導き、人を教化するの職分あるものなり、然るに彼女は毫末もかゝることなく、一回自己に反するが如きことあればいつまでも之を忘れずして常に之に反せり、彼女が中悪しき一婦人の集会に見えざりしことあり、余は一日彼女に云へり、「○○嬢は近頃教会に見えず、思ふに貴君が誘ひたらんには可ならん」と、此言を聞かや、彼女は云へり「いやですよ、あの人は大嫌ひ、」あゝ、彼女は「七回を七十倍せよ」の教訓を実行する者にはあらざりき、余は彼女が○○嬢を好まざりし理由を知れり、彼女のいふ所によれば○○嬢は彼女が△△嬢をすゝめたる時、後より行きて彼女を誹譏したりといふにありき、果して然らば彼女は○○嬢に或は△△嬢に之を辨したりや、否、一回も辨せず、一回も忠告せず、而して是の如し、

第五に彼女は頗る嫉妬の念深く、其の負けぬ気と共に此念動きて自己の誤謬を見出ださざりき、彼女は少しく風琴を習へり、思ふに彼女は集会の時風琴を弾ずるを期したりしならん、然るに來りて見れば自己よりも巧なる三島嬢あり、又余が妻も彼女よりは巧なりき、彼女が此地に來りし時之を見て少しく面白く思はざりしならん、然し余が妻は彼女よりも年長なりしが故に

彼女も格別に思はざりしが如くなるに三島嬢は彼女よりも年少なりしによりて忽ち彼女の嫉妬は燃上れり、其の翌年のクリスマスに宣教師の妻は弾琴者を誰にせんと彼女は何、彼嬢は何と胸算を為して之を彼女に謀れり、然るに彼女は「私は弾きたくありません、三島嬢よからん」と答へたり、茲に於て宣教師の妻は三島嬢に其の意を通じて之に弾かしめたるものありたり、あゝ、彼女が「ひきたくありません」は「ひきたくありません」にてありき、「三島さんがよからん」は「よからん」にてありき、是より彼女は三島嬢と交らず、否、たゞ交はらざるのみにあらずして一切言を交へず、余は如何に必要なことにても其の時以後、彼女の三島嬢と語るを見たることなし、彼女は会堂に入りて三島嬢を見るや、故に後部に座して同嬢に接触せんことを避けたるが如し、彼女は此嫉妬心あるが故に些細のことにても他より忠告せらるゝことあれば直に自己を辱めしたるものとして快からず思へるが如し、彼女は祈禱毎に余の為に祈りき、余は大に之を喜び居たりき、然るに一日余は彼女が会堂に入りて後部のみ座し居るを見て「前の方におでなさい、貴君が其所に居ると後から来たものが前に出るを嫌ひます、悪い例になるから」、何ぞ思はん、此一言は彼女の怒る所とならんとは、彼

女は余が妻に「先生は私のことを悪い手本だといつて」と語りしよしなるが其時より以後彼女は余の爲に祈ることを全く中止したり、又此頃までは時々聖書中難解の所を來りて問ふことありしが是又全く止みて一回だに其の事無きに至りき、

第六に見たるは彼女の再心なり、彼女は再心あるが故に一定の主義を有せざりき、彼女は次第に自己の信用の滅殺せられゆくを知り、依頼せられたる宣教師にもはや飽きられたりと知るや、彼女は路加伝の賢ぶかき操ぶさ會者を学び、美以教會員日比氏の老人を介して美以教會の杉原氏に雇はれんことを乞へり、日比氏の老人は痛く之に困じ、之を拒絶せんか、彼女に氣の毒なり、之を承諾せんか、我が教會に氣の毒なり、一応之を謝絶したれども懇請せられたるを以て遂に杉原氏に其の旨を申込みたり、杉原氏は彼女を雇はんの意ありしが如し、蓋し一は彼會に彈琴者なくして困難なると、一は彼女が我が教會と宣教師とを誹議したれば彼女に同情を表したるが故なり、然るに彼會に於ては遂に彼女を謝絶せり、何故に謝絶したりしやは知らざれども一は我が會に対する義理合と、一は彼女が此地に動かんことを要求したるによるならん、蓋し彼女はある人にむかひて「今に見よ、日本基督教會より給料をとらずして此地に動き、此會の信徒を

取ると共に多くの信者を作つて思ふさま面堂おもてをしてやるから」と、日比氏の老人は此事の成らざりしを喜びて其の顛末を余が妻に語れりといふ、此一事によりて考ふるも彼女が本會の主義を可しとして伝道するにあらずして唯給料の取れん所に動くものなるを知るべし、実に彼女は二股膏藥順慶主義なりき、我が會の工者として給料を取り居り、而して私に他の會に其の被雇口を求む、惡むべきは彼の二股膏藥なるかな、

第七に見たるは彼女が此地にある間宗教の外に学ぶものありしことなり、彼女は漢学、手跡、插花、茶道など毫末も伝道に必要なきものを学びしことを見たり、固より一ト通り婦女の嗜として之を学ぶこと悪きにあらずといへども彼女は今や伝道の爲に其の身を献げたるもの、彼女の意志と時間とは神の御用になすべきものなり、然るに彼女が伝道の競争中に此閑事を爲す、豈責めずして可ならんや、彼女は伝道に來りしにあらず、金を取りに來りしなり、彼女は主を宣伝が爲に來りしにあらず、閑を盗みて閑事を爲さんが爲に來りしなり、あゝ、彼女の動きに功なかりしもの宜ならずや、

尚ほ一事のいふべきものあり、彼女は口の悪きことなり、他人につきて語るに其の実名を以てするは少く、多くは自ら定めし

悪口的称呼あり、例へば美露氏を称して「おちいさん」といひ、同妻女を称して「おばアさん」といひ、三島嬢を称して「お嬢さん」といひ、何某を称して「ぐづ」といふの類なり、既に彼女はかゝる称呼を用ゐるが故に之を聞く者他に往きては自己にも一種の称呼を附して唱ふるならんと思はるゝは自然の状勢なり、彼女余に対してある人の子を「餓鬼」といへり、余が子女をも何とか呼び居らんと思ひしに果して「ろくでなし」と称し居りたる由なりき、

あゝ、女子と小人とは養ひ難し、彼は女子にして尚且つ小人なり、余はかゝる俳優迂慢を見て彼等が何程主の教会を妨害してあるかを思へり、余は弥々彼等に懲りたり、今より以後自ら之を用ゐざるのみならず人の用ゐんとするをも止めんとはせるなり。

続統恥か記 自 第五十章 至 第六十七章 第四卷

第五十章 どうぞ返してくらッッ

箴言に曰はく「悪者は遂ふ者なけれども逃げ」(廿八、
一〇一)

悪者の悪を行ふは頗る大胆なるが如く見ゆれども其の實悪者は真の大胆にあらず、悪者は悪を悪たりと知ずして行ふにあらず、悪を悪たりと知りて行ふが故に悪に悪の報あるを思へばなり、之に反して善を行ふ者は其の善の善たるを知り、善には善報あり、善を行へりとの名譽ありと知るが故に小善を行ふにも大胆なるを得べし、悪者に此怯心あるが故に悪者は屢々巧に悪計を畫して思ひの外に敗るゝなり、

何れの頃なりしか、又其氏名は何といひしか聞洩したれども岩手県盛岡の人所用ありて東京に往きたり、用を辨じて最早帰東の時も近きたれば東京見物を為さんとて出でたり、豫て聞く東京には攫徒多く田舎者の財物を掠むと、今、餘す所は三円の旅費のみ、之を奪はれたらんには一身の進退に窮すべし、用心に如かずと三円の札をきびしく犢鼻褌に包みて容易に出でざるや

うにし、其の日はまづ浅草の観音に参詣せり、浅草観音は見聞陝き東京の人にこそ大きくもあり、賑かにもあらんが田舎にありて自然界の大天地に慣れたるものには評判程にも感ぜず、たゞ参詣人の多きに驚きて彼方此方見物せるうち、トある飲食店の前に来り、少しく空腹になりたれば此店にて安く食事せんかと入口に掲げし献立の定価表を見て居りしに目附きの悪き一人の男己が側に立ち、我と同じく掲示札を見るが如くなりしに忽ち通行の人に庄されしが如く彼の者は己が身体に突当れり、これぞ聞く攫徒の我を掠めん手段なるべしと思ひたれば彼に突かれしまゝ店の中に飛入りたり、マゴツキながら彼の三円は如何あらんとソト内懐より手を入れて犢鼻褌をさぐり見ればアラ悲しや、三円は薄抜けの空、特さへにあらざれば彼の驚き大方ならず、店の若者が「いらッしやい——」の聲に漸くありし次第を物語りしに帳場に居たる此店の女主人は「あの男におかゝんなさつてはしかたがございません、あれは此辺に居る有名の攫徒の親方で……」と、此一言をきくや、彼の盛岡人田舎氣質の

〔轍〕
 「轍に旅費無くしては帰国はならじ、詫言いふたら戻してくれんと空腹も打忘れて其店を飛出し、蚤取り眼に公園中を彼此と探しあるきたり、然るに折もよく手品師の周囲の群集の中に彼の男の立つを見れば近きて袖を引き、「まことに申しかねやしたが先刻の三円は国へ帰る旅費でがんす、あれ取られては分らない、どうぞあの三円はお返しやつてくらッし」、彼の男はケバンナ顔、ノソノソと其の場去らん摸様なれば見失ひては大変なりと袖を執らへし手を放たず「どうぞ返してくらッし」を何ケ度となく繰返し彼往けば我も往き、彼止まれば我も止まり、何方までもととりすがりに彼は此時其の意を解したるものか知らぬ、取らぬと主張りたり、盛岡人は承知せず三円の嚙と犢鼻褌に包みしこと、「飛」突当たられて店に飛込みし時無くなりし由を述べて是非とも返却しくれよと請ひぬ、彼の男は彼の熱心、本気なるを見て返却する気になりしものかある横町の人通り少き所に入り懐中より三円を取だし「己は手前の錢を取つた覚はないが手前につかまつて商売の邪魔になるから三円は手前にやる、早く往け」、盛岡人は此言に太き奴と思ひしが三円さへ取返せば最早用なしと、物をもいはず、其の俣別れ、かゝる所に長居はよからじと先の店に立寄りて取返したることを

語り、食事して宿に帰り、衣服を改めんと裸体になり、犢鼻褌を脱ぎんとすればアラ不思議宿をいづる前に包みし三円は依然として包まれてありき、盛岡人は驚きたり、彼は己が取つたのでは無いといひしが真実なり、真実なりとすれば彼は何故に我に三円を手へたるか、我が三円ありたれば此三円を返却せんか、名も分らねば家も知らず、然りとて又彼を探したればとて都合よく逢ふべきやいなや知るべからずと遂に其の俣にして帰国したりといふ、実に合点の行かぬことなるかな、自ら取らずして取りたりといはれて怒りもせず、遂に三円を彼に返却す、然れど彼は自己の生計の不正、不義なるを知れり、荒たてたらんには身の破目なりと思へり、かゝるが故に五月蠅き彼を三円にて追返したるにてありしならん、彼は悪者たりしが故に遂ふ者なくして逃げたるなり、人を怯懦たらしむるものは悪なるかな。

第五十一章 神でないから罪を赦しません

馬可福音書に曰はく「神にあらざして誰か罪を赦すことを得ん」(一七。)

主カペナワンに居たまふ時病者を携来りて医されんことを請ふ者あり、主は病者及び其の友の信仰を見て先づ其の罪の赦さる

ゝことを宣示したまへり、蓋し病者の心を安んぜんが為なりしなり、此所に居合はせたる数人の学者主の赦罪の宣言を聞くや、彼等主を神と信ぜざりしが故に之を褻瀆の言と為し、心中に此言を為したり、然れば此本文に挙ぐる一句は之を発する、即ち思惟するの動機は神を罵るに当りて甚だ不可なりといへども神の外に罪を赦すものなしとの一大真理を示すものなり、神の以賽亜の口によりて「われこそ我みづからの故によりて汝の咎をけし汝の罪を心にとめざるなれ」(四十三)と宣べたまひし、又但以理が「憐憫と赦宥は主たる我儕の神の裏にあり」(九)といひしは皆此真理を發表したるものなり、神は創造者なり、物質及び道德世界の全権者なり、世俗と心靈と両部の王なり、律法の授与者なり、故に此神にあらざりて罪を赦すといふは專横なり、越権なり、否、詐偽の言たるなり、

仏教中の阿弥陀説の釈迦の所説にあらざるは既に仏教学士の定論なり、然れども仮令釈後に起りし説なるにもせよ、釈の全く豫想し得ざりし所なるにもせよ、又印度及び其の以西の仏教中に全く見ざるの説なるにもせよ、今日我が国にある仏教諸派中〔抵〕は大低阿弥陀説を取らざるものなし、故に今日は之を仏教中の一説として論ずること固より論なし、偕仏者の説く所によれば

阿弥陀の本願は阿弥陀自身の功德によりて凡夫の罪障を消滅せしめ以て衆生を済度するといふにあり、故に我が老幼の此教理を信するによりて唯南無阿弥陀仏と称へて極楽往生を希へるなり、然れども余は久しき前より此説をきく毎に不審に堪へざるものあり、機会あらば仏教学者に質さんと思へどもいまだ果さず、未だ質す所なしといへども余は其の説の如何にしても満足すべきものにあらざるを思へり、其の故何ぞといふに抑々他の罪を赦す、或は救ふといふものは必ず之を赦し、又救ふの権柄と能力とを有するものにあらざるべからず、然るに仏説に阿弥陀如来が罪を救ふといふは屢々聞く所なれども一回も阿弥陀如来が罪惡を怒りて之を罰するとの説を聞きたることなし、否、其の説決して仏教中にあらざるなり、若し阿弥陀如来にして罪を罰すること無しとすれば赦すことのあるべき理なく、ありとするは信する者の迷妄によるか、又は誤謬か、二者其の一に居らざるべからず、或は私に説を為して罪を罰する者は閻魔王にして之を赦すは阿弥陀如来の主つかさどる所なりといはんか、かゝる説は仏教の經典中に説かれざるのみならず、若し之を真実なりとすれば閻魔と阿弥陀とは恩罰の仇敵たるべき筈なり、若し二者互に敵たりしならば互に勝敗あり、其の勝敗ある毎に彼救者彼

罰者となるの奇観を呈せざるべからず、然れどもかゝる不都合千萬なることは苟も常識ある者の満足すべき所にあらざるなり、法律を廢する者は法律を制定する者なり、罪を赦す者は罪を罰する者にあらざるべからず、此道理によりて考ふれば阿弥陀の赦罪説は決して仏教の真説にあらず、釈は流石に凡夫にあらず、凡夫にあらざるが故にかゝる馬鹿々々しき説を述ぶることを為さざりしなり、人の罪を罰するは天地の大主宰たる神なり、故に神にあらずして罪を赦すものある能はざるなり。

第五十二章 打明けんのは苦しいもの

基督偽善者を責めて曰はく「爾曹も亦外は義しく人に見ゆれども内は偽善と不法にて充つ」(太廿三。二十八。)

人若し失敗など為したらん時早く打明けたらんには其の失敗を殆ど皆償ひて長く苦痛を感ずることなるべし、一時の体裁を繕ひて巧に其の場を切抜けんと思はば假令誤魔化し得たりとするも其の行ふ所偽にして長く苦痛を感ぜざるべからず、吾人は兎角男子らしく打明くるを為さずして糊塗せんとするの病あり、余亦此病を免れず、慎まざるべからざるなり、明治廿七年七月廿一日のことなりき、かねて今夕五時より野間

氏方に盈進会の例会ありとの通知に接し居たれば浴後晩涼に乗じて六時少しく前に家を出でたり、余は野間氏の家を新小路なりと誤認し同所に往きしに表門に表札なし、然しいまだ何等の疑心も無く入りしに其の家は非常に広く、嘗て二戸にて往ぶ者あるをも知りたれば野間氏も一人にて悉皆を満たすにはあらざるべし、果して二戸とすれば何れが野間氏ならんかと曾て横浜氏の居りたる方を見しに人の居るが如くならず、然らば松澤書記官の居りたる方ならんと其方に廻らんとすれば僕らしき者一人居りたり、「野間氏は何方か」と問へば「彼方なり」といふ、さるにても野間氏は立派なる家に移りしものかなと思ひつゝ往きて見れば松澤氏の表札もなし、玄関に入りて案内を乞ひしに余が声を知りたるものか下婢と共に出て来りしは主人らしき人なり、彼の人は余を見るや、笑顔作りて「さアおあかんなどい」と、余は少しく驚きたり、其の人は何となく覺ある人なれども盈進会の人にあらず、又野間氏に居るべき人とも見えず、或は野間氏の此家に同居にても為したらんか、何れにせよ入りに見んと土間も見れば時は少しく後れたりと思ふに下駄は極めて少し、よつて「未だ皆様はおいでになりませんか」と問ひしに主人は「別段に来らるゝ方もありません」といふ、其の答は

いよ／＼奇なり、余は此時野間氏の家にはあらずと知り、されど今となりて辭し去るも妙なり、入りて見んと弥々度胸を定めて引かるゝ俚に座敷に通れば一人の來客あり、余は見たることの無き人なり、主人に一礼して、而して彼の人に礼し「どなた」と問へば「大隊区の和泉」と答ふ、是くきけば時々氏が軍服着たるは道往く時などに見たることあり、且つ氏は書を善くする人なることをも思ひ出たしゝが余の未だ自ら名乗らざるに彼の人は「貴君はどなた様」と問ふ、主人は余の答を待たず「此方は基督教の三浦さん」といふ、余はいたく困じたり、余が「いまだ主人の誰たるかを思出ださざるに主人は何故かよく余を知れり、余は和泉氏が主人と語る間頻に思ひいたざん〔ださ〕としたれども思ひあたらず、然し和泉氏と親しきを以て考ふれば或は陸軍の士官ならんか、陸軍士官とすれば青森の旅団にありし人ならんかと思へり、然しいまだ誰ならんか、如何にして此人に逢ひしことありしかを知らず、其の中和泉氏は辭したるに主人は和泉氏の去りしによりて大に寛きたるものゝ如く、声をあげて妻女を呼び「三浦さんが來なかつた」と、余はいよ／＼究し如何にしてか主人の誰たるを知らんと先づ「野間氏を知らるゝや」と問ひしに「知らず」といふ、余は茲に於て「今夕は泉野間

氏の家に無尽会ありて余は其の家に往かんとしたるなるが此家なりと思ひ、家前に僕に問へば此家なりとのことにて入りたるなり、貴君に此所に御面会せんとは思はざりき」と語りしに主人は云へり「余は去る十二日に此地に転任したりしが実は十日に此命を受けたる始末にして何事も整はず、殿下は十二日に御歸りとのことなれば転任前に一回拜謁してと思ひしが急ぎ往けとの内命もありたれば十二日の午前に出立したり、着の際貴家の前を通行して御住居も見置きたれどいまだ御尋もせざりき、昨日までは小田代に止宿したりしが昨夕の直行にて妻も着したれば今日此家に引移りしなり」と、此言によりて余はやゝ思ひあたれり、氏が殿下といひしは伏見宮旅団長のことなり、昨夕の直行にて妻着しといへば青森方面より來りしものならん、青森の旅団には二三の士官に信者あるを聞居れり、且つ一昨廿五年の九月フルベッキ博士と青森に往きたる時十五六人の有志者に招待せられて金森樓の懇親会に臨みたることあり、其の時二三の陸軍士官もあり、高橋大尉は先に盛岡を通行する時面会して知り居れり、高橋氏と共に其の席にありし人に相違なしと漸くと思ひいたしゝが其の名は依然として未だ分らず、此時妻女も出て來りて面会したれども先方にて余を知るによつて余は之

を知らず、多分は演説会の席上にて面会したりしならんと大に安堵して少しく語り六時をも過ぎたれば再訪を約して去りぬ、出で、恩田氏に往き野間氏の家を問ひ、内加賀野なるよしに聞きて氏の家に至りき、入りて見れば二三の会員あり、清岡市長も居りたれば「近頃青森より此地の大隊区に転じたる士官ありて本日新小路に引移りたりといふは誰ならんか、知りたまふや」と問ひしに氏は答へて「然り、氏は陸軍大尉小野重勤氏なり」といへり、あゝ、安心せり、唯外観の体裁を美しからしめんが為に余は独り苦痛したり、初めに「貴君は誰」と唯一言問ひしならば此長き苦痛はあらざりしものを、巧に誤魔化さんと思ひしが為に失敗したりき、後、余は氏の夫婦に此ことを語りて大に笑ひしことあり、心になき誤魔化しはくるしきものなるかな。

第五十三章

放すからいけません

雅各曰はく「忍びて試誘を受くる者は福なり蓋こゝろみを経て善とせらるゝ時は生命の冕を受くべければなり」(一〇二)。
保羅曰はく「爾曹天に在るものを念ひ地にあるものを念ふ勿れ」(西二)。
約翰曰はく「此世あるひは此世にある物を愛する勿れ人若し

此世を愛せば父を愛するの愛其の衷にあるなし」(一約二)。
基督曰はく「人は二人の主に事ふること能はず蓋はこれを惡みかれを愛しみ此を親しみ彼を疎むべければなり、爾曹神と財に兼事ふることあたはず」(太六)。

世は已に冷淡となれり、無頓着となれり、若し不義、不正に冷淡なり、無頓着なれば或は大に可なりといへども此冷淡、無頓着の氣風は遂に忠孝、仁義にまで冷淡、無頓着にして我が基督の徒其の信仰に熱中し、本氣、真面目、一生懸命なるを見れば世人は之を惡意味において固執と爲し、又頑固となせり、豈歎すべきにあらずや、古来一大事を仕出來したる者を見よ、誰か冷淡なる者ありしぞ、誰か無頓着なるものありしぞ、一大事を成遂けたる者、一大發明を爲したる者何れか本氣、真面目、一生懸命ならざりしものあらんや、ニュートンの引力、コランバスの新世界世人は見て以て狂愚となせり、然れども此狂愚は彼等の榮譽なりき、吾人の利益なりき、吾人が基督を信じ、其の教を奉じて吾人の生活を建築せんとせば確く基督に着かざるべからず、吾人の宗教に冷淡あり、無頓着入りたらんには吾人決して吾人の生命を全うすること能はざるなり、基督曰はずや「爾曹わが名の為に凡ての人に憾まれん然れど終まで忍ぶ者は

救はるべし」(太十。廿二)と、思はざるべからず、

寄席に道徳談、教訓談を為す講釈師あり、余は今、其の名を忘れたれども彼が話の一二余が記憶に存するものあり、余は彼の教訓談の一を吾人の信仰に應用せんとす、曰はくある所に亀の夫婦あり、長寿を保ち、管族も多く、更に不自由も感ぜず、一万年の後の偕白髪を樂しみ居りしが亀の世界も月に叢雲、花に嵐の譬に洩れず、生命と患難は分つべからず、ある日大津浪にであひ、瞬間に高山の嶺に打あげられたり、幸に堅甲を有したれば岩にも木にもあてられたれど微傷だになし、水の引きたる夫婦は甲中より首をいだし、互に顔を見合はして二人の無事を喜びしが二人のヒタと当惑したるは己が身の遠く山上にあることとなり、水に住へる亀の身の時々甲乾さんとして岩の上に這ひあがることはあれど下らんとすれば軋びく一軋びく、ゴロン、ガタン、ピシヤリ身は水の上浮ぶべきに今の身は水に遠くゴロリ、ピシヤリとゆくべきにあらず、去りとして猶豫して山の嶺には住ふべからず、己を得ず、夫婦相談の上、麓の方にと下りはじめたり、二丁、三丁、五丁、十丁、二人は漸次に下りしが麓には中々遠く、海は又更に遠し、道を往くことの慣れざる身、次第に身体に疲労を覚え、足さへに痛みだしたり、夫おとこの方は然までならぬ

ど婦は疲労も痛みも一層甚しく、下りとは云へ、五歩に一休、

十歩に一息、はやあるけぬまでになりぬ、夫の亀は心痛して或は手を引き、足をも引き、後には己が背に妻を負ひ、又三四丁往きて見しが今度は己が身体さへ動かれぬまでになりたり、二人は前途を思ひて安き心なく、如何にせばやと相談すれど良策とあるべき筈なし、二人は天を抑ぎて歎息せしが不図天を見れば一疋の鶴の何の苦もなく海の方に飛びゆくあり、若し彼の鶴に伴はれなば容易く海に下るを得べし、頼みて見ばやと夫婦して大声に佑助を乞へり、鶴と亀とは千年と万年の相違はあれど世人は之を併称せり、かく縁近き亀の佑助を請ふをきよて鶴は如何でか見過ごして行かるべき忽ち羽音も高く下し来り偕亀を救はんとしたりしが夫婦を嘴にはかけ難し、玆に於て鶴は一の工風を為し、長さ六七寸の木片をひろひ、偕亀にいふやう「御身等二人は此木片の端をくはへたまへ、我身は中央をくはへて海の方に舞ひゆくべし、いふまでもなきことながら如何なることありたればとて決して腕、否、嘴をゆるめたまふな、若し一とたび此木片を離れたらんには御身等忽ち地に落ちて生命は其の時に終るべし、ゆめ忘れたまふなよ」と、夫婦は如何で拒むべき「忝し」と右左より木片の端を銜へたれば鶴は中央を

嘴に衝へて冲天遙に舞ひあかれり、亀の夫婦は一生懸命、両端をくはへたりしが平生上のみ見て下見たることなき亀の眼には驚かれざるものもなく、上より見れば横より見し世界の景色は恰も絵図面をひろげし如く、嶺あり、麓あり、谷あり、林あり、大河あり、小川あり、遙に己が古郷なる海洋を見れば近く白帆あげたる舟あり、遠く黒煙を吐く大船あり、餘りの不思議と餘りの美しさに亀は何事も打忘れて夫は妻に、妻は夫によき景色を示さんと思ひしが夫の亀は妻に知らさんとして口を開かば我が身は木片を離れて下界に落ちんと慎みて口を開かざりしが妻は餘りに美しき景色を見て「罪の報も後の世も忘れはて、面白や、」何とて鶴の警告を思ふべき、「あゝよき……」、妻の身体は木片を離れたり、離るゝやいなや其の身体は下に放ちし砲彈の如く下り始めぬ、一方の亀離れたれば木片は忽ち片荷づりて夫の亀はぶらさがり、鶴の嘴は横にねぢられて暫くは我慢もせしがはや嘴の根の折れんばかりに苦しくて鶴はもはや堪へられず、気の毒とは思ひしが捨てねばならぬ境遇とはなりき、夫亀は初め平なる木片を衝へたるに今は木片堅になりたれば己が衝へぐあひも初めの如くならず、衝へなほさんかと思へる時嘴のゆるみしものか己が身体は木片を離れ、鶴の首の跳上ると共に己は

下に跳落とされ、コレハしたりと思ふ間に數百尺の上より岩の上に打当てられたれば如何に堅甲なりとて砕けざるべき、妻も己も粉微塵となりて死に失せたり、あゝ、彼等は恩主の恩を忘れたり、忘れたるが故に恩主の恩を無益にして自己の生命を失ひたり、吾人基督の救拯を味ふもの決して冷淡、無頓着を以て満足すべからず、熱心、真面目、一生懸命に主に附着すべし、世の何事を見るも決して主を執へし手を放つべからず、終局まで忍びて救拯を全うすべし。

第五十四章 ステ、コ躍は道德の先生

保羅^{パウロ}馬人を教へて曰はく「律法に習ひて是非を辨へ、自ら譬者の相、黒暗に在る者の光、愚なる者の師、童蒙の伝と意ひ、又律法に於て真理と知るべきこととの式を得たりとせば何故人を教へて自己を教へざる乎、爾人に窃む勿れと勸めて自ら窃する乎、爾ひとに姦淫する勿れと論して自ら姦淫する乎、なんぢ偶像を悪みて自ら殿の物を干す乎、」(二。十八、二二。廿一)口に道德論を唱へて自ら不徳の奴たるは我が古來の通弊なりと見え、早くより已に「儒者の不身持」、「論語読みの論語知らず」などの俚諺あり、儒者、論語読みにして已に然り、況んや

不儒者、不論語読みに於てをや、吾人が鉄壁として頼む所の学者、教育家にして已に頼むべからずとせば吾が国家の相者たるべきものは誰ぞや、吾人不肖なりといへども微力なりと虽も吾人は基督にありて盲目社会の木鐸に任ぜざるべからず、

明治三十四年の頃余は時々安房国那古町に伝道したり、十四年の九月中旬余はダビッドソン氏と共に同所に伝道し、十八日の夜余輩の止宿所兼講義所あめ屋に於てダ氏は中村保次氏にバプテスマを施したり、同所に住する士族に鈴木重之氏といふあり、先に村長とやら勤めしことありとて人々に重んぜられ、又自ら土地の有志者を以て任ぜり、氏の自らいふ所によれば幾分か漢学〔義〕の素要あるよしなり、十七日の夜なりき、氏は余輩を訪問し来りて或は宗教道德のことを談じ、或は世俗のことを語りて去りしが氏は深く我が国道念の低度なるを憂ひ、酒を飲み、女に戯るゝが如き我が不開化を吹聴するものにして恥つべきの極なりと論じ、余輩は其の気焰の盛なる、数万の援兵を得たる心地したりき、氏の道德論は其の基礎を漢学にとりたりといへども世人、殊に那古人の不徳を罵倒する所意気軒昂、実に乾坤を呑むの概あり、余は私に此村夫子に許すに南房道德界の改革者を以てせり、翌十八日の夜ダ氏が中村氏に洗礼を施せるの際下座

敷の二ヶ所に線声に和する歌声を聞き〔カ〕しが時を歴るに従ひて其の騒動弥々甚しく、或は鉢を叩き、或は桶を叩き、甞に叩くのみならず遂には放歌、乱舞、時としては余輩の祈禱の聲は彼等の淫声に圧せられて自ら祈る所の声自己の耳に入らざることあり、式も終りて後ダ氏は所用ありて下座敷に往きしが帰り来りて痛く驚きたるものゝ如く「下座敷に飲み且つ躍る者は昨夜の道德論者の如し」と、余は初め之を信ぜざりしが親しく其の光景を見るに当りて余は呆然、自失開ける口の閉ぢざるを知りき、今や鯨飲する者は昨日飲酒の弊を痛論したる鈴木氏其人なり、今や酌婦の誘声に魂の有頂点にあるを見る、あゝ、昨日の道德先生今日は悪魔の奴たり、彼が昨日の論は田舎相應に立派なり、然れども今夜の体裁果して如何、普通の道理を以て解するものにあらざるなり。

第五十五章 孔子更に大なり

申命記に曰はく「我が汝等に命ずる言は汝等之を増し又減すべからず」(四)。

基督曰はく「若しこの書の預言の言に加ふる者あれば神この書に録す所の災を以て之に加へん、若しこの書の預言の言を

削る者あれば神之をして此書に録す所の生命の樹の果と聖域
 とに與ること莫らしむ」(黙廿二・十、
 八、十九)

敗徳、非行の人の宗教、道徳を論ずるは吾人の屢々聞く所なれ
 ども元來此の如き人々は決してかゝることを論ずるの権利あら
 ざるなり、宜なり、彼等の論ずる所常に正鵠を誤ち、啻に世に
 益なきのみならず、自己の爲には胡盧となり、他の爲には害毒
 となるを、

山田喜之助なる辨護士あり、余は其の為人を知らずと虽も彼が
 所論によりて其の爲人の一斑を判するを得べし、彼曾て「孔子
 論」を著し、喋々数万言、三百的に孔子を論評せり、其の論評
 の当否は余のいふべき所にあらず、然れど其の論中余の黙すべ
 からざるものあり、是又余の今、記憶せざる所なれども要する
 に左の如き一節あり、

孔子と基督とを比較するに其の人物の大小に至りては到底
 基督の孔子に及ばざること遠し、孔子は後世自己の教ふる
 所を改めんとする者あらば改むべきの餘地を存せり、然る
 に基督は之に反し自己の教ふる所に加ふるものあらば災を
 以てし、削る者あらば恩恵を与へじと云へり、其の寛大、
 宏量是の如し、大小知るべきのみ、

案するに彼は孔、基二者の比較を爲すに根底にある相互主義
 を誤りたるなり、夫れ基督の教訓を爲すや、自ら人心の王たる
 を期し、完全なる師表、模範にして且つ人の学ぶべきものにあ
 らず、信すべく、又奉すべきものとして教へたまひしなり、且
 つ之を信奉する者は専心、専念なるべくして決して順慶主義を
 許すべからず、又学ぶべきものなれば之を行ふと行はざるとは
 学ぶものゝ選む所に任すべきも信奉すべきものは必ず之を行ふ
 べきものなり、果して然らば其の教訓は永遠不変、万古不易、
 一毫の増減なきものにあらざるべからず、若し基督の教へたま
 ふ所後世に至りて増減し、時に従ひて折衷すべきものなりとせ
 ば時と所によりて変易せざるべからず、果して変易せりとせば
 吾人は如何にして専心、専念、其の教訓に服するを得べきや、
 今日是なり、正なりとする所如何にして明日非なり、邪なる所
 とならざるを保すべけんや、唯、一の参考すべきものとして学
 ばんとせば兎に角、生命を賭して之を奉し、之に従はんとせば
 「天地は斃せん然れど我が言は斃せじ」底の信仰あらざるべか
 らず、此永存せる聖言なるが故に吾人は十分に信頼するを得る
 なり、時に従ひて変易する所の教訓は時に従ひて軽重あるべし、
 然るが故に一の利ありと認むる時は其の利を来らせんが爲に小

善を棄て、小悪を行ふに至る、彼の義賊と称せらるゝ者甲より盗みて乙に与へ、以て可なりとし、大善、大利の爲には小悪を犠牲として道なりとせり、世人は婦女に貞操を教へ、而して其の家貧しくして父母疾病にある時は此婦女の妓となるを孝と爲せり、其の自家撞着いはずして明なり、蓋し彼等がかゝる時に當りて一刀兩断是非を決する能はざるものは其の教訓に權威あらざるが故なり、一方に貞なれと教ふるも其の貞は時によりて取捨折衷すべきものなるが故に孝をいはんとして貞と衝突し、軽重緩急に迷ひて遂に判断する能はざるに至る、慰みに学ぶべきもの、楽しみに研究すべきものなれば反つて変易するもの快味あるべきかなれとも万古不易の教訓としては取るに足らざるなり、全権を有する教訓法のあらざる我が国には「小の虫を殺して大の虫を助くる」の諺あり、されどパウロは此威権ある教訓法を教へたるが故に「善を来らせんとして悪を爲すはよからずや」と云へり、孔子は孔子として教へたるが故に変易するを善しとしたるなるべければかゝることを教へたりとて孔子の価値を下すことなく、却つて孔子の謙徳を見るべし、然れども基督は専念信奉すべきものとして神権を以て教へたまひしが故に増減すべからざるものを与へたまひしなり、彼れ山田は大小比

較の標準を誤ちたるが故に其の所論は所謂空中樓閣的を免れざりき、彼が明治卅一年八月議員選挙の候補者となり、司法次官の職にあるを利用して反対候補者に不利なることを爲したるが如き明に彼の孔、基等を論ずる権利なきを見るに足らんか、山田の「孔子論」は娼妓の「袈裟御前論」を見るの感あり。

第五十六章 人間は馬鹿なものだ

箴言に曰はく「嘲笑者を責むる勿れ恐くは彼汝を悪まん、智慧ある者をせめよ彼なんちを愛せん」(九)、又七節を見よ、基督曰はく「譬は譬の相者をなし得るや相共に溝壑に陥らざらんや」(路六、三十九)。

保羅提摩太を戒めて曰はく「言と行と愛と信と潔を以て信者の摸楷となるべし」(前四、十二)、又提多を教へて曰はく「教を伝ふるに信實を以てし端莊しくし、責むべき所なき正言を表すべし此は敵する者をして我儕の悪を言ふに縁なく自ら愧ることを爲さしめんためなり」(二、七、及八)。

吾人が他の悪を見て之を諫め、之に忠告を爲すは善きことなり、然し慎むべき二條あり、一は自己に其の悪ありて人の悪を責む

べからざるごととなり、一は其の戒めらるゝ者忠告を受くるや否やに深く注意すべきことなり、此二條を慎まざれば忠告の無益なるのみならず己の素行治まらざれば却つて恥辱を蒙り、又彼豕の如き者ならんには其の投与ふる所の真珠は踐破らるゝの不觉をとらん、教職にある者殊に深く注意する所あるべき也、

ある所に一疋の鴉あり、彼見るべき羽色なく、又美しき声なしと虽も彼は先天的に人の吉凶禍福を先知せり、ある日一人の放蕩者其の父の病床にあるをも顧みず、酒樓にありて飲めり、平

「か」

生其の家の台所に残物を食ふ恩義を思ふて彼の鴉何事が報恩の道あるべしと考へ居たりしに父の病俄に革りて今や末期に迫らんとす、家族等いたく打驚き医師を招き、又其の子を招かんとす、然れども其の子の居る所明ならず、人を四方に放つて求むれどもいまだ得ず、是に於て例の鴉、恩に報ゆるは此時なりと其の子の飲める酒樓の屋根に往きガア〜バタ〜、ガア〜然たり、放蕩息子其の声を聞くや大に怒り、竹竿とりて横なぐりに払ひたれば鴉は横腹と足を打たれ、驚きて巢に帰り、いたく憂ひて其の妻に語りて曰はく「平生残物をいたゞく家の大且那大病にて今にもはやむづかしからん、若旦那は酒樓に酒飲みて之を知らず、家人は東西に人を派して若旦那を探し居れり、

平生の御恩に報ゆるは此時なりと思ひて酒樓の屋根に鴉鳴きを為したるに若旦那は怒つて竹竿にて我を打ちたり、思へば人間は馬鹿なものだ」と、妻ツク〜と聞きて曰はく「然し強ち人間ばかり馬鹿だとはいへませんよ、若しお前さんが平生身を慎んで盗食などしなざらんなら若旦那は鴉鳴に驚いて帰んなさるでせう、平生が平生だから信ぜられないのも、功能の無いのも無理はありません」と、鴉此言を聞いて大に発明する所あり、其の以後身の行を慎みて大に信ぜらるゝに至りしといふ。

第五十七章 恩を忘るな

伝道之書に曰はく「何人によらず神がこれに富と財を手へてそれに食むことを得しめ又其の分をとり其の労苦によりて快樂を得ることをせさせたまふあれば其の事は神の賜物たるなり」(五九)。

以賽亞歌ふて曰はく「天よきけ地よ耳をかたぶけよエホバの語りたまふ言あり曰はくわれ子を養ひ育てしに彼等は我にそむけり」(二一)。

人の不徳を計へ来らば其の類少からずといへども吾人が日々夜々に誤つ所は志恩にあり、西諺に「借方よりも貸方は記憶よし」

といへり、人は自己が他に示したる小恩は長く記憶すれども他の我に仕向けたる大恩は忘却すること少しとせず、吾人は深く注意して忘恩の人たるべからず、記恩の人たるべきなり、

余忘恩の不可なるを示さんとして一の寓言を作れり、曰はく「ある山間に一村落あり、産物殊に森林に富み、村民は薪、炭、禽獣猟を此森林に仰ぎ、長く富有に生活せり、然るに近頃此村端を汽車の開通するに至りたれば交通、運輸の便大に開け、村民は益々繁盛を樂しみたり、村民は此境遇に安んじたらんには無尽の富源を有して永く安楽を享くべきに臆を得て獨を望むは人情の常とは云へ村民は目下の状況を以て満足せず、二三の強欲連時々首を集めて尚ほ己の腹を肥さんことを計り、種々画策の後、山林を伐裁し、汽車の便によりて都会に売出だしたらんには其の利莫大なるべし、此利を得たらんには鉾山の開墾など思ひのまゝに手を延ばして村民を富ますこと大ならん、此議如何にと吹きかけたり、二三の人々は一も二もなく同意して之を村会に計りしに強欲議員は大に賛成したりしが又大反対の人々あり、其の説く所を聞くに抑々山林なるものは其の中々に莫大なり、山林は一時の利を与へざれども長く所有者に利を得さずるものなるは長く本村の利を得来りしによりて明なり、山林は

水を供給し、且つ洪水を防ぐの利あり、村の上手にあるものは雪積を防ぎ、下手にあるものは防風林として風を防ぐべし、又山林ある時は降雨を平均せしむるの利ありて、村民の其の澤に浴するもの少しとせず、今若し一時の利を得んとして之を伐裁せばよし一時の利あるも前述の數利は犠牲とせざるべからず」と、然れども強欲連中は一時の大利に眼くらみて中々に思ひとぶまらず、運動又運動、勧誘又勧誘、時としては脅迫さへ為して遂に議員の大半を味方とせり、彼等同意者は後の村会に於て之を議決せんと待ちかまへたりしに林の樹木等は之を聞きて一大恐慌を來せり、早速彼等も林会を開き、決議の次第を齎して村会に交渉を開かしめたり、抑々本林は当村の所有にして生殺与奪の権は村民諸君の握りたまふ所なり、然れば伐木するとせざるとは木等の容喙すべき所にあらずと虽も本林は長く村民諸君の愛護を受け諸君の需要に供給し来りしこと一朝一夕のことにあらず、之を伐裁せば木等にとりて敢て損益なしと虽も村民諸君の安危に繋ること少しとせず、願はくは一時の利益に眩惑せられずして長き利益を思ひたまへといふにありき、然れども村民等は眼前の大利を見たることゝ如何でかゝる意見を顯るべき「何、生意氣の野郎」の一言に跳飛ばして多數を制せる村

会は一瀉千里の勢もて山林伐裁のことを議決せり、彼等は忽ち山林を伐りて莫大の利を得たり、彼等は大利を得たれば家屋を作り、庭園を修め、公堂を建て、学校を起し、橋梁を架し、貨物を仕入れ、村民は誰とて村の殷富を喜ばざるは無く、天にも昇る心地して鼓腹して樂しめり、然れども奇なり、村内を流るゝ小川は其の水を滅じ、井水さへ其の量前の如くならず、降雨少くして風吹き荒み、村民は何となく光景の異るを見て奇異の思ひを為したりしが一日から風の吹きたる夜、村の風上より火を失せり、ソラ火事、水の手、ポンプ、消防と其の騒動大方ならざりしが水は少く、風は強く消防は手がとゞかず、あれよ／＼といふ中に村の大半は焼失はれ、僅に生命を失はざりしのみ、村民は家を失ひ、家財を焼きて愚痴こぼしつゝ立騒ぐ時一時に大雨降出だして一二日止まざりしが忽ち上の方より山津浪押来りて人ともいはず、焼け残りし家ともいはず、皆悉く押流してさしにも殷盛に誇りし此村は石積となりて其の所在地すら知られざるまでになりけり、あゝ、忘恩の結果恐しきかな。

第五十八章 人足は何國でも同じもの

箴言に曰はく「怒り易きものは愚なることを行ひ悪しき謀計

を設くる者は悪まる」(十四)。

又曰はく「怒を遅くする者は大なる知識あり、気の短きものは愚なることを顕す」(十九)。

又曰はく「柔和なる答は憤恨をとゞめ厲しき言は怒を激す」(二十五)。

気の短くして怒り易きは損ありて益なし、其の身高位、高官にありても怒るを見は其の心の底見えすきて教等の品位を下すべし、曾て阪本龍馬は初めて人に逢ひたる時此人も亦婦人を愛する人物なるかと思へば如何なるものにて之を恐るゝの念なきに至るべしといひたるよし、吾人は人の気短く怒り易きを見れば彼が大人物にあらざるを知るべし、大人、君子も怒ることあれど其の怒は容易く人目に触るゝものにあらず、自ら我は癩癩持なり、怒り易きものなりと許し居るに於ては沙汰の限りといふべし、

維新前早く我が國に来り(或はいふべり渡航の時同船したるものなりと)、改めて後に伝道者として横浜に来りしゴッブルといふ米人ありき、如何にして其の職を止めしかは知らざれとも明治十三年の頃までは聖書売を為して全國を奔走したり、然し彼は極めて気短く怒り易く、又中々に乱暴にて至る所非難の声

を聞かざるなく、余輩の伝道をも妨げたること少しとせず、十三年の頃と覚ゆ、余は千葉辺より海岸に沿ひて房州北條辺まで伝道したることありしが彼が通過したる後にして屢々小言を聞き、余は其の辨解に究したりき、彼は木更津の町内を通行する時ある家の主人屋根替の最中なりしを以て往来に立ちて居たりしにゴブル其所を通りかゝり彼の往来に立てりといふを怒りて之を鞭ち、大喧嘩とならんとしたることありしといふ、又鋸山の根をまはらんとせる時彼馬車を毀ち(其の頃は車の通すべき所にあらず、場所によりては二三尺の上下あり、唯徒歩の人のみ通過し得たり)近傍の鍛冶屋に行きて修繕せよと命したるに鍛冶屋は経験なしとて謝絶したり、彼大に怒り鉄物の細工は鍛冶屋の本務なり、初めての物を造らずといはゞ新発明の機械など誰が造るべきや、かゝる卑屈、無神経なることをいふ者多きが故に日本は野蠻なりと、遂に自ら鉄を取り、鋤を取り、自ら細工して修繕したりしが大小言をくらはせ、鉄片をせしめられ、炭をつかはれ、三十分間仕事を妨げられて天保錢二枚を投じて去りたり、又余が那古に行きしにあめ屋旅店に幻燈会を開き、二三の童子ゴブルの折榑するを笑ひたりとて靴もて其の横腹を蹴たり、余はかゝる評判を耳にし、何となく肩身狭く、

人々より面見らるゝ心地して安からず、ある夜説教を終りて後雑談を為せる時同村の村長某氏に云へり、「此頃ゴブルといふ聖書販売人來りしよしなるが彼の人は中々短氣の人にて定めし無礼なことなど働きたることあるべし、願はくは彼の性質として恕せられたし」と力なげに述べしに彼の人は軽く點頭き「然様でございます、大分乱暴な男であつたさうですが、イヤ文明でも不開でも人足は何國でも同じものいたし方の無いものです」と、あゝ、余は思はず背に汗したりき。

第五十九章 決して無益でありません

詩に曰はく「民の裔のうちニエホバに事ふる者あらん主のことは代々に語り伝へらるべし、彼等來りて此はエホバの行爲なりとて其の義を後に生るゝ民に述伝へん」(廿二。卅)、方法、手順を択むの必要なるはいふまでも無きことなるが仮令其の方法を誤ることありとも真理は決して失はるゝものにあらず、唯其の方法を誤る時は勞多くして功少きのみ、然れば適當なる方法を得ざる時は方法を得ずとて止まんよりは寧ろ短刀直入的に其の目的に突進すべし、全く其の功を没するものにはあらず、

明治廿四年十月仙台に定期中会を開きたる時押川氏は出席議員の二三に乞ひて東北学院生徒に講話を為したり、余も氏の依頼に応じたりしが突然のことにて準備の暇もなし、よつて余は余が失敗談を為して生徒諸士を戒めたることあり、其の中殊に余の叮嚀に述べしは千葉町にて徒に神作教を攻撃して神官、僧侶を怒らせたることを以てせり、(恥か記 第九十一章を参看すべし、彼所には徒に人を怒らしむるの功なきを述べしなり)、然るに余が述へ終りて会を閉ちんとせる時学院の教師真山良氏は立つて生徒に一言して曰はく今三浦君の述べられたる所を聴聞せるに君は千葉の二教問答を以て全く徒勞なりとせられたり、今より考ふれば君の取られたる方法は其の當を得たるものとは思はず、君にして之を失敗なりとせらるゝは敢て理なきにあらざるも真理の種は決して枯死すべきものにあらざ、真理は最後の勝利者なり、或は一時其の光輝を失ひたるが如き観ありとも真理ならば必ず聒者を益することあるべし、君は知りたまはざるならんが今日千葉教会にありて教会の基礎となり、教会の為に尽瘁する鈴木某といふ老媪は三浦君より聞きたるを其の初めとし、二教問答の顛末によりて爾來道を開くを務め、遂に信徒となりし人なり、直接とはいふを得ざるも此老媪は其の時説教に

間接の関繋あり、又千葉教会は君の失敗と目せらるゝものに胚胎せりといふも不可なかるべし、君たるもの大に意を強くせられよ、生徒諸君は一時の結果を見ざるも真実に述べたる福音の無益にあらざるを知れよと、余は此言を聞きて驚きたり、余は余の言に神の祝福ありしを喜び、又一言一行も大なる責任あるを思ひき。

第六十章 信者になると儲けることができせん

ある人主の招を拒みて曰はく「主よ爾に従はん先づゆきて家の人に別を告ぐることを容せ、耶穌曰ひけるは手を犁に着けて後を顧る者は神の國に當はざるものなり」(路九。六十二)、信教に故障あるは真に故障あるにあらずして多くは故障を造るなり、意あれば道あり、意なくは坦々たる大道ありとも進入るものにあらず、人あり、主に來りて我爾に従はん、我が父を葬るを許せと請ひたる時主は彼が肺肝を洞見して「死したる者は死にし者に葬らせよ、爾は來りて我に従へ」と命じたまへり、彼の父を葬るといひしもの真正の故障にあらざりしが故に彼は去つて再び來らざりき、又ある人は家人に告別せんことを請へり、主は其の請求の眞実にあらざりしが故に犁を手にして云々を以

て戒めたまへり、基督如何で父を葬るを拒み、告別を軽視したまふことあらんや、畢竟彼等の故障とする所眞実ならざるが故のみ、然れば信教に故障ある者其の故障除去せらるゝ時直に教に入るべきや、否、十中八九は入らざるなり、此れ其の故障眞実にあらずして遁辭、仮託たるが故なり、

明治十一年余はダビッドソン氏と共に千葉町に伝道したることあり、當時余が旧藩士大竹某氏同町に寄席營業を為し居たれば其の席を借りて教夜演説、説教を為したり、聞く所によれば主人大竹氏は長く天主教を聞きたるよしにて賛否如何と問へば無論賛成の側にあり、後ダビッドソン氏が来りし時余輩の宿に来りしが、氏は例の短刀直入道を信ぜよ、教会に入れよと勧めたり、氏は自らいふ余も久しく道を聞き嘗て天主教の僧侶にもすゝめられたることあり、現にある時の如きは「誰の名にて洗礼を領すべきや、パウロか、将ヨハネか」など問はれしことあり、余は「基督の名」と答へしに夫れにては不都合なりとのことなれば基督教に入るに基督の名にて入るを得ずとならば余は教会に入らじとて止みたりといへり、氏は天主教に入るは不可なり、我がプロテスタント教に入れよといひしに氏は遂に基督教に入るを得ざる事情ありといふ、其の次第を問ふに曰はく

基督教に入らば正直にせざるべからざるは論なし、然るに余の如く商業を為すものは一円に買ひたるものを一円二十三十銭に売らざれば生活し難し、一円に買ひたる物品を二十三十銭高く売るは已に正直にあらず、商売を為さざるに至らば直に教会に入るべし

と、氏は此言を聞きて驚きたるものゝ如く

夫は貴君の誤謬なり、一円に買ひたるものを一円二十三十銭に売る、如何にして之を不正直といはんや、一円に買ひて一円に売るべきものとすれば金利を払ふだけ損にして寧ろ何事も為さざるを可とす、然れども思へ、商家が物品を販売するに一二割の利を得るものは物品中繼の手数料にして又購買者より払ふ報酬なり、其の儲得る一二割は医者得る所の診察料、辨護士の得る報酬と同じく決して不正のものにあらず、

氏は此説をきゝて之に服したるものゝ如くなりしが又曰はく

一二割の利益は然らん、然れども商業を為すものは貨物を仕込まんには出来得るだけの廉価を欲し、売捌く時には出来得るだけの高価を欲せり、然れば時としては一二割に止まらず、五割、又は倍価となることあり、又彼の掘出し物

を為したる場合の如き一円の物品を百円、千円に売ることもあるべし、是くては不正直の域を脱する能はざるなり、
列氏又いふ

貴君は誤てり、思ふに貴君は商売の成立せる理を誤てるものなり、夫れ商業を為して物品の受授を為すは彼我の合意に成るものにして売れたからざるものを売るにあらず、売りたい物売るなり、買ひたからざるものを買ふにあらず、買ひたきものを買ふなり、即ち一方に売りたいき事情あり、一方に買ひたき事情あり、彼我の事情投合して初めて茲に売買成立し、而して相対にて物品を受授するなり、然れば一円にて買ひたる物を一十百円なりといひ、買ひ方自ら一十百円の価格を承諾して而して一十百円に買ふは其の受授の間に豪末も不正、不義あるにあらず、若しある商人の如く花主に示さんが為に別に偽の本帳を造りおき百円に売らんとする品物は假令一円に買ひたりとも其の帳簿に九十円又は九十五円と記しおきて以て之を花主に示すが如きは偽りたるを免れず、是れ苟も神を信するものゝ為すべからざる所なりといへどもかゝる詐術を用ゐすして合意上其の価を定め受授するもの決して不正直にはあらざるなり、

氏は此説にも亦服したるが如し、氏ははや進教の故障打破せられたり、氏ははやいふべき所なくして去りぬ、然れども視よ、氏が此故障は真正の故障にあらざりき、是より後氏は道を聞き、教に入らん機会を得たること一二回に止まらざりしなり、然れども此時より二十年を歴たる今日氏はいまだ教に入ることをせず、其の故障は真実にあらざりしなり、況して今日は商業を為さざるに於てをや（氏は今東京浜町日本橋俱樂部の前に柔術の道場を開き居れり）。

第六十一章 全権者がないから……

基督曰はく「天のうち地の上凡ての権を我に賜はれり」

（太廿八、
。十八）

保羅曰はく「神は第一に使徒第二に預言者第三に教師其の次に異能を行ふ者次に病を医す能を受けし者救済する者治理者方言をいふ者を教会に置きたまへり」

（哥前十二、
。廿八）

彼得曰はく「爾曹の中……狼に人の事に干渉などして苦に遇ふもの有らざれ」

（彼前四、
。十五）

大凡事を為して其の勞少く、而して其の功の速にして確實なるは威権の所在を確定して其の秩序を立つるにあり、船頭多くし

て全權の出所一ならざれば秩序を保つ能はず、秩序保たれざれば船、山に登らざらんとするも得べからざるなり、威權の所在地分明ならざれば服従者は其の帰向する所を知らず、沉んや威權の所在地二三に分れて命令の衝突あるに於てをや、近頃交迭せる我が内閣の旧自由、進歩の両党の均勢を保たんが為に意見の衝突あり、或は讓合ありて互に自己の經綸を執行すること能はざるが如き畢竟威權の所在地一定せざるが故なり、又彼の清兵が牙山に破れ、平壤に潰え、百戰百敗したるものは一部の將校区々の運動を為して威權の集中したる所なく、秩序を保つ能はざりしもの重なる一因たらざるを得んや、天主教会が外形上一致の運動を為すものは全權を握れる一ババ様あるが為なり、我がプロテスタン「ト」派が精神的一致を為して運動するものは一基督ありて天中地上に全權を握り、此權能によりて預言者教師に秩序的運動を為さしめ、猥に他に干渉して多船頭的、權兵衛が種時やア鴉がほちくる的運動を為さざるが為なり、若し勞少くして功多からんことを望まば有頭秩序的に為さるべからず、

明治十年十月十一日東京に暴風雨あり、此日余は例の如く神学校に出席したりしが教師に出席せざるものありて休校となり、

余は當時築地の海岸にありし学校を出でしに今や六七百石積の和船一艘海岸に吹附けられて陸を拒ること僅に七八間なるあり、僅に一個の錨を投じて陸に近附くを防ぎ、満船の水夫等裸躰となりて船中を奔走せる様恰も激戦中にある兵士の如く、或る時は甲板に出で、船具の吹飛さるゝを防ぐあり、ある時は短艇に下りて流るゝ船具を拾ふあり、或は船首に出で、水夫等を叱咤するあり、時に或は船体に當る波浪の白沫となりて全船を蔽ひ、船も人も全く見えざるに至ることあり、啻に彼等の運動の激しきのみならず、彼等は甚しく狼狽せるものゝ如く一事を為さんとして着手せるかと思れば忽ち中止して他の緊急を要するもの^に「を」走り、毫も秩序を保つものなし、是の如くして彼等は大約三時間許暴風雨と戦ひしが幸に風次第に穩に又雨止みて事なきを得たり、其の後、明治十二年十二月廿六日箱屋町よりの大火に全海岸居留地の二三館類焼したる時余は又海岸より二三十間隔りたる所に錠泊せる四五百石積の苦船があびせかけられたる火の粉を防ぐを見しが前の暴風雨にあひし船と同じく船中は唯上を下への大混雜なりしを見たり（多分此船は焼けたらんと思へり）、ドクトルイムブリは彼の暴風雨にあひし船を評して「船長の威權行はれざるが故に船中は無秩序なり、船頭はあつ

ても全権者がないから……」と、然り余は親しく彼の船を見たれども互に罵りあふの外、水夫等に命令、指揮を為すものあるを見ざりき、宜なり、彼等は法外に勞して其の功は無かりしなり。

第六十二章 頓遽ですが正直

希伯来書に曰はく「我儕よき心ありて凡ての事に善行をなさんとすることを信ずればなり」(十三、十八)。

人の行為に善惡の二種あれども外部に現露したるものを以て判断すべからず、事を為すの動機如何と精査すべし、若し其の動機にして不可ならんには善行賞するに足らず、否、之を責むべし、若し其の動機にして善良ならんには其の為す所不可なりといへども責むべからず、否、却つて之を賞すべし、故に人の行為を是非せんとらば其の動機を見ざるべからず、余が沼津に住へる頃隣家に島津恂堂といふ老医あり、書を能くし、詩を諳し、其の性情極めて善良、余は基督信徒中にも氏の如き正直なる、馴良なるものを多く見たることなし、然れども氏は極めて頓遽にして氏につける奇談少しとせず、余が現に目撃したるものあり、又伝聞したるあり、既に是く頓遽なるが故

に屢々其の行為の無礼となり、乱暴に涉ることありしが氏の正直なるを知るが故に誰とて之を責るものなく氏の奇行として之を賞賛したりき、余が五六歳の頃なりしが一夜常徳院殿の御奥に於て福引きの御催あり、いまだ同君公の御幼少の頃なりしを以て頓遽なる島津老人を慰みて笑はんとの御意あり、種々工風の末老人が蜘蛛を甚しく嫌ふを以て大小数多の蜘蛛を捕へ、之を美しき蒔絵の香箱に入れ、手品を以て老人に當るやうにし、用意整ひたり、老人は誰より借受けしか十徳を脱ぎて肩絹をかけ、袴をはき、坊主頭に附鬚を為し、ニヤ／＼と笑ひながら御前に出て其の粉装にて見るものはや笑ひ興じ居りしが頓て籤引きとなりしに手品は功を奏して彼の香箱は老人の手に落ちたり、謀畧を知る者ははや笑ひいだし、知らざるものは其の箱の美しくして且つ貴きを羨み居たり、「恂堂、あけてみよ」の御言に應じて老人は箱を開きしが何ぞ思はん、箱の中よりは己が生命とらるゝ程に恐しき蜘蛛ならんとは、老人は「阿」の一声、君公の御前も忘れて、コレハ／＼、立たんとすれば平生穿きなれぬ誇の裾を踏みたることゝて見事にズデンドウ、天仰様にヒツクリ廻りて一二回コロ／＼と転ぜしが其の機に肩衣は抜け、附鬚は取れ、片耳の後にブラ下れり、誰か其の挙動に笑はざるべ

き、満座哄笑久しく鳴止まざりき、ある日余が叔父鷲見氏の児死し、其の墓標を造るとして老人に揮毫を乞ひたり、暑き日の午後余は島津氏に往き、墨を磨りしが其の間に老人は入浴し、出でて裸体の俛、濡手拭を前におき、団扇つかひしながら前にひろげし紙を見て居りしが忽ち筆をとりて戒名を書き、右手に筆を持てるまゝ「あゝ、暑い」の一声と共に左手にて前を蔽ひし、手拭をとり前額に流るゝ汗をふき、いつか手拭のおき場を忘れ、何年何月幾日と右の方に記さんと手をのべて腰を立てしに老人は手拭の無きに心附き「しまった」と叫ぶと共に筆を紙の上に落としたれば半成りし紙面は忽ち鴉の啼に帰るの光景とはなりけり、老人のいまだ若き頃なりしと聞く大に痘瘡の流行することありて、為に日夜忙しかりし夏の夕、ある家より至急との迎使を受け、物取りあへず急ぎ其の家に入り「ドコ〜」と問ひつゝ奥に入りしが蚊帳を垂れし其の中にと案内せられ、指したる脇差投げ棄てゝ蚊帳の中に入り、忽ち妻女の手をとりて「これは疱瘡、中々重い」と診断せり、妻女は餘りのことに驚きていまだ何事をも云はざりし時主人が火を点して蚊帳の中に入り来り、老人は己が握める手は大痘瘡の妻女の手にてありたれば「しまった」の一言を残し、何事をも云はで其の家をか

けいでたりと、他にもかゝる類の話あれども老人は實際に此事を為したりと確聞せり、又余は見ざりしが老人の妻女がいふ所を聞くに時々老人は病家見廻りを為して夕刻家に帰りし時帯の間より十余本の扇をバラ〜と落とすことありきと、如何なる理由かを問へば己が家より扇を持ち出て出でたる時はよけれど若し忘れて持行かざる時は最初に見舞ひし家にて其の忘れたるに心付き「一本拝借」と乞ひて用ゐ、其の家を辭する時は己が帯に挟み、其の俛出で、次の家を見舞ひし時は忘れたりとのことを記憶せるが故に又「一本拝借」をきめ、帰る時は又帯にさし、第三、第四皆是くして偕は家に帰る時に十数本に及びしなり、以て老人頓邊の一斑を知るべし、又殊に可笑しかりしは老人が江戸勤番の頃なりしが一日何方よりか帰り来りて隣家に入りたることなり、隣家の妻女は居間に居りしに誰やらん女関より入りて座敷に入りたるものあるが如し、然し主人ならんかと思ひて格別気にも止めざりしに久しくして其の俛静なれば少しく不審あり、立つて座敷に往きて見れば何ぞ思はん、祠堂老人が素裸體になりて大足座をかき、団扇をとりて胸毛を戦がせ居らんとは、妻女は驚きて「オヤ」と一声せるを見るや老人は「しまった」の叫喚と共に立上り裸體のまゝに女関より走りいで己が勤

番部屋に入りたり、隣家の妻女は驚き呆れていまだ何を為さざりし間に老人より房司を拜して其の粗忽を謝し、脱棄てたる衣服、大小等返してたまはれといひおこさせたりといふ、此隣家は余が父の叔父箱根粒五郎氏の家にして其の妻女は余が父の叔母なりき、余は親しく箱根の大叔父より聞きたることなり、由是觀之統恥か記第十三章に記したる「浜公が殿様になつたよ」は恰も目親しく見るが如き感あり、尚ほ一言すべきものあり、老人は是く頓遠なれども風雅の嗜ありしが故に詩に長じ、傑作少からず、然れば詩思に富み、他の苦痛とする所も老人の爲には雅味ありき、老人の一家が東京より上総に移住せる時家族荷物と共に五大力といふ船に乗りて東京湊町をいでしが其の日は風悪く、又雨さへ加はりて八幡の沖に着したる頃は夜に入りたり、いまだ風も全く止まざりしを以て船は沖合に碇泊したりしが多少の動揺を免れず、老人の妻女は久しく船暈に苦しみ、一刻も早く上陸せんと望みて船底にありしに夜半雨止みて星斑なる頃老人は苦を排して首をいだし、彼方此方を長視し居りしが何方にて突出だしけん遠寺の鐘声遙に聞えたり、老人は之を聞かや、自ら手を打ち、首を傾け

「あゝ……これだ、月落烏鳴霜滿天、江楓漁火對「睡」眠、胡

蘇城外寒山寺、夜半鐘聲到客船、あゝ、これだ
老人の妻女は船底よりなきけなき声出して

「まだ雨も風も止みませんか

老人は

「雨があつたら一層善いだらう、

老人は昔風雅のみならず、其の性率直なりしが故に喜怒の情も他人に比してよく外貌に現れたるものありき、一日弟子を集めて論語を講じ居りしが「あゝ……、孔子様の御心の中は……」といひしのみ歎泣久しくして一語をも発せず、漸くにして「今日は是迄……、是の如きこと決して一二回ならざりしなり、老人の如く頓遠にして正直なるは真に珍しきことなりかし。

右記し終りし後、渡辺孝氏より伝聞したることあり、大須賀一郎氏（今胤明といふ）大須賀悠介氏の死したる時其の墓碑の揮毫を乞ひしに老人は直に筆を取りて「何々居士、俗名大須賀一郎」と記し、自ら知らず、平然一郎氏に返したりと、又老人が大手前に町宅を為したる時雪隠に入りたり、其の頃老人の家の雪隠は其の窓町の本通に面したるものと見え窓外を大福餅売るもの通りかゝれり、老人は其の売声を聞くや自己の居る所を忘れ、窓より手を出だして「一個くれ」と叫ぶ、

彼は平生の花主なり、命に応して一個を呈す、老人手に取りしが焼きたてのホヤ、其熱持つに堪へず、立ちたる俚に「アツ、、、、」、此叫喚を聞きて二三の書生は家中に火を失し、老人之を消さんとしてさわげるものと思ひ一時大騒動を為したりといふ。

第六十三章 却つて馬鹿にせられたるを知らざらんや

箴言に曰はく「自ら見て聡明とする勿れ」(七三。)

又曰はく「おろかなる者は自ら其の道を見て正しとす」

(十二。)

又曰はく「其の隣を侮る者は智慧なし」(十二。)

世には普通の知識、才能を有せざる愚人あり、愚人は多く世人の軽侮を受け、馬鹿にせらるゝを常とすれども大に非なり、若し自ら学ばざるが為に、又自ら求めて愚たるものは兎に角(是さへ軽侮すべきにはあらざれど)世には天然の愚人少しとせず、天然の愚人は自ら愚人たるを知らざるのみならず、よし愚なるを知りたりとて改むること能はざる者なり、改むる能はざるものを軽侮し、馬鹿にするは色黒き者を色黒しとて軽侮するに同じく益なきのみならず罪なり、ある外人云へり「日本人は人の

天然の欠点を誹るの風あれども大に非なることなり、若し改め得ることならんには誹るも亦之を矯正せしむるの一方法たることあらんも天然は改むる能はざればなり」と、吾人若し愚人を見たらんには自己の愚人たらざりしを感謝すると同時に彼等を憐むべきなり、笑ふべからず、決して馬鹿にするの善あるべからず、

余が藩に木塚代五郎といふ人あり、余が物心知りたる頃は既に故人となり、其の家督を相続したる岩吉氏は余か父より少しく若きやうに思はれたれば弘化、天保の頃の人なりしならん、此代五郎氏といふは珍しき愚物にして余が藩には悪き方に有名な人なりき、固より天然の愚人にして目に一丁字なく唯生涯を人の玩弄物となりて終りし由なるが余が父目撃したまへりとして左の一事を語りたまへり、氏は自ら隱形の術を得たりとて屢々人に語りしよしなるが一日三四人の人悪る者集りし所へ氏は入来れり、豫て期したることゝて一人氏に問ひて曰はく「代五郎さんは隱形の術を行ひたまふよしなるが不幸にして余輩は一回も拝見したることなし、行ひて示したまふを得べきや」と、氏は忽ち得意になり「出来ませう、御覧に入れますや、私が壁に姿を隠しますと何方にも見えません」といひつゝ氏は忽ち室の隅

に躊躇し、頭をかゝへて自己の姿の見えざらんが如くなせり、人々は斯くと見て「成程、不思議、今まで居つた代五郎さんは何所へ往きなざつたらう、目にはみ見んのか、或は何所にか避けてくれしものか、何れにしても不思議なり、いざ氏を打ちて試みんと、或は箒をとるあり、或は竹刀をとるあり、或は吹竹、控張棒、各自何物をか持ちて

「此辺に居るかな、バタリ

各自彼方、此方の畳を叩きて「居らぬ〜」といひながら漸次氏の躊躇せる室隅に近き、打一打其の頭を目かけて打下せば氏の頭は破れんまでに「コキリ」の一撃を受く、然れど氏はいよ〜潜みて声をいささず、打ちたるものは知らざる為して室中一回打ちめぐりて遂に座し「代五郎さん、どうしてもお姿が見えませんが、どうぞ出てください」、一同の願望に応じて氏は前額の瘤を痛さうにも見せず、ヌツと其の所に出できたり「知れませんが、誰か此一言に感服せざるべき、一同声を揃へて「其の技及ぶべからず」と称す、氏は得々として平然たりき、人其の前額の瘤を問へば「隠るゝ時に柱に打ちあてたり」といふ、又氏を弄するに一術あり、一人氏に「代五郎さんは吹く息、吸ふ息に恐しい力ありと聞く、果して然るや」と、氏は

例の如く「できません」と答ふ、茲に於て二三の人々氏の前に立ち、足踏張りて「さア、吹いて見られよ」と、氏は忽ち頬を脹ませ大息おほいきに吹く、前に立つ者は踏張り〜「コレハかなはん、コレハ恐しい」を連呼しつゝ次第に後に退き壁又は障子に背を押着けて「もう止めてください」と願ふ、氏は「それ見よ」といはんばかりに控へ居れり、又ある人問ふ、「吹くお力は実験しましたが吸ふ方のお力はいかゞでせう」、かく聞くや氏は又前と同じく大息に吸ひはじむ、皆々吸はれじとの態度おんま、「コレハ恐しい、何ともはや堪へられん」、此声は氏をして弥々得意たらしめ、吸ふこと益々烈し、此時一人は吸ひつけられし為して己が石頭を氏の顎、又は前歯の辺に打ち當つるに氏は得意よろこの最中なれば歯を血ににちませて平然たり、人々茲に於て大に感服し、隠形といひ、呼吸力といひ実に天下無双、去るにても君公はよき家来を持たれたるものかな、唯天下泰平にして其の技を用ゐるに機なきのみ」と、氏は此賞賛を得て意気揚々たりきといふ、封建時代の武士としては珍しからぬ悪戯なりしが氏の愚に乗じてかゝる侮辱を加ふるは罪惡といはずして何ぞ、ある人は云へり、人は木塚氏を馬鹿にしてかゝることを為し、氏を慰みたりと思ひしならん、何ぞ氏を愚弄すると思ひて却つて氏

に馬鹿にせられたるを知らざらんやと、よし氏自ら馬鹿にせらるゝと知らず、他を愚弄するとは思はざりしならんもかゝる愚人を愚弄するは却つて自己の愚を自白するものにあらざるを得んや。

第六十四章 早く言へばよいものを

約書亜日は「唯今日まで為したる如く汝等の神エホバに附きしたがへ」(廿三)。

以利亜日は「汝等何時まで二の物の間にまよふやエホバ若し神ならば之に従へ」(王上十八)。

基督曰はく「凡そ人の前に我を識ると言はんものを我も亦天に在す我が父の前に之を識ると言はん」(太十)。

又曰はく「我と我が道を恥つる者をば人の子も亦おのが栄光と父と聖使の栄光を以て来る時これを取つべし」(路九)。

自己の把持する信仰と主義とは何れの場合にも決して敵ふべからず、殊に最初に於て然りとす、一日の計の朝にあるが如く自己の信仰を維持し、主義を徹底せしめんとせば最初より其の信仰と主義とを示すべし、一回明にしたらんには後困難を感じざるべしといへども最初に其の機を失ひたらんには後に之を示す

こと頗る困難なるが上に示すも亦其の効力極めて少し、余は其の例に接したり、

医学博士河本重次郎氏の妻女は加藤正矩氏の養女にして名をかめ子といへり、河本氏が独逸にある間加藤氏が本県尋常中学校の校長たりしを以て氏の家に同居し、余輩が當市に伝道を初めし頃道を聞き、廿一年十一月一日洗礼を受けたり、廿二年河本氏が近々帰朝すべしとのことにて東京に移ることとなりしが同年三月廿日信徒は夫人の為に送別会を開けり、余は其の席にありて哥林多後書第四章を朗読し、今日以後信者としての生活に困難を感ずることもあらん、然れども主にありて大胆なれ、又夫人は河本氏の不在中に信徒となりたれば所天を説くの大責任あるを忘るべからず、所天帰朝せられたらんには最初に自己の信仰を明示せられよ、是れ後の業を容易ならしむるの道なりとすゝめたりき、余は河本氏が宗教を軽蔑するの風はあれど他の信仰を妨ぐる人にあらざるを知りたればなり、然るに夫人は東京に往きて河本氏も帰朝し、本郷に住へるよしも聞きしが夫人の信仰の生涯につきては寂として聞く所なし、余は夫人の為に之を危み、人をして問はしめたるに夫人は余の言をきかず、いまだ其の信仰を発表せず、よき機会の来るを待つとのことな

りき、余は生涯の無告白に終らんかと憂ひたり、其の年の夏の頃なりき、美露氏は大学教授ナツト氏に依頼して河本氏を訪はしめたるに同氏は河本氏の長く独逸にありしことを聞ききたると、又宣教師等の如く我が国の事情に通せざりしとを以て河本氏を訪ひたる時靴を脱せずして座敷に入れり、河本氏は之を見て大に怒り、本邦人の外国にある者は皆外国風に倣へり、彼等本邦にあるもの本邦の風に従はざるの理あらんや、然るにかゝる挙動を為すもの我を侮辱するなりと、忽ち一書を裁して以来訪問を謝絶すといひつかはしたり、此等のことによりて夫人は弥々告白の機会を失ひ、其の後に至りて美露氏と懇意なるよしは語りしが自己の信仰のことを如何にせしか、或はいまだ明に示す所あらざるにはあらずや、夫人は今信者としての生活を為すものにはあらざるが如し、あゝ、「最初の一针は九針を助く」最初に誤つものは生涯の誤謬たること少しとせざるなり、

又此頃波岡茂厚氏に聞けり、(氏は九戸郡種市村の村長にして浸礼教会の信徒たり)、一昨廿九年八月のことなり八戸の旧主南部子爵(盛岡の本藩南部伯爵の実弟なり)は旧領の海嘯被害地を巡視して種市村に止宿せられたり、旧領地たるが上に波岡氏は旧臣なるが故に止宿所に召されて酒肴を賜へり、氏の実直

なる旧主の召を蒙りて殊に親しく酒肴を賜はるといふを以て謹みて其の席にありしに子爵は特に盃を挙げて波岡氏に賜ひ、側にある家令に酌せよと命じたまへり、氏は盃こそ受けたれ、直と當惑せり、辞しまつらんか、旧主に対して畏あり、辞せざらんか、我が主義(氏は禁酒会員なり)を如何にせん、氏は躊躇して其の盃を前におきしに子爵は屢々催促し、令扶等は側にありて頻に強ひ、氏は実に進退谷まじりたり、たゞ「有り難うございます」を連呼せるのみ、遂には子爵も何となく不興氣にて「令扶の酌を好まねば余酌せん」と已に壘をとらんとしたまふに至り、波岡氏ははや我漫「慢」もならず、「恐れながらまうしあげます、私は禁酒会員なるが上に基督教の信徒になりました……」と其の語の終局まで達せぬに子爵は面色を和げ「あゝ、然うか、悪かつた、早く知らせればよいものを……」といはれてそれよりは前よりも打解けて御出立の時は八戸まで同行せよとのことにて御案内を兼ねたり、かゝることなら早くまうしあげたらばよかりしに案するよりも生むは安き心持したりき、視よ、自己の進路を容易ならしめんとせば最初に自己の主義を明にして「かれはかゝる人なり」と知るゝにあり、謹まざるべからず。

第六十五章 翌日も亦箱根山

保羅曰はく「我儕が救を得るは望によれり」(羅八。)

又曰はく「望みて喜び患難に耐へ」(羅十二。)

人困苦の暗黒中にありて常に一種の光明を認め、窮境にありて一條の通路を見、失意の際に得意の芳香に接するは自己の有する所の希望なり、希望は無形の一勢力にして泣く者を慰め、憂ふる者を喜ばせ、困む者を助け、不幸、患難を励まし、罪惡を感して憂愁、煩悶苦慮慘怛たる者に救拯を示して安心立命の地を得せしむるものなり、パウロは心中に善惡二法ありて屢々惡の為に精神的捕虜となるを歎じて「噫われ困苦人なるかなこの死の跡より我を救はん者は誰ぞや」と云へり、然れども基督に於る希望によりて神に感謝せり(羅七。)、主は其の前途に置かれたる喜樂を望みたまひしによりて恥を厭はず、十字架を忍びて成功したまへり(米十二。)、ペテロは神の大なる矜恤と基督の復活したまひしによりて困苦の中に活ける希望を抱き(彼前一。)、ヨハネは希望を懐く者潔かるべきを信じたり(一約三。)、其の他ノアは一大希望ありしが故に世人の誹謗を排して天下を救ひ、アブラハムは希望によりて自己の往く所を知らずして出で、

て大国民の祖となり、モーセは一大希望を有したるが故に威權赫々たる大国王の子たるを辭して神の民と共に困苦を共にし、以てイスラエル移民の導者たるの榮を得たり、由是觀之人生の困苦、辛酸を排除して喜樂、平和ならしむるものは其の懐く所の希望によるなり、然れば若し人生に希望なからんか、魯帝の威權もバンダヒルトの富裕も患難たるを免れざるなり、人生の禍福の度は希望の度と高低を同じくするものなり、文久、元治の頃世の次第に変遷し來るにつれて余は江戸遊學を希望し、屢々父に迫りて許されんことを乞ひしが父は故郷の先生にて不足を感ずる時は許すべしと「の」許したまはず、然れど當時江戸詰の人々の沼津に移住する者に逢ひて伝聞すれば文武ともに江戸には良師乏しからず、我が藩の戸塚先生は愛宕下に道場あり、我が藩出身の桃井先生は八丁堀に道場あり、江川氏は新錢座にあり、余が十五六歳の頃余が父は江戸にあり、好き機会なりと思ひたれば書を以て屢々父に乞ひしに父は江戸在動中來ることは許すべしと報しこしたまへり、幸ひ父の同僚杉山東氏御用にて江戸に往くとのことなれば「幸ひ」同伴することとなり、弥々江戸行と決着したり、出立の日となりては余の喜び譬へんにもなく希望洋々、意氣昂然「男兒立志出鄉関、

学若不成死不還、埋骨豈畜墳墓地、人間到处有青山」は久しく前より自ら吟じて大に期したる所なり、東都にありて大に学び、錦を着て故郷に帰り、田舎物に誇らんの野心は勃々たり、其の日沼津を出で、箱根山にかゝりしが東海道の難所と聞えし山も此日に限りて坦々たる平地を行くが如く、思ひしよりも近かりしが如く其の夜は小田原の宿に投したり、はや江戸までの三分の一を来れり、其の夜眠らんとせる頃なりしが沼津より杉山氏に宛て、御用状を携へたる使者の来り、如何なる急御用出来したりやなど他事なれども心は安からず、杉山氏が書状を披きて読下す傍に唯前途をのみ思ひて僅に何等の御用ならんかと考へ居しに何ぞ思はん、氏が余に語る所によれば父上には俄に沼津に帰らるゝこととなり、三四日中に江戸を出立したまはん、而して沼津に帰らば再び出府せらるゝ時は知るべからず、よつて余が出府は一旦中止すべしとのことならんとは、あゝ、失望、失意、落胆、阻喪何等の言葉で以てするも余が其の時の心事は形容すべきものなし、余は父の帰国の気にかゝらざるにはあらず、然し余が一回立てし志は如何にして何れの時に遂げらるべきか、之を思へば余ははや半死したるが如く感せり、然し何等の処置か為すべき、唯父の命に従ひて帰国するの外なし、あゝ、

昨夜は歡喜極りて眠る能はざりしもの今夜は失望煩悶にて眠る能はず、昨夜は長夜なりと思ひしに今夜は短夜なるが如し、余は泣かんばかりに翌朝江戸にむかふ人に別れて独り使にきたりし男を伴ひて昨日の箱根山を逆に繰返し初めたり、昨日笑ふて我を迎へしが如き山川は今日泣きて我を送るが如く、昨日我が行を祝せるが如き草木は今日我を弔するが如し、昨日近しと思ひし八里は今日遠く十数里を行くに似、昨日は平坦なりと見えたる山道、今日は根生悪く險峻極りなし、昨日跳りし足は今日ひきずり、昨日肩身広く通行せし所今日は格別に人に見らるゝが如し、昨日の得意は今日の失意、余は余が家に入りし頃は其の疲労太甚しく、身を動かすことすら能くし得ざりき、あゝ、得意と失意、有望と絶望の相違偉大なるかな。

第六十六章 内事は相談もできん

箴言に曰はく「言語を出たして時に適ふはいかに善からずや」
(十五)。

又曰はく「機にかなひて語る言は銀の彫刻物に金の林檎を嵌めたるが如し」
(廿一)。

よき言も貴き道理も受くる者の度に適せざる時は功なきものな

り、然ればこそ昔より「馬の耳に念仏」、「猫に小判」、^{〔と〕}「人を見て法を説く」、「大声不入里耳」等此等の理を教へたる俚諺あるなれ、殊に雑種の聴衆に対して説教するが如きもの徒に理論高尚に失し、其の度に相當せざるに於ては其の過ぎたるは及ばざるにて其の無益なるのみならず、時としては新來の不信者を倦ましめ、遂に之を蹟かするの危険ありとす、言論を為すものに大に慎みて可なり、

陸中九戸郡の辺は其の地の僻遠にあるを以て文化の澤を受けざるはいふまでも無きことなるが^{〔続々恥か記第 七十三章參觀〕}殊に教育のことに至りては極めて無頓着にして當事者ももてあまし居る有様なり、学齡兒童は修学の頃に至れば海浜に近きは漁業を為さしめ、或は山野に追ひまはして学校に登らしむる者は全數の半にも至らざるべし、彼等の是の如く無頓着なるものは畢竟其の必要を感ぜざるによるものにして必要を感じたらんには誰か之を怠るものあらんや、今日まで當事者が苦心したるもの同じく此必要を知らしめんとするにありしが其の説く所は高尚なる理論にして実に彼等の耳には^{〔マ、マ、マ〕}を聞かしむるが如く其の功なくして却つて害ありき、種市村長波岡茂厚氏は彼等の無教育なる高尚なる理論を以てするの益なくして害あるを知り、極めて

卑近なることを以て教へたらんには可ならんを思ひ居りしに日清戦役の後、機（招魂祭の類か）に乗じて老幼の村民に語りしことあり、曰はく「當村内より第二師団にありて清國又は台湾に出役して名譽の死を遂げたるもの十一人あり、彼等は天子様へ對して御奉公まうしたる者にて実に羨むべきもの、又此忠義の人を出だしたるは本村の名譽なり、然し是れにつきても学校教育の大切なるを知るべし、近間に居りて朝夕共にある者は然までとは思はざるべきが此頃の如く遠く外征などにあるもの、父母又は妻たる者は深く教育の必要を感じたることあるべし、譬へば人にも知らせ得ざる一家中、又は夫婦間の内事は相談することをも為し得ざりしならん、人に知らせてよきことは代筆も頼むべく、読みてももらはんが大切な内事に至りては代筆も頼むべし、よし他言を禁して頼みたりとするも受取りし父母、妻女は自ら読む能はざるが故に又不必要の人に知らせざるべからず、此等のことを考へたらんには自ら読みし書きもし得ざるは不便、不幸此上も無きことなるべし、彼等天子様の御為に大切の御奉公を為したるものにてかゝる不便、不幸を感ずるとは世間へ對しても恥かしきことならずや」と、氏が此言は老父母、新寡婦等に大なる感動を与へ、一老婦人は両眼に涙を浮べ「ほん

とにあのことばかりは知らせた上安心させて殺したかつたに書けないものばかり、又やつても読むことができまいと思つたのでとう／＼知らせずにしませんでした」と、此卑近なる言葉も時によりて彼等の為に力ありき、里耳には大声も入るべきものにあらずかし。

第六十七章 彼等は印度語を解せり

箴言に曰はく「愚なる者は智慧と訓誨とを軽んず」(七一)。
又曰はく「悪者の途は幽冥の如し彼等は其の碩くものゝ何なるを知らざるなり」(四九、一九)。

仏教の僧侶に文明の知識なく、又進みて之を得んとする者無く退いて旧習を墨守するは彼等の為に気の毒なることなれども此無学、無識は彼等を蔽ひし暗雲たりしなり、彼等は唯我独尊の釈氏を奉ずるが故に其の無学、無識なるに拘らず唯我独尊にして傍痛き挙動少しとせず、然れば彼等は愚婦、愚夫を教ふるの外他に何等の用をも為さざるなり、稀に有為の人物ありて仏教を信ずるといふを見れば其「信ずる」といふは唯仏教の哲理を樂しむものにして仏教の味方にはあらず、ある意味よりいへば彼等は仏教を破壊しつゝあるものなり、近頃幾分か目を警した

るものありといへども其の大多数に至りては依然として数十年前の僧侶にして共に文明を語るに足らざるなり、

明治十三年のことなりき、印度国の教師ナラヤン、シヤドリ
一氏来朝せり、氏は英国に留学して文明の教育を受け、信徒となり、教師となり、長く印度国に働かし志士なり、余輩は氏に
請ひて印度国の現状を聞かんとし、八月十六日を以て井生村樓
に演説会を開きたり、何が偕印度人の演説といふ我が国開闢以
来未曾有のことなれば聴衆中々に多く少くも一千人以上と註せ
られたり、偕佛教の管長等も五六人見え、默雷師の如きも聴衆
中にありき、氏の論題は印度国古今の沿革といふにありしが氏
は固より和語に通ずべくもあらず、茲に於て氏は英国に於て能
辨との評判を得たる巧妙の英語を用ゐ、井深氏之を通訳して大
に人心を感動せしめ、拍手、喝采(此頃は拍手などする風少か
りしを思ふべし)湧くが如くなりき、其の後、氏の演説は六合
雑誌の第一号より第四号に渉りて記載せられたりしが仏教の機
関明教新誌も其の景況など記したり、其の後のことなるが同新
誌は仏教僧侶に新知識なく、又新「知識」思想なきを慨して遂
に左の如き言を為したり、

我が仏教の印度国に關係を有するは実に兄弟、姉妹の間柄

にあり、然れども僧侶中一人の印度語に通じたるものなし、
之に反して基督教を見よ、我が国に入ること極めて短く、
又其の人の少数なるに拘らず印度語をよくするものあり、
過日印度人ナラヤン、シヤドリー氏の通辨を為したる井
深某氏の如き是れなり云々

あゝ、明教新誌は大内青巒氏の主管にかゝるものなり、仏教知識の木鐸を以て任ずる氏にして尚ほ然り、況して其の他の末社、俗物に於てをや。

和田英作の訳詩と明治学院

明治学院大学名誉教授

平 林 武 雄

日本ルーテル神学専門学校教師・福音ルーテル教会牧師であられた青山四郎氏は、昨年十一月、秘蔵される明治学院関係文書や写真などを学院図書館史料室に示され、あるものは複写を許し、あるものは恵与された。その中には、約九〇年前、母君チマ刀自が、兄・和田英作画伯から送られた手紙も含まれている(口絵参照)。手紙にはバイロンの詩の七五調定型訳も添えられ、珍しく、興味深い。

日々汝々御勉強ノ事と奉存候私儀／毎日画稽古に参り(但し朝九時より夕／方四時迄スワリ詰メ)勉強罷在候間
左ノ様御安心あれとし、秀穂さんノにも御勉強できる様に早く御家内ノ御一同御来京ある様に奉折候ノ私儀余暇
にチットバイロンノ詩を訳しノて見候故御笑覧に入れ候

〔冠〕「ワシントン胸像」〔英字ワシントン名〕

ワシントン

たゞしからざる榮又／いといやしげの富貴にも／誇るだにせぬ真なる／秀でし人を尋ねなば／倦み疲かれたるま
なごをば／いづれのもとに止ごめんか？／嗚呼有りわづか一人あり——／いとも初めに又終り／猶ほたぐひなき
一人あり——／西の方なる大陸の／うらみさへ猶ほ悪まざる／シンシナタスと呼ばるべき／此世にたどの一人よ
り／他に無き者のありしとぞ／誰にも覺とり得しめんと／ワシントンなる其名をば／幾千代までも永く伝へん

Washington

Where may the wearied eye repose

When gazing on the Great;

Where neither guilty glory glows,

Nor despicable state?

Yes...one...the first...the last...the best...

The Cincinnati of the West,

Whom envy dared not hate,

Bequeath'd the name of Washington,

To make man blush there was but one!

Byron

御注意、此の内にシンシナタストハ古羅馬ノ百姓ニシテ／非常ノ愛国者ナリ　ローマヲ助ハン為メ兵ヲ起シ

敵ヲ仆シ／首相ノ位ニアル十六日職ヲ去リ又元トノ百姓ニ返籍セシ人ナリ／○西方大陸トハ亜米利加ナリ

英作

おちまさま

さて、右訳詩の原作は *Ode to Napoleon Buonaparte* で、そこに訳出されたのは全一九節の中の最終節である。原作の趣旨は――

ナポレオンという一箇の野心家が現れ、その征服欲を満たすために、万骨は枯れた。かつての英雄も今は見るかげもない。世人はこの敗將の末路を見て、野心の空しさを知った。あのローマ人「シンシナタス」は、己が雄志を遂げるために、多くの同胞の血の流されたことをさとり、翻然剣を捨て故郷に帰農して、却って榮譽を博した。また、あのスペイン人「ロヨラ」も、権勢欲の空しさを知り、決然冠をなげうって念珠をとり、人生の終りを全うした。ナポレオンは流刑の身を如何に処するか。王よ、汝の王服は何処にあるか。汝の栄光は今いづく。と歌って、最後にこの節が来る。散文に直訳すれば――

罪に染む栄光の輝くところでなく、厭わしい威風あたりを払うこともないところで、偉人いづくこと尋ねまわった末に、疲れた眼の遂に止まるところは、ただひとり、最初にして最後、最高のひと――シンシナタスとも讃えるべき西国の人、すなわち、「羨望」も憎むことなく、「ワシントン」の名を譲り与えた人。この人のほかには人無きを、世人は恥じる。

だいたい、バイロンの作品は感情に走り過ぎ、読み易いものではないと思われるが、多分、明治学院の教室で和田

は彼の詩に親しんでいたのであろう。同窓の島崎も、学生時代にバイロンを愛読したように記している（島崎藤村『桜の実の熟する時』第五、八章そのほか）。当時は、詩といえど定型詩を意味した時代で、和田もこの英詩を伝統的な七五調に収めるために工夫をこらしたあとが窺える。ちなみに、ワシントン大統領は、一九世紀初めから、あまねく日本の青少年に敬愛された英雄であり、小学唱歌「ワシントン」（天は許さじ良民の）が一世を風靡したが、この唱歌が、和田と同年に明治学院に入り、同様に中退して東京音楽学校に転じた北村季晴の作曲であることも奇しき事実である。（北村季晴については『白金通信』一二七号参照）

☆

洋画家・芸術院会員・文化勲章受賞者・和田英作は、明治七年（一八七四）十二月二十三日、鹿児島県肝属郡垂水村に、父秀豊・母トヨの長男として生まれた。のちに、チマ、トシ、秀穂、イネ、トマ、香苗の弟妹を得た。明治十二年、両親に伴われて上京、ワデル宣教師により洗礼を受けた。そして、明治二〇年、芝白金に開校した明治学院普通学部に入學した。

美術評論家隈元謙次郎氏は、「彼が明治学院に学んだことは、その生涯に大きな影響を与えた。その基督教にのつとつた学校の進歩的教育と特殊性は、彼の思想と信仰を決定的なものとした。英語に堪能であったこともその賜であろう」といった（「和田英作の横顔」）。

学院在学中の和田は、生徒間の人気者で、誰にも愛されたいらしい。学友戸川明三（秋骨）は、後年、

和田英作君に至つては「略」大変な愛嬌もの、中島「久万吉」君なども親しくし、特殊のあだ名を以て私達の間に呼ばれて居た程であつた。特に島崎君は当時絵を器用に描いたので、和田君とも極めて近かつた。（『凡人崇

『拝』所収「その頃の事」

と書き、また、

四十余年前私共の青年時代和田君は何か催しのある毎に必らず絵画の方を引き受けて居られたが、島崎藤村君はどの方でも優秀な人であつた。僕は島崎君に刺戟されて、絵画の方に深入りしたのだ、といふやうな事を、曾て和田君も洩らされた事があつたやうに覚えて居る。〔『都会情景』所収「和田美術学校長を中心に」〕とも記している。

和田と島崎とは、よく連れ立って、飯田町にあつた同級生星野元治もとじの家に行き、泊り込むこともあつた、という。その家は、上州に本宅を持つ星野長太郎の東京別宅であつた。元治の長男、星野愷やすし・東工大名誉教授は、和田の描いた長太郎の肖像画を秘蔵されている。それは十二号ほどのもので、一八九三年五月の作である。(ちなみに同家には多摩川矢口の渡し辺りと覚しき風景画も伝わっており、見る人に「渡頭の夕暮」の風趣を感じさせる。なお星野元治については『白金通信』一二九号参照。)

生徒和田に対する教師たち(明治二十年度の教員一四名中アメリカ人が八名)の覚えはどうであつたかというところ、英作は、「授業中、机の下で先生や友達の似顔絵ばかり描いているということで、私はたびたび学院に呼ばれるので弱りました」という父君の述懐によって想像できる。折も折、入学の翌年すなわち明治二十一年六月、図画教師として上杉熊松が来任した。

上杉熊松は、安政五年(一八五八)米沢城本丸で生まれたひと(昭和八年没)、工部美術学校のサン・ジョバンニに学んだ。学院に來任した当時は牛込教会の長老でもあつた。この上杉は和田の画才を認め、絵画の道に進ましめる

にしかずと父に助言した。秀豊はこれに従い、明治二十四年、英作を中途退学せしめ、上杉の紹介によって曾山幸彦の門に入れた。「曾山は、上杉の同窓で、東大の建築科の助教授をつとめながら、岡田三郎助や中沢弘光などの青年たちを指導していた。ことに和田とは同郷のよしみがあった。(隈元謙次郎)」この年(明治二十四年)六月、明治学院の同級生たちは卒業し、上杉もまたこの月に学院を辞したのであるから、上杉こそは、和田英作を英学・神学の畑から引きぬいて、美術の道に向かわせるために、わざわざ訪れた使者のようなことになった。

☆

さきの手紙には発信月日が記されていず、また封筒も失われているので、これが何時書かれたか確定することは難しいが、「日々孜々御勉強」云々とあるところから察すると、それは、和田が本格的に画作修業を開始した明治二十四年夏から、令妹が浪華女学校を卒えて芝二本榎の聖書字館に入学する二十六年六月までの時点であろう。その後、和田は――

明治二十五年 曾山逝去のため原田直次郎の鐘美館に転ず。

明治二十七年 黒田清輝・久米桂一郎が新設した天真道場に学ぶ。

明治二十八年七月 第四回内国勸業博覧会に「海辺の早春」を出品、妙技二等賞を受く。(一等賞は無かった)(この月二十三日ちまは東山学院教師青山彦太郎と芝三縁亭で結婚。その時「兄の英作は妹のために京都清水寺の六号の風景画を描いて贈り、二人を祝福した。(青山四郎)」

明治二十九年 東京美術学校(現芸大) 助教授。

明治三十二年 ドイツへ赴く。

明治三十三年 文部省留学生となりパリに赴き、コラロッシン研究所に入り、ラファエル・コランの指導を受く。

明治三十六年 帰国。東京美術学校教授。

明治四十年 滋夫人と結婚。

(この間、三十九年七月、明治学院のため同窓会報『白金学報』の表紙絵を描き、四十一年七月には再び描き改めて贈った。すなわち『白金学報』は、明治三十九年より大正三年まで、和田の佳品で表紙をかざったのである。また、学院理事会記録は次のような記憶すべき記事をとどめている――

「和田英作氏自ら進ンデ中学部一年生ヨリ三年生マデ無報酬ニテ其特得ノ理想的教授ヲ試ミタシトノ希望ヲ申出タリ故ニ其希望ヲ容レ嘱托スルコトセリ」(大正四年四月九日常務理事会記録)

昭和 七 年 東京美術学校長。

昭和 十一年 右辞職、同校名誉教授。

昭和 十八年 文化勲章を授与される。

昭和二十六年 文化功労者に選ばれる。

昭和三十四年一月三日 静岡県清水市の自宅で逝去。勲一等瑞宝章大綬を受ける。一月十日、明治学院礼拝堂で、青山四郎牧師司式により、葬儀が行われた。式中、豊分教会牧師・伊藤与雄氏が故人の教会生活を懇ろに語った。

なお、英作・滋夫妻には子が無く、彦太郎・チマの長男新(明^{しん}治学院中学部を経て東京美術学校卒)が養子となつた。

ある日の沖野岩三郎

— 新資料紹介 —

明治学院大学兼任講師

岡崎

一

沖野岩三郎は明治三十七年九月に和歌山市を出発して上京し、一〇月から明治学院神学部別科に在籍することになった。入学して間もない一〇月一五日、沖野は教育青年会^①第三回小集に出席しているが、この事実は沖野研究史の上では今までに指摘されることがないので、当日の模様を詳しく報じている渡辺隈川の「教育青年会第三回小集」〔『教育実践界』一四巻八号、明治三十七年一〇月二五日〕に主に依拠して、当日の沖野の行動について先ず指摘しておきたいと思う。

当日の会合は、大塚の護国寺で開かれた。参加者は、沖野・渡辺英一^②・佐藤政治郎^③・市島賢次郎^④・富士居力次郎^⑤・穴戸留兵衛^⑥・岸边福雄^⑦・細山龍吉^⑧・松岡房吉^⑨の九人であったが、その中で沖野と松岡は始めての出席であった。上京して間もない沖野が何故このような会合に出席しえたかと言えば、それは教育青年会の母胎であった『教育実践界』に以前から投稿しており(例えば、「実験新案作文教授序論」〔同誌一三巻五号—一四巻七号、明治三十七年三月一〇日

— 10月10日 —、主筆の渡辺等とは既に知己であったからである。

開会は午後四時の予定であったが、集り具合は良くなかった。それでも、教育に生命を吹き込もうという青年達だけあって、胸襟を開いて赤心を吐露する内に、陶然たる雰囲気——言わば「教育の酵母」——が醸し出されることになった。

やがて岸边が来るに及んで、幼稚園談が始まった。岸边は、自分の経営する東洋幼稚園の園児に日曜の名を教えるも、その休日であることを教えず、暑中休暇は教員の骨休めとしてこそ価値があつても、児童の休みとは心得ず、実際に夏休み中も通常の如く通つて来る園児がいたと語つた。それにつれて、休暇の意義論や価値論が起こり、教育作用の活動に停止のあるはずがないので、当事者の主観的見地において、字義通りの休暇というものはあつてはならない、という点だけは誰も異論がなく、今の学校の休暇が全く教育作用の停止である様はどうだ、という嘆声がかれた。ついで、教育青年会同人の主義貫徹後の、いわゆる教育的社会が成立した時の、学校の存在に関する議論が起きた。存在の必要はなくなるだろうと言う者もあり、存在しなくてはならないと言う者もあり、存否は常識を以て俄に断定すべきでなく、また断定する必要もないと言う者もあり、議論が分れた。遂には、教育作用が個性に及ぼしうる限度はどれ位だろうかという、煎餅と共に咀嚼するには余りにも重大な根本問題まで提出された。

やがて夕食時となった。食卓には会費一五銭の料理——野菜と豆腐の煮付け、蕪菁の塩漬、松茸飯の櫃二個、酒三壺——が並べられた。食事中、渡辺が次のような提議を行った。「秋から外部に向つて社会活動を始める企画でいたが、見る所、我々の集団は自分なりに統一目的を認識はしたけれども、なお未だ情感・意思の全体を融合して、この主義の下に一丸となり、以て団体としての一性格——外部に対して一人格と認められるようなもの——を現出するに

至っていない。即ち、未だ真に生きた団体とならず、団体活動の元気が由て迸出し来る所の基礎がなお未だ充実していないということは、実に衷心からの自覚であると同時に、諸君も観察している所である。このような状態で一団体としての活動を外部に向けて発表することは順序を誤るものであって、恐らくは機械的形式に陥り、世間のいわゆる「教育会」と毫も扱ふ所がない破目に至るだろう。故に、更に少し時機を待つて、従前の企画を行うことにしてはどうだろうか？ その時機とは、団体活動の統合的精神を各自で自覚して、大丈夫なる生命を認める時である。諸君、どうだろうか？」この提議に対して、岸辺と市島は反対した。否、反対したというよりも、社会的活動・膨張的運動・自己顕示をも同時に行つて可いこと、その必要があることを論じたのであるが、今度は佐藤と宍戸が反駁して、結着を見るに至らなかつた。内部修養法の一つとして、先輩名士に頼んで坐談の間に指導を受けてはどうだろうとの提議がなされると、これには勿論のことながら異議はさしはさまれなかつた。また、定期会費を徴収すべきであると松岡が提議すると、これに対して沖野が反駁して、懸案となつた。同人の大半も未だその必要を認めていなかった模様である。

なお暫く坐談が交された後で、沖野が次のような自己紹介を行った。「私は高野山の麓、十津川に近い和歌山県有田郡寒川村の出身で、明治九年に生れました。幼くして孤児となり、他人に養われ、小学校教育を受けること僅に三年、寺院の小僧となり、役場の小使となり、土工となり、師範の入学試験に失敗し、村落学校の助教となり、また教導団に入らうとして成功せず、師範学校講習科で八か月の教育を受け、教員となつて八年、その間に結婚し、初子を失い、やめて後慈善夜学校を起し、耶蘇教会の牧師となり、日曜学校で教え、また和歌山図書館を経営し、遂に今年九月を以て神学研究のために上京しました。この一生を教育のために献げるつもりです。」大体において正確な自己

紹介であるが、「有田郡」は明白に「日高郡」の誤りである。「教導団」の箇所は、沖野が寒川村の隣村にある川原河尋常小学校で代用教員をしていた時期（明治二七年一月—二八年四月）に関するものであるが、『沖野岩三郎自伝』（沖野岩三郎先生顕彰事業実行委員会、昭和五八年）にも出て来ない注目すべき新情報である。なお、「教導団」については不明であるが、後に沖野が寒川村（第一）尋常小学校長時代（明治三三年四月—三五年一月）に組織することになる「公德会」（精神修養団体）と同類のものであったかもしれない。「やめて後慈善夜学校を起し」の箇所は誤りで、沖野は明治三五年四月に和歌山市立第二男子高等小学校の教員になったが、それとほぼ同時に公德夜学校を始めたのである。従って、この箇所は渡辺の聞き間違いかもしれない。

この後、沖野に続いて松岡も自己紹介を行ったが、それが済むや、松岡と沖野の間に華々しい戦争是非論が闘わされた。松岡は国家間の平和保持こそ「国家相互の利益と幸福とを増進する（中略）最良なる方法」であり、侵略が「滅亡」に通じることを認めていた（『空想実記』、一一五—一六頁）ものの、「万世一系」の「現神」の皇統を称揚する忠君愛国主義者（もしくは「神国」論者）であった（『空想実記』一二四—二七頁、及び『机上之友』一四頁）ため、「豺狼国」（言わばロシア）の「主脳を打撃して、全滅に終ら」せることが「生々の理本に合したる国」（言わば神国日本）として「行ふべき正当なる権利義務」という論理（『空想実記』、一三四頁）の下に、「弥縫の平和よりも雄健の平和を希望」して（『机上之友』、二三頁）、既に開始していた日露戦争を是認していたのかもしれない。それに対して、曾ては自身も熱心な忠君愛国主義者であった沖野は、忠君愛国思想そのものは保持しながらも、既に和歌山市時代に「トルストイアンで熱心な非戦論者」となっており、「毎日毎日勝利勝利万歳万歳の声に、ごまめの歯ぎしりをしながら、出来るだけ世論に反抗」とするという経歴を持っていた（沖野、「回想の人々」、『文芸日本』三巻一号、

昭和三〇年一月)。また、上京後にしても、明治学院総理の井深梶之助から入学試験をされると言われ、『多分、戦争と宗教というような問題であろう』と早合点し、『思う存分、非戦論を書きなぐってやろう』と意気こんでいた所、出された問題が何と「クリミア戦争の起源とその終局を述べよ」であったため、沖野は「実に憤慨に堪え」ず、「予は非戦論者なり、故にこの問題には答へず」と答案に書いて、それを井深に渡したまま、さっさと退席してしまつたという(同右)。右記のような二人であるから、問題の論戦が如何に白熱したものであったかは、想像に難くない。

八時半を過ぎて三、四人が一足先に帰つたが、沖野は富士居・宍戸・佐藤・渡辺と共になおも残つて、柿の実をしやぶりつつ歓談し、九時半になつて散会した。

この日のことを、後に沖野は和歌山市に本部のある紀伊教育会へ書き送り、それは「東京便り」として同会機関誌『紀伊教育』一三一号(明治三七年一月)四五―四六頁に掲載されたが、これは沖野研究者にも知られていない新資料なので、ここで全文を紹介しておきたい。

●十月十五日音羽護国寺なる教育青年会の会合があつて僕も馳せ乗じたが中々に活気があつた●席に岸边福雄君と云ふのか居た、先生は目下当市で東洋幼稚園と云ふのを創立して熱心によつて居られる、先生は我和歌山県にも遊戯科の御蔭を蒙つた佐藤福雄君の事だ●先生の言によると幼稚園の児童に夏期休業するのは是非乎乎わからない、普通の幼稚園は其課業が、御仕事、御休み、お遊びの三つに区分してあるが、幼稚園がお遊びでなくちやいけない●お遊びばかりする幼稚園が殊別に休業するは可笑しい話だ、本年も夏期中休んだ子は体量が大そー減じて居た、ずつと出席した子供は体量が増して居た、これは休んだものは間食を気儘にやる「の」と適宜なる

遊戯をせない故であらうし、出席したものは、相変らず適宜の運動をするのと出席者が少いので学校内で広く遊ばれたせいであらふと考ふると、成程さうだらう●実験界記者の獅子党君に聞けば、先生の幼稚園は中々活気があつて子供が活きて働いて居るさうな●渡辺〔限〕猥川と云つば議論家のバリ／＼連かと思つて居たが逢つて見ると案に相違、無官の大夫教盛然たる優男で有つた、佐藤任夫君は中々議論家だ●高師の市島君も来て居た、先生中々議論家で彼のやさしい美文家には請取れない口である●教授法や教場は措て論せず、兎に角盛なものゝ東京の私立学校である、正則英語学校の開校〔記〕記念式が去る十三日に行はれた、同校の当初僅に八名であつた、生徒が今は四千の多きに達して居るとは驚かざるを得ない、女子の方では渡辺女学校、これは今一千名に近い生徒を収容して居る、川村先生の私立学校が未だ見えないのは何故だらう。

第二節の「我和歌山県にも遊戯科の御蔭を蒙つた佐藤福雄君」とは、岸辺が明治三四年八月の紀伊教育会夏期講習会で遊戯に関する講演と実地講習を行つていたこと等を指していよう。(この講演の要旨については、「佐藤福雄氏講述 遊戯」『紀伊教育』一〇三—一〇五号、明治三四年九月—十二月)を参照されたい。なお、『紀伊教育』一〇一—一〇二号「明治三五年五月」にも、岸辺の「小学校遊戯教授細目表(一)」が掲載されている。第四節から、沖野が岸辺の見解に賛成していたことがわかる。第五節の「実験界記者の獅子党君」とは、宍戸のことである。第六—七節の人物評は面白い。第八節は問題の会合とは関係がないが、上京直後の沖野が東京のどのような点に注目していたかを知る上では、無視することのできない箇所である。「正則英語学校」は、英学者の斉藤秀三郎が明治二九年一〇月に神田に創立した著名な英学校である(開校記念式について当時の新聞等を調べてみたが、確認できなかった)。「渡辺女学

校」という校名は、少なくとも明治三十七年までの段階では、『東京教育史資料大系』（東京都立教育研究所、昭和四六—四九年）にも出て来ないが、裁縫教育家の渡辺辰五郎が創立した女学校（明治一四年に和洋裁縫伝習所として出発、明治二五年に東京裁縫女学校と改称、後の東京家政大学）が、裁縫女学校の名門として当時既に相当の生徒数を有していた（ちなみに同校の生徒数は明治三二年に既に八〇〇名にも達していた）^⑩ことを考えるならば、沖野の言う「渡辺女学校」とは、恐らく東京裁縫女学校のことを指しているであろう。「川村先生」とは、明治九年に河村女校を創立した河村重子のことを指しているのかもしれない（明治八年に生れ大正一三年に川村女学院〔後の川村学園〕を創立する川村文子にしては年齢が若過ぎる）が、河村女校が閉鎖されたという事実は、『東京教育史資料大系』からも確認できない。

問題の明治三十七年一〇月一五日——満州で沙河大会戦が行われている真最中に、東京では右記のように世間から非国民的と罵られかねない平和な会合が持たれていた。それもまた、「明治の青春」の一つの有様であったが、それに参加した沖野からは、「神学研究」者とは異なるもう一つの姿——教育・社会改良と非戦論に青春の情熱を燃やしている姿が浮び上って来る。言わば、和歌山市時代の「青年会」活動の余燼未だ冷めやらざりといった所であるが、この点は明治学院時代及びそれ以後の沖野を考える上で重要な鍵と言えるのである。

(注)

(1) 明治三六年一二月に渡辺英一と佐藤政治郎が發起人となって設立した青年教育者団体。「一、社会の公道を明にし、教育の權威を確立せんことを期す。一、発達の真義に拠り、教育の功用を充実せしめんことを期す。」を綱領に持ち、この綱領に基

く教育・社会改良を目的とし、事務所を大塚に置いた（『教育青年会の設立』、『教育実験界』一三卷一号、明治三十七年一月一〇日）。

- (2) 号は隈川。福島県出身。中学卒業後は東京高等師範学校に学び、卒業後は主として『教育実験界』に執筆し、当時は同誌の主筆をしていた（市島雪溪、「教育青年会第一回記事（続き）」、『教育実験界』一四卷一号、明治三十七年七月一〇日）。
- (3) 号は任天。徳島県出身。徳島師範学校に在学中、不羈卓越が災して、しばしば教師の間に物議を醸したので、上京して井上円了の門下生となり、当時は『実験教授指針』（雑誌）を監修していた（同右）。
- (4) 号は雪溪。新潟県出身。当時は東京高等師範学校に学ぶ傍、『教育実験界』の記者もしていた（同右）。
- (5) 徳島県出身。佐藤政治郎と徳島師範学校の同窓であり、当時は東京高等師範学校に在学していた。教授法研究会の一員（同右）。
- (6) 号は磐水。福島県出身。渡辺英一と中学の同窓であり、当時は早稲田大学に学ぶ傍、『教育実験界』の記者もしていた（同右）。
- (7) 佐藤福雄ともいう。兵庫県出身。以前は東京師範学校教諭として、頻りに遊戯教育を奨励していたが、当時は牛込納戸町に東洋幼稚園を創設して、児女の撫育に当っていた（同右）。著書に『遊戯的教授法』（宝文館、明治三十五年）がある。
- (8) 市島の紹介で教育青年会に入会した人物で、市島とは小学校時代からの友人。当時は開発社にあって実業方面に従事していた（『教育青年会第二小集記事』、『教育実験界』一四卷三号、明治三十七年八月一〇日）。
- (9) 号は夢鳥。秋田県出身。秋田師範学校在学中、校長に反抗して放校処分を受けたが、後に免許状を下付されて教職についた。当時は本所の中和小学校で妻と共に教えていた（渡辺、「教育青年会第三回小集」。著書に『空想実記』（開発社、明治三十五年）と『机上之友』（開発社、明治三十六年）がある）。
- (10) 『渡辺学園百年史』（渡辺学園、昭和五六年）、四七一頁。
- (11) ちなみに、教育青年会第一回小集に参加した市島賢次郎が、「世人或はわれらを罵りて、非国民的なり出世間的なりと言はん」と認めている（市島、「教育青年会第一回記事」、『教育実験界』一三卷一、二号、明治三十七年六月二五日）。但し、市島は

ある日の沖野岩三郎

これに続けて、「焉んぞ知らん、愛国の情燐はやがて談笑の間に閃き、憂世の涙は冷静のうちにあふるゝを」というように、当会小集の弁護も行っている。

||後 記||

引用に際しては、新資料の場合も含めて、旧漢字を当用漢字に改め、変体仮名を通行の仮名に改め、誤字を「」で補訂した。なお、本稿の作成に際して、明治新聞雑誌研究者の西田長寿氏から御助言を戴いた。ここに厚く謝意を表する次第である。

昭和五十九年三月二十四日 印刷
昭和五十九年三月三十日 発行

明治学院史資料集 【第十集】

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
編集代表 高 田 章

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
発行者 平 出 宣 道

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
発行所 明治学院大学図書館
電話(〇三) 四四八―五一八八

東京都世田谷区経堂五ノ三七ノ四
印刷所 株式会社 三五 堂
電話(〇三) 四二七―三五一〇